

下妻市地域防災計画

その他の災害対策計画編

目次

第1章	航空災害対策	1
第1節	災害予防.....	1
第1	下妻市の航空状況の把握	1
第2	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	1
第2節	災害応急対策	5
第1	発災直後の情報の収集・連絡.....	5
第2	活動体制の確立.....	7
第3	捜索、救助・救急、医療及び消火活動	15
第4	避難指示、誘導.....	17
第5	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	22
第6	関係者等への的確な情報伝達活動.....	23
第7	遺族等事故・災害関係者への対応.....	23
第8	防疫及び遺体の処理	24
第2章	鉄道災害対策	27
第1節	災害予防.....	27
第1	下妻市の鉄道状況の把握	27
第2	鉄道交通の安全のための情報の充実.....	28
第3	鉄道交通安全運行の確保	28
第4	鉄道車両の安全性の確保	29
第5	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	29
第2節	災害応急対策	34
第1	発災直後の情報の収集・連絡.....	34
第2	活動体制の確立.....	35
第3	救助・救急、医療及び消火活動	43
第4	避難指示、誘導.....	46
第5	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	51
第6	関係者等への的確な情報伝達活動.....	51
第7	防疫及び遺体の処理	52
第3章	道路災害対策	57
第1節	災害予防.....	57
第1	下妻市の道路交通状況の把握.....	57
第2	道路交通の安全のための情報の充実.....	59
第3	道路施設等の管理と整備	59
第4	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	60

第5	防災知識の普及.....	63
第6	再発防止対策の実施.....	63
第2節	災害応急対策.....	64
第1	発災直後の情報の収集・連絡.....	64
第2	活動体制の確立.....	65
第3	救助・救急、医療及び消火活動.....	73
第4	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動.....	75
第5	危険物の流出に対する応急対策.....	76
第6	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動.....	76
第7	関係者等への的確な情報伝達活動.....	76
第8	防疫及び遺体の処理.....	77
第4章	危険物等災害対策.....	81
第1節	災害予防.....	81
第1	危険物等災害の予防対策（各危険物等災害共通事項）.....	81
第2	石油類等危険物施設の予防対策.....	84
第3	高圧ガス・火薬類の予防対策.....	85
第4	毒劇物取扱施設の予防対策.....	86
第5	放射線使用施設等の予防対策.....	87
第6	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策.....	88
第2節	災害応急対策.....	90
第1	発災直後の情報の収集・連絡（各危険物等災害共通事項）.....	90
第2	活動体制の確立（各危険物等災害共通事項）.....	94
第3	石油類等危険物施設の事故応急対策.....	98
第4	高圧ガス、火薬類の事故応急対策.....	101
第5	毒劇物多量取扱施設の事故応急対策.....	104
第6	放射線使用施設等の事故応急対策.....	105
第7	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策.....	107
第8	避難誘導対策.....	108
第9	捜索・救出・救助対策.....	108
第10	応援要請対策.....	109
第11	医療救護対策.....	112
第12	緊急輸送の確保.....	113
第5章	大規模な火事災害対策.....	115
第1節	災害予防.....	115
第1	災害に強いまちづくり.....	115
第2	大規模な火事災害防止のための情報の充実.....	116
第3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	116

第4	防災知識等の普及	119
第2節	災害応急対策	120
第1	発災直後の情報の収集・連絡	120
第2	活動体制の確立	122
第3	救助・救急、医療及び消火活動	130
第4	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	132
第5	避難収容活動	132
第6	施設及び設備の応急復旧活動	133
第7	関係者等への的確な情報伝達活動	133
第8	防疫及び遺体の処理	134
第6章	林野火災対策	137
第1節	災害予防	137
第1	林野火災に強い地域づくり	137
第2	林野火災防止のための情報の充実	137
第3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	138
第4	防災活動の促進	141
第2節	災害応急対策	142
第1	発災直後の情報の収集・連絡	142
第2	活動体制の確立	143
第3	救助・救急、医療及び消火活動	151
第4	緊急輸送のための交通の確保	154
第5	避難収容活動	154
第6	施設、設備の応急復旧活動	159
第7	関係者等への的確な情報伝達活動	160
第8	二次災害の防止活動	160

下妻市地域防災計画(その他の災害対策計画編)

第 1 章 航空災害対策

第1章 航空災害対策

本計画は、市内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に、防災関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防

航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じる。

第1 下妻市の航空状況の把握

■ 基本事項

1 趣旨

下妻市の航空状況を取りまとめるものである。

2 対策項目

1 下妻市の航空状況

■ 対策

1 下妻市の航空状況

本市には、非公共用ヘリポートとして前山下妻ヘリポート（管理者：前山倉庫株）があり、訓練用途等に利用されているほか、市周辺では、つくば市にも公共用ヘリポートが、1箇所ある。また、茨城県の上空は、宇都宮進入管制区、百里進入管制区及び東京進入管制区が設定されており、ヘリコプターも合わせ、本市は、航空災害に対する対策が必要な地域であると言える。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

■ 基本事項

1 趣旨

航空災害による被害を最小限に抑えるために、以下の体制整備や備えを図る。

2 対策項目

- | |
|----------------------|
| 1 情報の収集・連絡体制の整備 |
| 2 災害応急体制の整備 |
| 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え |
| 4 緊急輸送活動への備え |

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

6 防災関係機関の防災訓練の実施

■ 対策

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡-----【市(総務部)】

防災関係機関は、大規模な航空災害が発生した場合または発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講じるとともに、機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応可能な情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

市においては、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

また、民間企業、報道機関、市民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(2) 情報の分析整理-----【市(総務部)】

市は、発災時に県の行う情報分析に協力できるよう体制を整える。

(3) 通信手段の確保-----【市(総務部)】

1) 防災行政無線等

市は、市民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム(同報無線、移動無線、戸別受信機等)及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

2) 市防災メール

市は、市域全体を対象に災害・避難情報等の緊急防災情報を提供する市防災メールの普及やPRに努める。

3) 消防無線

いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で、無線により、直接、連絡調整を行うことができる。下妻消防署は、特に、広域応援体制による消火活動が円滑に実施できるよう消防無線の運用に努める。

4) 災害時の優先通信

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録情報について管理し、防災関係機関との情報共有を図る。

5) 防災情報ネットワーク

県の防災情報ネットワークシステムの構築を踏まえ、市においても防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制-----【市(各部)】

市は、実情に即した職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じて、市の実情を踏まえた応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制-----【県、市(総務部)】

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。

本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的な連携体制の強化を図っていく。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え-----【県、市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署】

各防災関係機関は、災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、船舶等の整備に努める。

(2) 医療活動への備え-----【県、市(保健福祉部)、医療機関】

市は、病院に対して、災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄を要請するとともに、災害時に必要な医薬品、医療用品等を調達するため、あらかじめ医薬品・医療用品等の販売事業者と協定の締結に努める。

また、市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとし、さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平常時より相互の連携を図る。

4 緊急輸送活動への備え-----【市(建設部)、道路管理者】

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、地震災害対策計画編 第2章 第3節 第1「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施する。

市及び各道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、発災後に交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え-----【市(総務部)】

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施-----【市(総務部)、下妻消防署ほか防災関係機関】

大規模な航空災害が発生した場合または発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、防災関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努めるものとする。

第1章 航空災害対策

第2節 災害応急対策

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、防災関係機関は次の対策を講じる。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

■ 基本事項

1 趣 旨

航空事故が発生した場合の情報収集・連絡体制を定める。

2 対策項目

1 災害情報の収集・連絡

■ 対 策

1 災害情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

1) 発見者の対応

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長または警察官に通報しなければならない。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

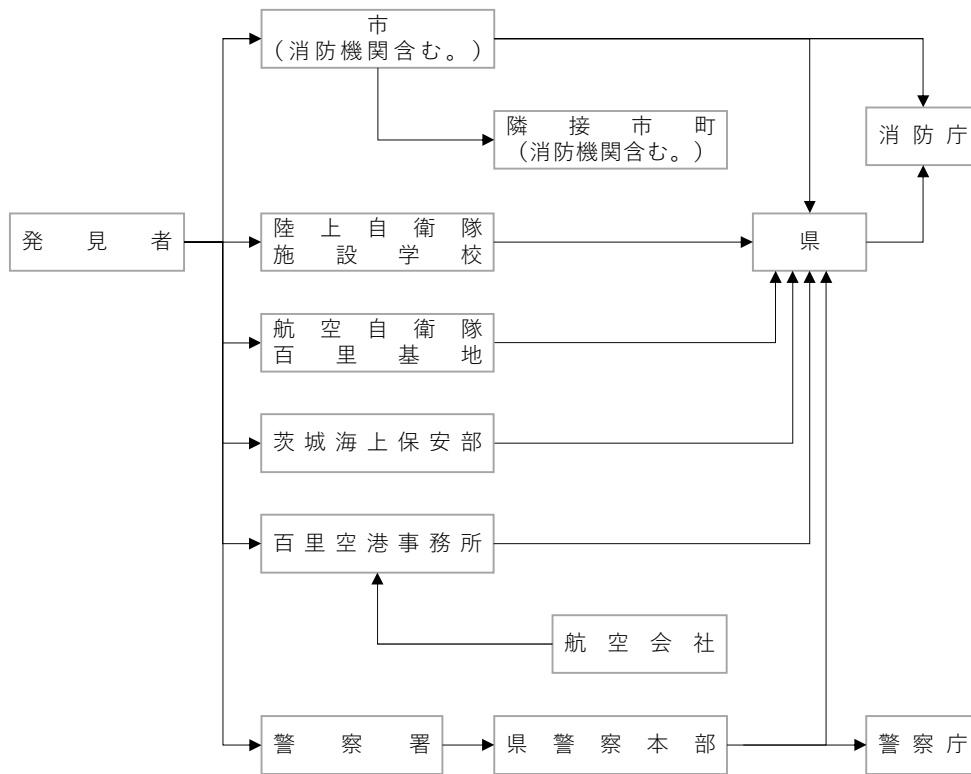
2) 市の対応-----【市(総務部)】

航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

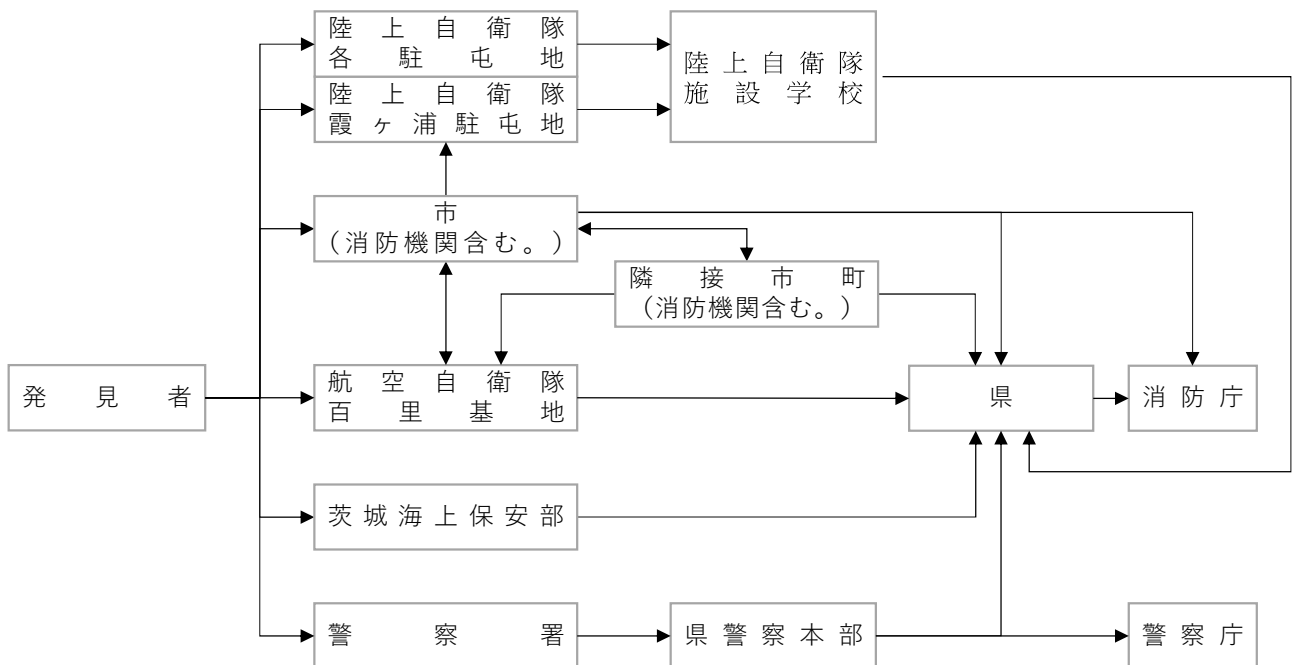
(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

【民間機の場合】



【自衛隊機の場合】



【連絡先】

機関名	担当部署	電話番号(夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527〔宿直室 03-5253-7777〕
百里空港事務所	航空管制運航情報官	0299-54-0672 (同 左)
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304 (同 左)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234 (同 内線 302)
陸上自衛隊古河駐屯地	第1施設団第3科防衛班	0280-32-4141 内線 232 (同 内線 631)
	第101施設器材隊	0280-32-4141 内線 606 (同 内線 632)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線 2410 (同 内線 2302)
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 231 (同 内線 215)
茨城県	消防安全課	029-301-2896
	防災・危機管理課	029-301-2885 (同 左)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)

(3) 応急対策活動情報の連絡-----【市(総務部)】

市は、航空災害発生時には、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を報告する。また、市は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて県や空港事務所等と相互に緊密な情報交換を行う。

第2 活動体制の確立

■ 基本事項

1 趣 旨

航空災害が発生した場合の市の職員動員配備体制等を定め、災害時に的確な活動体制を確立する。

2 対策項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 市の活動体制 2 県の活動体制 3 広域な応援体制 4 自衛隊の災害派遣 |
|---|

■ 対 策

1 市の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員動員配備体制の決定基準は、航空災害の状況等により次のとおり定める。

表 職員動員配備体制の決定基準

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	航空事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。
非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	航空事故・災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

(2) 職員動員配備体制の決定-----【市(総務部)】

【警戒体制】

航空事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。

【非常体制】

航空事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。

表 職員動員配備体制の決定者

	決定者	代決者	代決者
警戒体制	市長	副市長	教育長
非常体制			

(3) 職員の動員-----【市(各部)】

総務部長は、動員配備体制の決定に基づき、災害応急対策実施のため、必要な職員の動員を行う。また、動員にあたっては職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

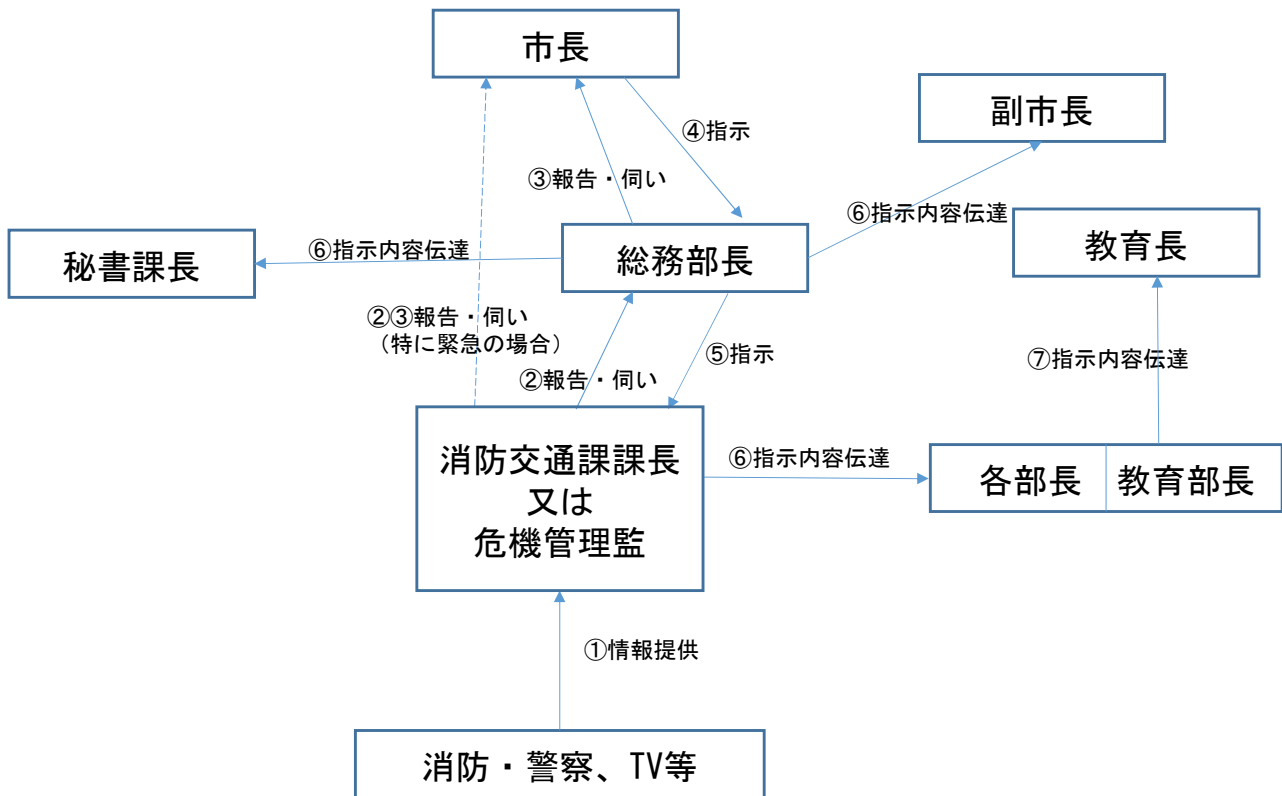


図 動員の伝達系統

(4) 災害対策本部等の設置基準等

【災害警戒本部設置基準】

- 1) 航空事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合
- 2) その他市長が必要と認めた場合

【災害警戒本部廃止基準】

- 1) 航空事故による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合
- 2) その他市長が必要なしと認めた場合

【災害対策本部設置基準】

- 1) 航空事故により、多数の死傷者が発生した場合
- 2) その他市長が必要と認めた場合

【災害対策本部廃止基準】

- 1) 航空事故・災害応急対策を概ね完了した場合
- 2) その他市長が必要なしと認めた場合

【動員配備基準との対応】

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との関係は、(1) の「職員の動員配備体制区分の基準及び内容」に示したとおり。

(5) 災害対策本部等の組織及び設置等-----【市(本部事務局、各部)】

1) 組織

災害対策本部は以下の者をもってあてる。

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者(防災関係機関職員等)

なお、本部長に事故がある時、または本部長が欠けた時は、市長の職務代理の順序により、副市長、次いで教育長がその職務を代理する。

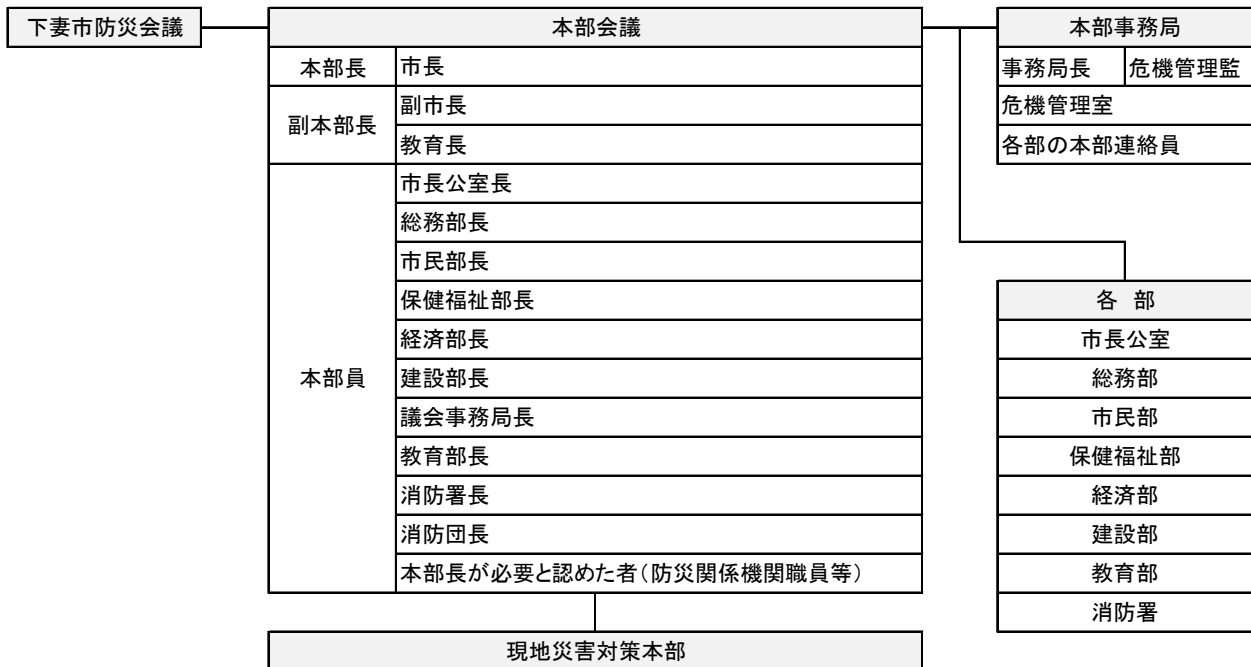


図 災害対策本部組織図

2) 本部の設置

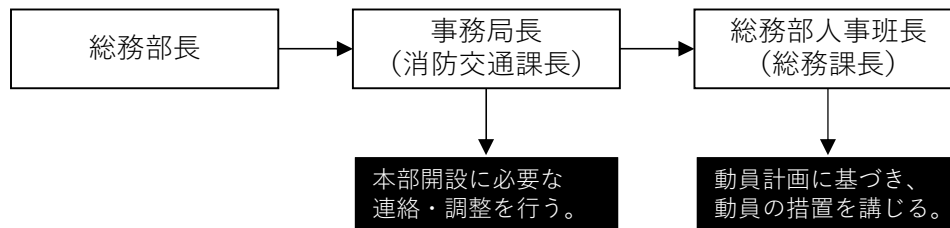
ア 設置に関する指示及び伝達

①本部員及び関係機関等への連絡

総務部長は、本部設置及び動員配備体制について市長の指示を受けた時は、災害対策本部事務局長を通じ本部員及び関係機関等に連絡する。

②本部設置に関する指示

本部設置に関する指示の流れは、以下のとおり。



イ 災害対策本部室の設営

災害対策本部室は、市役所第2庁舎会議室とする。

(6) 現地災害対策本部の設置-----【市(総務部)】

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じた時は、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

【現地災害対策本部の組織】

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。現地災害対策本部の要員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

【現地災害対策本部の設置基準】

- ・ 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- ・ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

【現地災害対策本部の分掌事務】

- ・ 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること
- ・ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

2 県の活動体制-----【県】

航空災害発生時の県の活動体制については、茨城県地域防災計画を参照する。

3 広域的な応援体制-----【県、市(総務部)、隣接市町】

(1) 他市町村への要請

市長は、市域に係る災害について適切な災害応急対策を実施するために支援を受ける必要がある

と認める時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

応援に従事する者は、災害応急対策の実施について市の指揮の下で行動するものとする。

(2) 県への応援要請または職員派遣のあっせん

市長は、県知事（または指定地方行政機関等）に応援または職員派遣のあっせんに求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない時は、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1) 応援要請時に記載する事項

- ①災害の状況
- ②応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥その他必要な事項

2) 職員派遣あっせん時に記載する事項

- ①派遣のあっせんに求める理由
- ②派遣のあっせんに求める職員の職種別人員
- ③派遣を必要とする期間
- ④その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ①派遣を要請する理由
- ②派遣を要請する職員の職種別人員
- ③派遣を必要とする期間
- ④その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請-----【市（総務部）、各公共団体】

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、民間団体等に協力を要請する。

(5) 消防機関への応援要請

市は、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県内の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害 ②災害が拡大し茨城県内の他市町村または茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害 ③多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害 ④特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害 ⑤その他応援派遣要請の必要があると判断される災害 |
|--|

(6) 受入体制の確保-----【市(総務部)】**1) 連絡・調整窓口の明確化**

市長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。また、市災害対策本部内における応援受援に関する連絡・調整を円滑に行うための組織や手順等を周知しておくものとする。

2) 応援を円滑に受入れ、活動を容易にするための体制の整備

市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの職員及び物資等の応援を円滑に受入れ、業務の実施を容易にするため、あらかじめ応援を受けることが必要な業務の選別、業務の実施要領、資機材及び受入れるための施設等を整備しておくものとする。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

3) 海外からの支援の受入れ

市長は、国の非常(緊急)災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

(7) 消防機関からの応援受入体制の確保**1) 受入窓口の明確化**

消防応援の受入窓口は、原則的に市総務部消防交通課または下妻消防署とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部総務部総務班とする。

2) 応援隊等の受入体制の整備

市長は、市外からの応援隊等の応援を速やかに受入れ、消防活動を容易にするため、受援計画等に基づき体制をあらかじめ整備しておくものとする。

3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防活動を行う。

【応援隊との連携を容易にするための措置事項】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置) ②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議) |
|---|

- ③部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）
- ④消防活動資機材の調達・提供

4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本市が負担する。

4 自衛隊の災害派遣-----【県、市(総務部)、自衛隊】

(1) 災害派遣要請の要求-----【市】

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、次の災害派遣判断の要件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を県知事に要求する。

【災害派遣判断の要件】

- ①公共性：公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要があること
- ②緊急性：差し迫った必要があること
- ③非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の手続き-----【市(総務部)】

- 1) 市長は、当該地域に係る災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認める時は、資料編「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。
- 2) 市長は前記 1) の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やかに県知事に対してその旨を通知するものとする。

(3) 災害派遣の活動範囲-----【自衛隊】

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。

道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常、防災関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33.総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行なう。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行なう。
その他	その他臨機に必要なもので、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 自衛隊との連絡-----【市(総務部)、自衛隊】

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）または当該地域を担当する古河・霞ヶ浦分区（第1施設団長、古河駐屯地所在部隊）に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

■ 基本事項

1 趣旨

航空災害が発生した場合に、迅速に搜索、救助・救急、医療及び消火活動が実施できるように、活動の方針等を定める。

2 対策項目

1 搜索活動
2 救難、救助・救急及び消火活動
3 資機材等の調達
4 医療活動

■ 対策

1 搜索活動-----【県、市(総務部)、下妻消防署】

発災時、県は必要に応じてヘリコプターその他を活用して搜索活動を行う。市及び消防署、消防団は、災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して搜索を実施するものとする。

2 救難、救助・救急及び消火活動-----【市(総務部)、下妻消防署】

消防署、消防団は、速やかに火災の発生状況を把握し、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定する。また、市は、必要に応じて、隣接市町に相互応援協定に基づく応援を要請する。

3 資機材等の調達等-----【市(総務部)、防災関係機関】

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

4 医療活動-----【市(保健福祉部)、医療機関】

(1) 医療施設による医療活動-----【医療機関】

市内の医療機関は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージ（治療における優先順位による患者の振り分け）を効果的に実施する。

(2) 災害派遣医療チームによる医療活動-----【県、市(保健福祉部)、医療機関】

1) 医療救護所の活動

- ①被災者のスクリーニング（症状判別）
- ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④防疫対策への支援
- ⑤その他状況に応じた処置

2) 後方医療機関の活動

- ①転送された重傷者の受入れ
- ②特殊な治療を要する慢性疾患患者に対する後方医療（慢性腎不全のため透析療法を要する患者等の受入れ等）

3) 搬送（転送）活動

重傷者等の後方医療機関への搬送（転送）は、原則として下妻消防署が実施する。ただし、救急車両が確保できない場合等については、次による。

- ①近距離の場合は、市災害対策本部及び市民等が確保した車両による。
- ②遠距離及び道路の破損等の場合は、県もしくは自衛隊等のヘリコプターによる。
- ③医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害派遣医療チーム及び患者の搬送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。
- ④巡回相談チーム・ボランティアとの連携

災害派遣医療チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された保健医療チーム等との連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(3) 医薬品等の供給

医薬品及び衛生材料については、医療品販売業者等から必要に応じ調達するものとする。また、県により流通備蓄されている災害用医薬品等の供給を受ける。

また、輸血用血液製剤は、県より茨城県赤十字血液センター及び中央血液センターからの供給を受ける。

(4) 精神保健、心のケア対策

1) 精神科救急医療の確保-----【県】

県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入れ可能な医療機関の確認、搬送の手続きなど、入院できるための体制を確保するものとする。こうした病状の悪化した精神障害者を受入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報の提供を行う。

2) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請-----【県】

県は、市の要請もしくは必要に応じ、国や医療関係団体へDPATの派遣を要請する。DPATは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたり、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアも行う。

3) 災害時のこころのケアへの対応-----【市(保健福祉部)、県、医療機関】

①市は、保健所と連携し、災害直後から、心理サポートや見守りの必要があると思われる市民に対して、十分に配慮するとともに適切なケアを行う。

②市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、保健所と連携し、災害時の心のケアやPTSDに関する情報を被災者や関係者に周知する。また、保健所に開設される「こころの相談窓口」を明示し、必要な支援が得られるようにする。

③治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、医療が必要と判断される場合は、保健所や精神科医療チーム等から情報を入手するとともに、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげ、その後も継続して支援する。

第4 避難指示、誘導

■ 基本事項

1 趣旨

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長は防災関係機関の協力を得て、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また、安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

2 留意事項

(1) 迅速かつ的確な情報収集

避難情報発令の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は市よりも消防や警察に集まりやすいため、これらの防災関係機関との連携を密にして情報収集に遺漏がないようにする必要がある。

(2) 防災関係機関の協力

混乱なく速やかに避難を実施するためには、市、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底を図ることが必要である。

(3) 要配慮者に配慮した避難誘導

避難は地域住民（自主防災組織）、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障害者、外国人等の要配慮者への配慮が必要である。

3 対策項目

- | |
|----------------|
| 1 避難情報の発令 |
| 2 警戒区域の設定 |
| 3 避難の誘導 |
| 4 指定緊急避難場所 |
| 5 広域避難（広域一時滞在） |

■ 対策

1 避難情報の発令

(1) 避難が必要となる災害

被害の拡大要因となる災害としては、次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適時適切に避難指示等を伝達する。

また、必要に応じ、高齢者等避難を適切に出すように努める。

- | | |
|-----------------|------------|
| ・地震による建物倒壊 | ・がけ崩れ、地すべり |
| ・地震水害（河川、ため池等） | ・延焼火災 |
| ・危険物漏洩（毒劇物、爆発物） | ・その他 |

(2) 避難情報の発令-----【県、市（総務部、保健福祉部）、下妻警察署、自衛隊】

市長は、火災、がけ崩れ、ため池の決壊、洪水等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認める時は、危険地域の住民に対し、速やかに避難及び立退きの指示等を行う。

また、市長は、必要に応じ、立退きの指示等の前の段階で、住民に立退きの準備、または立退き

に時間を要する者に対して早期に立退きを実施するよう促す。

なお、市は、避難情報を発令する際に、国または県に必要な助言を求めることができる。

また、市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

1) 警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長が指示できないと認める時、または市長から要求があった時、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認める時は、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示するものとする。

2) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいない時は、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

【避難情報と居住者等がとるべき行動等】

避難情報等	発令される状況	とるべき行動等
警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル4 避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
警戒レベル5 緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保

【避難情報の発令者】

発令者	発令の要件	根拠法令
市長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められる時	災害対策基本法第60条
県知事	・市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった時	
警察官	・市長が指示できないと認める時 ・市長から要求があった時 ・住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認める時	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官	・（災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官）危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいない時	自衛隊法第94条
消防長または消防署長	・ガス、火薬等事故の火災により、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められる時	消防法第23条の2
水防管理者	・洪水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる時	水防法第29条

(3) 避難情報の内容-----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】

避難情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）の発令は、次の内容を明示して実施する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①要避難（準備）対象地域 ②避難先及び避難経路 ③避難情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）の発令の理由 |
|---|

④その他必要な事項

(4) 避難措置の周知-----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】

1) 住民への周知徹底

避難情報を発令した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、次により周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

①直接的な周知として、市防災行政無線、広報車、Ｌアラート、ホームページ及びメール等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。

②間接的な周知として、報道機関等の協力を得て、テレビやラジオ等により広報する。また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。

2) 防災関係機関相互の連絡

避難情報を発令、及び解除した者は、その旨を防災関係機関に連絡し、現場での情報の混乱を未然に防止を図る。

また、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の配慮に努めるものとする。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定-----【市(総務部)、下妻消防署】

市長は、避難が必要となる災害の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、または退去を命ずる。

1) 警察官

市長またはその職権を行う吏員が現場にいない場合、または、これらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

2) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

3) 消防職員

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる（消防法第28条及び水防法第21条）。

【警戒区域設定者】

設定権者	警戒区域設定の要件	根拠法令
市長	市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時	災害対策基本法第63条
警察官	市長もしくはその委任を受けて法令に規定する市長の職権を行なう市職員が現場にいない時、またはこれらの者から要求があった時	災害対策基本法第63条

自衛官	(災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官) 市長その他法令に規定する市長の職権を行うことができる市職員や警察官がその場にはいない場合に限る。	災害対策基本法第 63 条
消防職員	火災の現場においては、消防吏員または消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入を禁止しもしくは制限することができる。	消防法第 28 条
水防管理者	水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第 21 条

(2) 警戒区域設定の周知-----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】

警戒区域の設定を行った者は、避難情報と同様に、市民への周知及び防災関係機関への連絡を行う。

3 避難の誘導

(1) 避難誘導の方法-----【市(総務部、保健福祉部)、下妻警察署、下妻消防署】

市、警察、その他が行う避難誘導は、市民の安全のため次の事項に留意して速やかに行う。

特に、要配慮者が円滑に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

- 1) 指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること
- 2) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること
- 3) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること
- 4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること
- 5) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること
- 6) 避難誘導は受入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば自治区等の単位で行うこと

(2) 住民の避難対応-----【住民】

1) 避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者（WHOでは65歳以上と定義）、障害者等の避難を優先する。

2) 携行品の一例

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、ティッシュペーパー、マスク等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

4 指定緊急避難場所-----【市(総務部)】

市は、災害発生時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

5 広域避難(広域一時滞在)-----【国、県、市(総務部)】

市は、市域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害発生時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合においては、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがない時は、市町村の要求を待つことなく、広域一時滞在のための要求協議を市に代わって行うものとする。

国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市から要求を待ついとまがない時は、市の要求を待つことなく、県に代わって、国が広域一時滞在のための協議を行うものとする。

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

■ 基本事項

1 趣 旨

航空災害が発生した場合に、緊急輸送等を実施するための交通の確保を図る。

2 対策項目

1 交通の確保

■ 対 策

1 交通の確保-----【市(各部)、下妻警察署】

市は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するとともに、緊急輸送を確保するため、警察に対して直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を要請する。交通規制にあたっては、防災関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

また、市は、警察と協力して被災地周辺道路の一時的な通行禁止または制限を行うとともに、交通

関係者及び地域住民に広報し理解を求める。一方、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

■ 基本事項

1 趣 旨

関係者等への的確な情報伝達については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 第3「災害情報の広報」を準用するほか、次により実施するものとする。

2 対策項目

- | |
|----------------------------------|
| 1 情報伝達活動
2 関係者等からの問い合わせに対する対応 |
|----------------------------------|

■ 対 策

1 情報伝達活動-----【市(総務部)、日本放送協会、茨城放送、茨城新聞社】

市は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、防災関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

【提供する情報】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市及び防災関係機関の実施する応急対策の概要 ・避難情報及び避難先の指示 ・旅客及び乗務員の氏名・住所 ・地域住民等への協力依頼 ・その他必要な事項 |
|--|

2 関係者等からの問い合わせに対する対応-----【市(総務部)】

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第7 遺族等事故・災害関係者への対応-----【市(総務部)、関鉄パープルバス、住民】

市は、遺族等事故・災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民や交通事業者等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故・災害関係者に対し適切に対応するものとする。

第8 防疫及び遺体の処理

1 災害廃棄物の処理-----【市(市民部)】

(1) ごみ処理

1) 作業体制の確保

市は、ごみ処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、近隣市町、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

2) 処理対策

①状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

②市民への広報

市は、速やかにごみの分別方法や収集方法、仮置き場の利用方法を定めて市民に広報する。

③処理の実施

市は、速やかに仮置き場を設置し災害時のごみを適正に管理するとともに、災害時のごみを可能な限り再生利用するため分別を徹底する。

また、収集運搬車両を確保し、災害時のごみの収集運搬を効率的に行う。

(2) し尿処理-----【市(市民部)】

1) 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。

2) 処理対策

①状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

②市民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導する。

③処理の実施

市は、必要に応じて避難所、または地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

2 防疫

(1) 防疫組織の設置-----【市(市民部、保健福祉部)】

市は、防疫関係の組織をつくとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告-----【県、市(市民部、保健福祉部)、医療機関】

市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画及び対応策-----【市(市民部、保健福祉部)】

市は、地理的、環境的諸条件や被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達-----【県、市(市民部、保健福祉部)、薬業団体】

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び県、近隣市町などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施-----【県、市(市民部、保健福祉部)】

県は、市の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班等により、次の事項を行う。

また、被災状況に応じ、自衛隊に対して防疫活動を要請する。

- 1) 被害状況の調査及び市町村指導
- 2) 積極的疫学調査
- 3) 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導
- 4) 井戸水の消毒指導
- 5) その他の防疫措置に必要な事項

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。

3 遺体の処理

市は、遺体発生状況により遺体収容所を開設し、警察、医師等の協力を得て、遺体の処理を実施する。ただし、救助法を適用した時には県及びその委任を受けた市町村が行う。

遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、県は市からの要請に基づき、周辺市町に応援を要請するものとする。

また、県が行う遺体の処理は、日赤茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施する。

(1) 遺体の洗浄等-----【市(市民部)、県】

市は、災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、火葬等に備える。

(2) 検案-----【市、県(警察)、医療機関】

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について、死因やその他の医学的検査を行うことである。

市は、県警察が検視等所要の処置をした遺体について、医師会、歯科医師会の協力を得て、医師・歯科医師による検案を実施する。ただし、遺体が多数の場合等で十分な対応が困難な場合には、県(保健福祉部)に協力を要請するものとする。

(3) 遺体の収容(安置)、一時保存-----【県、市(市民部)】

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所(安置所)に収容する。

1) 遺体収容所(安置所)の設置

市は被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町に、設置、運営の協力を要請する。

2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。

3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

4) 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納官する。また、埋火葬許可証を発行する。

下妻市地域防災計画(その他の災害対策計画編)

第2章 鉄道災害対策

第2章 鉄道災害対策

本計画は、市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、または地域住民に相当の被害がおよぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、防災関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体は次の対策を講じる。

第1 下妻市の鉄道状況の把握

■ 基本事項

1 趣 旨

下妻市の鉄道状況を整理する。

2 対策項目

1 下妻市の鉄道状況

■ 対 策

1 下妻市の鉄道状況

本市には、関東鉄道㈱による鉄道の運行がなされており、宗道、下妻、大宝、騰波ノ江の4駅が立地している。

表 鉄道状況

鉄道事業者名	路線名	営業キロ	輸送人員 (一日平均) ※	区 間
関東鉄道㈱	常総線	51.1 km	28,472 人	取手～下館

※輸送人員（一日平均）は、平成27年度の輸送実績

第2 鉄道交通の安全のための情報の充実

■ 基本事項

1 趣旨

鉄道災害の発生を予防するために、気象情報の伝達体制の確保や、事故防止に関する知識の普及に努める。

2 対策項目

- | |
|------------------|
| 1 気象情報発表伝達体制の確保 |
| 2 鉄道の異常に関する情報の伝達 |
| 3 事故防止に関する知識の普及 |

■ 対策

1 気象情報発表伝達体制の確保-----【水戸地方气象台、関東鉄道】

水戸地方气象台は、鉄軌道交通安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況、あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表するものとする。

また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

2 鉄道の異常に関する情報の伝達-----【市(建設部)、道路管理者】

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、鉄道と隣接する道路において異常が発見され、鉄道の災害が発生するおそれがある場合に、鉄道事業者はその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

3 事故防止に関する知識の普及-----【関東鉄道】

鉄道事業者は、踏切における自動車等との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。このため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うものとする。

第3 鉄道交通安全運行の確保

■ 基本事項

1 趣旨

鉄道災害の発生を予防するための事前対策に努める。

2 対策項目

- | |
|---------------------|
| 1 異常気象・地震等への事前対策の実施 |
|---------------------|

■ 対 策

1 異常気象・地震等への事前対策の実施-----【関東鉄道】

鉄道事業者は、豪雨、強風、濃霧、吹雪等異常気象及び地震等に対応するマニュアルを作成するなど予防対策を確立することに努める。具体的な対策としては、以下に記すもののほか、各鉄道事業者が定めるものとする。

(1) 施設の巡回検査の実施

事故・災害防止のため、平常時より線路全般にわたって、巡視及び保安監視等を行う。検査の基準及び方法は各鉄道事業者が定めるものとする。

(2) 運転規制の実施

列車運転中に災害による異常を感知した時、または各種警報機が動作した時は、鉄道の安全な運行を確保するため運転規制を行う。この場合、輸送指令員等は、運転規制区間を運転する全列車の運転士に対しその旨を通告するものとする。

(3) 教育訓練体制の充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

第4 鉄道車両の安全性の確保-----【関東鉄道】

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、車両検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

第5 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

■ 基本事項

1 趣 旨

鉄道災害が発生した場合の応急対策、災害復旧への備えについてあらかじめ定め、被害の拡大防止に努める。

2 対策項目

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・連絡体制の整備 2 災害応急体制の整備 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え 4 緊急輸送活動への備え |
|--|

- | |
|-----------------------|
| 5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え |
| 6 防災関係機関の防災訓練の実施 |
| 7 災害復旧への備え |
| 8 鉄道交通安全環境の整備 |
| 9 再発防止対策の実施 |

■ 対 策

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡-----【県、市(総務部)、関東鉄道】

市は、県及び鉄道事業者等の機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

また、市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進するとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

一方、鉄道事業者は、気象台との連絡を密に行い、予報及び警報の伝達体制・情報の収集体制、通信連絡設備・警報装置等を整備しておくものとする。

(2) 情報の分析整理-----【市(総務部)】

市は、発災時に県の行う情報分析に協力できるよう体制を整える。

(3) 通信手段の確保-----【市(総務部)、下妻消防署、関東鉄道】

1) 防災行政無線等

市は、市民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム(同報無線、移動無線、戸別受信機等)及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

2) 市防災メール

市は、市域全体を対象に災害・避難情報等の緊急防災情報を提供する市防災メールの普及やPRに努める。

3) 消防無線

いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で、無線により、直接、連絡調整を行うことができる。下妻消防署は、特に、広域応援体制による消火活動が円滑に実施できるよう消防無線の運用に努める。

4) 災害時の優先通信

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録情報について管理し、防災関係機関との情報共有を図る。

5) 防災情報ネットワーク

県の防災情報ネットワークシステムの構築を踏まえ、市においても防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制-----【市(各部)】

市は、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、防災関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じるものとする。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。

(2) 防災関係機関相互の連携体制-----【県、市(総務部)、関東鉄道ほか防災関係機関】

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、県や鉄道事業者等との間に、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。

本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的な連携体制の強化を図っていく。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え-----【県、市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署、関東鉄道】

鉄道事業者は、事故・災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携を強化する。特に、旅客の避難に関しては、高齢者、障害者、子供等の災害弱者に配慮した迅速かつ安全な避難誘導を実施するため、あらかじめマニュアルの整備に努めるとともに、職員への周知徹底を図る。

また、県及び市等は、迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え-----【県、市(保健福祉部)、医療機関、関東鉄道】

市は、病院に対して、災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄を要請するとともに、災害時に必要な医薬品、医療用品等を調達するため、あらかじめ医薬品・医療用品等の販売事業者と協定の締結に努める。

また、市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。医療関係団体は、市が実施す

る防災訓練に積極的に参加するものとし、さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平常時より相互の連携を図る。

(3) 消火活動への備え-----【下妻消防署、関東鉄道】

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、平常時より、消防署、消防団との連携の強化に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、地震災害対策計画編 第2章 第3節 第1「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施する。

(1) 鉄道事業者の備え-----【関東鉄道】

鉄道事業者は、発災時に応急対策を実施するために必要な人員及び資機材を輸送するため、緊急自動車の整備に努めるものとする。

(2) 市及び他の防災関係機関の備え-----【市(総務部、建設部)、道路管理者】

市及び各道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え-----【市(総務部)】

市は、事故・災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

(1) 鉄道事業者-----【関東鉄道】

事故・災害を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(2) 市-----【市(総務部)】

市は、県や鉄道事業者と相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件を設定するなど、実践的な訓練に努める。

7 災害復旧への備え-----【関東鉄道】

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設・車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

8 鉄道交通安全環境の整備-----【市(建設部)、道路管理者、関東鉄道】

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、路線防護施設の整備促進に努めるものとする。また、列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

市をはじめとする道路管理者は、鉄道事故の未然防止のため、鉄道事業者と協力の上、踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の実施・踏切道の統廃合の促進など安全環境整備に努める。

9 再発防止対策の実施-----【関東鉄道】

鉄道事業者は、事故・災害の発生後、警察機関、消防機関等の協力を得て、事故・災害発生の直接または間接の要因となる事実について調査を進め、事実の整理を行うものとする。

また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による総合的な調査研究を行う。事故・災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故・災害の再発防止に努めるものとする。

第2節 災害応急対策

鉄道災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、防災関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

■ 基本事項

1 趣 旨

鉄道事故が発生した場合の情報収集・連絡体制を定める。

2 対策項目

1 災害情報の収集・連絡

■ 対 策

1 災害情報の収集・連絡

(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡-----【県、市(総務部)、関東鉄道ほか防災関係機関】

大規模な鉄道事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、関東運輸局、県、鉄道事業者等が相互に連絡を取り合って情報の収集・整理を図るものとする。県は、収集・整理された情報を適宜、市に連絡するものとする。

市は、大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として発知後30分以内で可能な限り早く報告する。

鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上で事故・災害発生の通報を受けた場合は、事故・災害の状況確認を行い、直ちに県、消防機関及び関東運輸局に連絡するものとする。

(2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

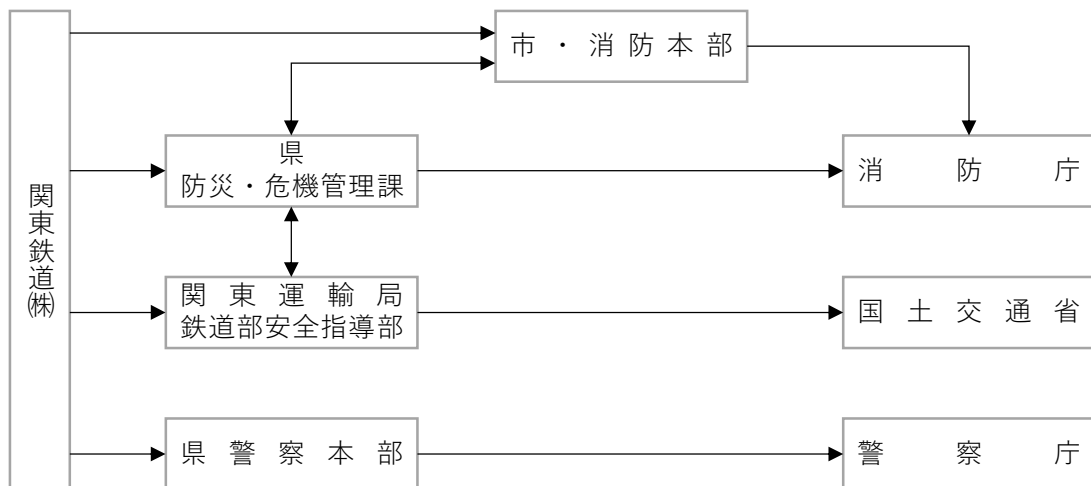


表 連絡先一覧

関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先
消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室
	夜間	03-5253-7777	宿直室
関東運輸局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課
	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話
茨城県	昼	029-301-2896	防災・危機管理部 消防安全課
	夜間	029-301-2885	防災・危機管理部 防災・危機管理課
県警察本部	昼	029-301-0110 内線 5751	警備課
	夜間	029-301-0110	総合当直
関東鉄道株	昼	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長
	夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長

第2 活動体制の確立

■ 基本事項

1 趣 旨

鉄道災害が発生した場合の、市等の活動体制について定める。

2 対策項目

- 1 市の活動体制
- 2 県の活動体制
- 3 広域的な応援体制
- 4 自衛隊の災害派遣

■ 対 策

1 市の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員動員配備体制の決定基準は、鉄道災害の状況等により次のとおり定める。

表 職員動員配備体制の決定基準

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	鉄道事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。
非常体制	鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	鉄道事故・災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

(2) 職員動員配備体制の決定-----【市(総務部)】

【警戒体制】

鉄道事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。

【非常体制】

航空事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。

表 職員動員配備体制の決定者

	決定者	代決者	代決者
警戒体制	市 長	副市長	教育長
非常体制			

(3) 職員の動員-----【市(各部)】

総務部長は動員配備体制の決定に基づき、災害応急対策実施のため、必要な職員の動員を行う。また、動員にあたっては職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

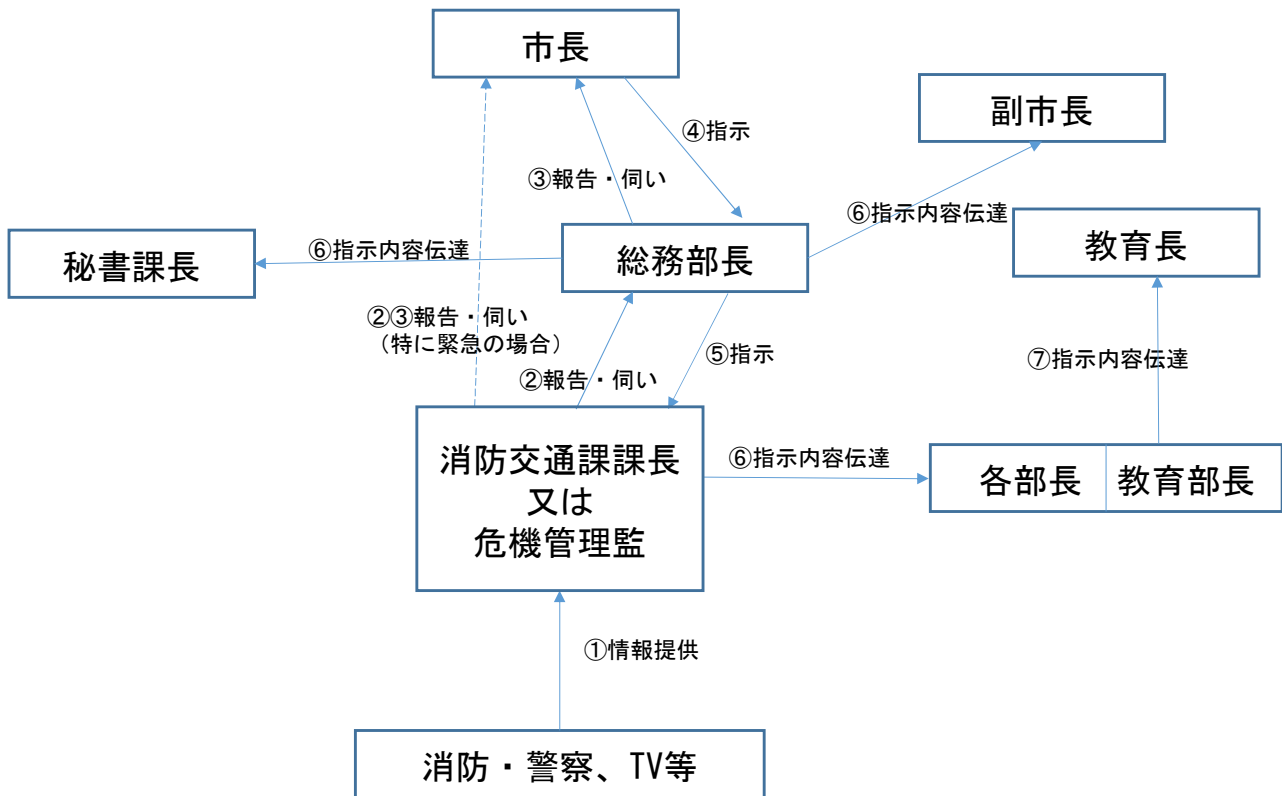


図 動員の伝達系統

(4) 災害対策本部等の設置基準等

【災害警戒本部設置基準】

- 1) 鉄道事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合
- 2) その他市長が必要と認めた場合

【災害警戒本部廃止基準】

- 1) 鉄道事故による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合
- 2) その他市長が必要なしと認めた場合

【災害対策本部設置基準】

- 1) 鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合
- 2) その他市長が必要と認めた場合

【災害対策本部廃止基準】

- 1) 鉄道事故・災害応急対策を概ね完了した場合
- 2) その他市長が必要なしと認めた場合

【動員配備基準との対応】

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との関係は、(1)の「職員の動員配備体制区分の基準及び内容」に示したとおり。

(5) 災害対策本部等の組織及び設置等-----【市(本部事務局、各部)】

1) 組織

災害対策本部は以下の者をもってあてる。

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者(防災関係機関職員等)

なお、本部長に事故がある時、または本部長が欠けた時は、市長の職務代理の順序により、副市長、次いで教育長がその職務を代理する。

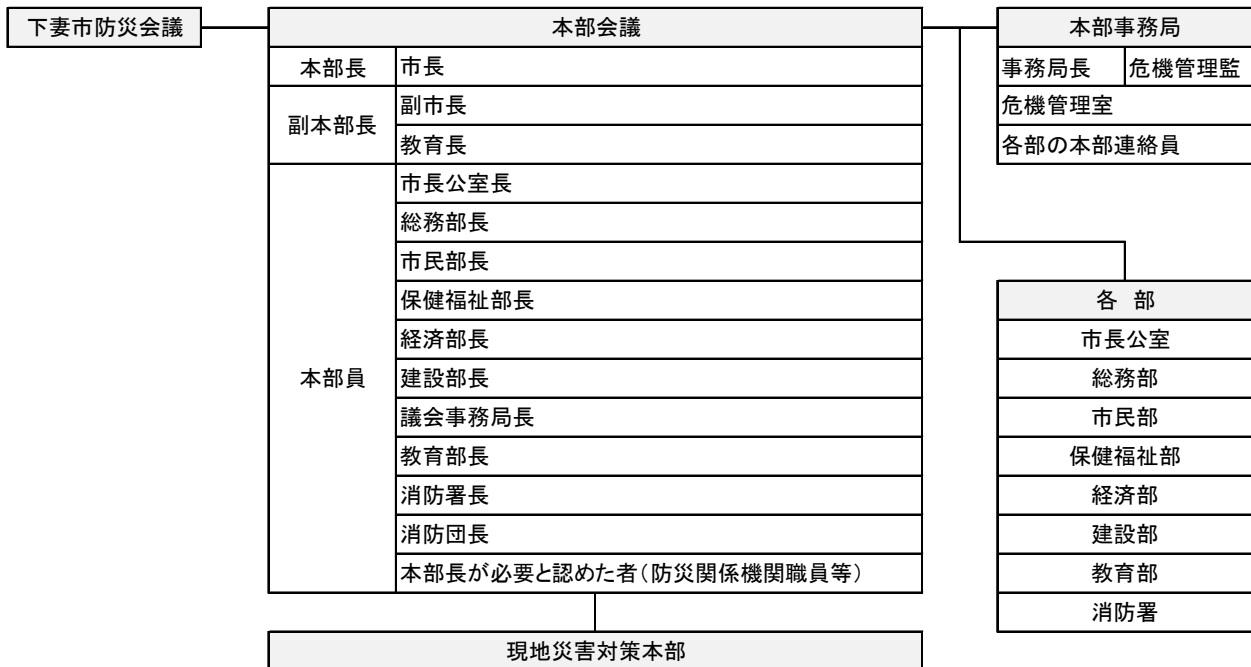


図 災害対策本部組織図

2) 本部の設置

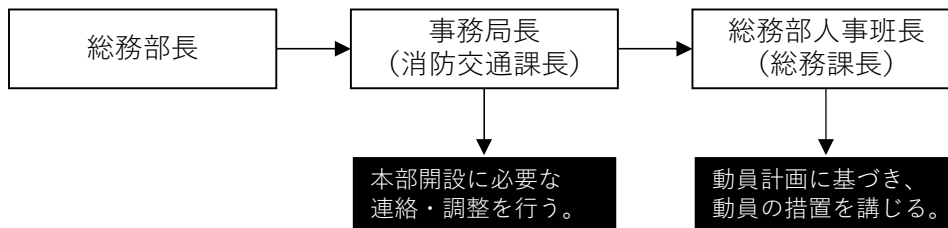
ア 設置に関する指示及び伝達

①本部員及び関係機関等への連絡

総務部長は、本部設置及び動員配備体制について市長の指示を受けた時は、災害対策本部事務局長を通じ本部員及び関係機関等に連絡する。

②本部設置に関する指示

本部設置に関する指示の流れは、以下のとおり。



イ 災害対策本部室の設営

災害対策本部室は、市役所第2庁舎会議室とする。

(6) 現地災害対策本部の設置-----【市(総務部)】

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じた時は、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

【現地災害対策本部の組織】

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。現地災害対策本部の要員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

【現地災害対策本部の設置基準】

- ・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- ・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

【現地災害対策本部の分掌事務】

- ・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること
- ・現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

2 県の活動体制-----【県】

災害発生時の県の活動体制については、茨城県地域防災計画を参照する。

3 広域的な応援体制-----【県、市(総務部)、隣接市町】

(1) 他市町村への要請

市長は、市域に係る災害について適切な災害応急対策を実施するために支援を受ける必要がある

と認める時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

応援に従事する者は、災害応急対策の実施について市の指揮の下で行動するものとする。

(2) 県への応援要請または職員派遣のあっせん

市長は、県知事（または指定地方行政機関等）に応援または職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない時は、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1) 応援要請時に記載する事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①災害の状況②応援（応急措置の実施）を要請する理由③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量④応援（応急措置の実施）を必要とする場所⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）⑥その他必要な事項 |
|--|

2) 職員派遣あっせん時に記載する事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①派遣のあっせんを求める理由②派遣のあっせんを求める職員の職種別人員③派遣を必要とする期間④その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項 |
|---|

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①派遣を要請する理由②派遣を要請する職員の職種別人員③派遣を必要とする期間④その他職員の派遣について必要な事項 |
|--|

(4) 民間団体等に対する要請-----【市（総務部）、各公共団体】

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、民間団体等に協力を要請する。

(5) 消防機関への応援要請

市は、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県内の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害 ②災害が拡大し茨城県内の他市町村または茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害 ③多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害 ④特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害 ⑤その他応援派遣要請の必要があると判断される災害 |
|--|

(6) 受入体制の確保-----【市(総務部)】**1) 連絡・調整窓口の明確化**

市長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。また、市災害対策本部内における応援受援に関する連絡・調整を円滑に行うための組織や手順等を周知しておくものとする。

2) 応援を円滑に受入れ、活動を容易にするための体制の整備

市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの職員及び物資等の応援を円滑に受入れ、業務の実施を容易にするため、あらかじめ応援を受けることが必要な業務の選別、業務の実施要領、資機材及び受入れるための施設等を整備しておくものとする。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

3) 海外からの支援の受入れ

市長は、国の非常(緊急)災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

(7) 消防機関からの応援受入体制の確保**1) 受入窓口の明確化**

消防応援の受入窓口は、原則的に市総務部消防交通課または下妻消防署とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部総務部総務班とする。

2) 応援隊等の受入体制の整備

市長は、市外からの応援隊等の応援を速やかに受入れ、消防活動を容易にするため、受援計画等に基づき体制をあらかじめ整備しておくものとする。

3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防活動を行う。

【応援隊との連携を容易にするための措置事項】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置) ②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議) |
|---|

- ③部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）
- ④消防活動資機材の調達・提供

4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本市が負担する。

4 自衛隊の災害派遣-----【県、市(総務部)、自衛隊】

(1) 災害派遣要請の要求-----【市】

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、次の災害派遣判断の要件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を県知事に要求する。

【災害派遣判断の要件】

- ①公共性：公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要があること
- ②緊急性：差し迫った必要があること
- ③非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の手続き-----【市(総務部)】

- 1) 市長は、当該地域に係る災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認める時は、資料編「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。
- 2) 市長は前記 1) の依頼ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やかに県知事に対してその旨を通知するものとする。

(3) 災害派遣の活動範囲-----【自衛隊】

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。

道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常、防災関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33.総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行なう。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行なう。
その他	その他臨機に必要なもので、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 自衛隊との連絡-----【市(総務部)、自衛隊】

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）または当該地域を担当する古河・霞ヶ浦分区（第1施設団長、古河駐屯地所在部隊）に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

■ 基本事項

1 趣旨

鉄道災害が発生した場合に、迅速に捜索、救助・救急、医療及び消火活動が実施できるように、活動の方針等を定める。

2 対策項目

<p>1 救助・救急活動</p> <p>2 資機材の調達</p> <p>3 医療活動</p> <p>4 消火活動</p>
--

■ 対策

1 救助・救急活動-----【市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署、関東鉄道】

鉄道事業者は、事故・災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各防災関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

市及び下妻消防署は、県、警察等の防災関係機関と連携し、早急な被害状況の把握に努め、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行う。また、県は、必要に応じ、自衛隊、非常災害対策本部及び現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。

2 資機材の調達-----【市(総務部)、下妻消防署、関東鉄道】

消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。また、市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

3 医療活動-----【市(保健福祉部)、医療機関】

(1) 医療施設による医療活動-----【医療機関】

市内の医療機関は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージ（治療における優先順位による患者の振り分け）を効果的に実施する。

(2) 災害派遣医療チームによる医療活動-----【県、市(保健福祉部)、医療機関】

1) 医療救護所の活動

- ①被災者のスクリーニング（症状判別）
- ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④防疫対策への支援
- ⑤その他状況に応じた処置

2) 後方医療機関の活動

- ①転送された重傷者の受入れ
- ②特殊な治療を要する慢性疾患患者に対する後方医療（慢性腎不全のため透析療法を要する患者等の受入れ等）

3) 搬送（転送）活動

重傷者等の後方医療機関への搬送（転送）は、原則として下妻消防署が実施する。ただし、救急車両が確保できない場合等については、次による。

- ①近距離の場合は、市災害対策本部及び市民等が確保した車両による。
- ②遠距離及び道路の破損等の場合は、県もしくは自衛隊等のヘリコプターによる。
- ③医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害派遣医療チーム及び患者の搬送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。
- ④災害派遣医療チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された保健医療チーム等との連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(3) 医薬品等の供給

医薬品及び衛生材料については、医療品販売業者等から必要に応じ調達するものとする。また、県により流通備蓄されている災害用医薬品等の供給を受ける。

また、輸血用血液製剤は、県より茨城県赤十字血液センター及び中央血液センターからの供給を受ける。

(4) 精神保健、心のケア対策

1) 精神科救急医療の確保-----【県】

県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入れ可能な医療機関の確認、搬送の手続きなど、入院できるための体制を確保するものとする。こうした病状の悪化した精神障害者を受入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報の提供を行う。

2) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請-----【県】

県は、市の要請もしくは必要に応じ、国や医療関係団体へDPATの派遣を要請する。DPATは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりるとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアも行う。

3) 災害時のこころのケアへの対応-----【市（保健福祉部）、県、医療機関】

①市は、保健所と連携し、災害直後から、心理サポートや見守りの必要があると思われる市民に対して、十分に配慮するとともに適切なケアを行う。

②市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、保健所と連携し、災害時の心のケアやPTSDに関する情報を被災者や関係者に周知する。また、保健所に開設される「こころの相談窓口」を明示し、必要な支援が得られるようにする。

③治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、医療が必要と判断される場合は、保健所や精神科医療チーム等から情報を入手するとともに、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげ、その後も継続して支援する。

4 消火活動-----【市（総務部）、下妻消防署、関東鉄道】

鉄道事業者は、事故・災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各防災関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

下妻消防署は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、市のみでは十分な消火活動が困難と認めた場合、市長は周辺の消防機関の応援を要請するものとする。

第4 避難指示、誘導

■ 基本事項

1 趣旨

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長は防災関係機関の協力を得て、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また、安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

2 留意事項

(1) 迅速かつ的確な情報収集

避難情報発令の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は市よりも消防や警察に集まりやすいため、これらの防災関係機関との連携を密にして情報収集に遺漏がないようにする必要がある。

(2) 防災関係機関の協力

混乱なく速やかに避難を実施するためには、市、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底を図ることが必要である。

(3) 要配慮者に配慮した避難誘導

避難は地域住民（自主防災組織）、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障害者、外国人等の要配慮者への配慮が必要である。

3 対策項目

- | |
|----------------|
| 1 避難情報の発令 |
| 2 警戒区域の設定 |
| 3 避難の誘導 |
| 4 指定緊急避難場所 |
| 5 広域避難（広域一時滞在） |

■ 対策

1 避難情報の発令

(1) 避難が必要となる災害

被害の拡大要因となる災害としては、次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適時適切に避難指示等を伝達する。

また、必要に応じ、高齢者等避難を適切に出すように努める。

・地震による建物倒壊	・がけ崩れ、地すべり
・地震水害（河川、ため池等）	・延焼火災
・危険物漏洩（毒劇物、爆発物）	・その他

(2) 避難情報の発令-----【県、市（総務部、保健福祉部）、下妻警察署、自衛隊】

市長は、火災、がけ崩れ、ため池の決壊、洪水等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認める時は、危険地域の住民に対し、速やかに避難及び立退きの指示等を行う。

また、市長は、必要に応じ、立退きの指示等の前の段階で、住民に立退きの準備、または立退きに時間を要する者に対して早期に立退きを実施するよう促す。

なお、市は、避難情報を発令する際に、国または県に必要な助言を求めることができる。

また、市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

1) 警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長が指示できないと認める時、または市長から要求があった時、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認める時は、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示するものとする。

2) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいない時は、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

【避難情報と居住者等がとるべき行動等】

避難情報等	発令される状況	とるべき行動等
警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル4 避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
警戒レベル5 緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保

【避難情報の発令者】

発令者	発令の要件	根拠法令
市長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められる時	災害対策基本法第60条
県知事	・市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった時	
警察官	・市長が指示できないと認める時 ・市長から要求があった時 ・住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認める時	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官	・（災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官）危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいない時	自衛隊法第94条
消防長または消防署長	・ガス、火薬等事故の火災により、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められる時	消防法第23条の2
水防管理者	・洪水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる時	水防法第29条

(3) 避難情報の内容-----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】

避難情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）の発令は、次の内容を明示して実施する。

- ①要避難（準備）対象地域
- ②避難先及び避難経路
- ③避難情報（緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難）の発令の理由
- ④その他必要な事項

(4) 避難措置の周知-----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】

1) 住民への周知徹底

避難情報を発令した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、次により周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

- ①直接的な周知として、市防災行政無線、広報車、Ｌアラート、ホームページ及びメール等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。
- ②間接的な周知として、報道機関等の協力を得て、テレビやラジオ等により広報する。また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。

2) 防災関係機関相互の連絡

避難情報を発令、及び解除した者は、その旨を防災関係機関に連絡し、現場での情報の混乱を未然に防止を図る。

また、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の配慮に努めるものとする。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定-----【市(総務部)、下妻消防署】

市長は、避難が必要となる災害の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、または退去を命ずる。

1) 警察官

市長またはその職権を行う吏員が現場にいない場合、または、これらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

2) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

3) 消防職員

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる(消防法第28条及び水防法第21条)。

【警戒区域設定者】

設定権者	警戒区域設定の要件	根拠法令
市長	市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時	災害対策基本法第63条
警察官	市長もしくはその委任を受けて法令に規定する市長の職権を行なう市職員が現場にいない時、またはこれらの者から要求があった時	災害対策基本法第63条
自衛官	(災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官) 市長その他法令に規定する市長の職権を行うことができる市職員や警察官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第63条
消防職員	火災の現場においては、消防吏員または消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入を禁止もしくは制限することができる。	消防法第28条
水防管理者	水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条

(2) 警戒区域設定の周知-----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】

警戒区域の設定を行った者は、避難情報と同様に、市民への周知及び防災関係機関への連絡を行う。

3 避難の誘導

(1) 避難誘導の方法-----【市(総務部、保健福祉部)、下妻警察署、下妻消防署】

市、警察、その他が行う避難誘導は、市民の安全のため次の事項に留意して速やかに行う。

特に、要配慮者が円滑に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

- 1) 指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること
- 2) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること
- 3) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること
- 4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること
- 5) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること
- 6) 避難誘導は受入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば自治区等の単位で行うこと

(2) 住民の避難対応-----【住民】

1) 避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者（WHOでは65歳以上と定義）、障害者等の避難を優先する。

2) 携行品の一例

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、ティッシュペーパー、マスク等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

4 指定緊急避難場所-----【市(総務部)】

市は、災害発生時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

5 広域避難(広域一時滞在)-----【国、県、市(総務部)】

市は、市域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害発生時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合には、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待つかとまがない時は、市町村の要求を待つ

ことなく、広域一時滞在のための要求協議を市に代わって行うものとする。

国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市から要求を待ついとまがない時は、市の要求を待つことなく、県に代わって、国が広域一時滞在のための協議を行うものとする。

第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動一【市(各部)、関東鉄道ほか防災関係機関】

市は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。また、市は、必要に応じて、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を警察に対して要請する。なお、交通規制にあたっては、防災関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

鉄道事業者は、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、他の鉄道事業者等においては、可能な限り代替輸送について協力するよう努めるものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

■ 基本事項

1 趣旨

関係者等への的確な情報伝達については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 第3「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

2 対策項目

- | |
|---------------------------------|
| 1 情報伝達活動
2 関係者からの問い合わせに対する対応 |
|---------------------------------|

■ 対策

1 情報伝達活動-----【市(総務部)、日本放送協会、茨城放送、茨城新聞社】

市は、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、防災関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

【提供する情報】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道災害の状況 ・ 旅客及び乗務員等の安否情報 ・ 医療機関等の情報 ・ 防災関係機関の災害応急対策に関する情報 |
|---|

- ・施設等の復旧状況
- ・避難の必要性等、地域に与える影響
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応-----【市(総務部)】

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第7 防疫及び遺体の処理

1 災害廃棄物の処理-----【市(市民部)】

(1) ごみ処理

1) 作業体制の確保

市は、ごみ処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、近隣市町、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

2) 処理対策

①状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

②市民への広報

市は、速やかにごみの分別方法や収集方法、仮置き場の利用方法を定めて市民に広報する。

③処理の実施

市は、速やかに仮置き場を設置し災害時のごみを適正に管理するとともに、災害時のごみを可能な限り再生利用するため分別を徹底する。

また、収集運搬車両を確保し、災害時のごみの収集運搬を効率的に行う。

(2) し尿処理-----【市(市民部)】

1) 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。

2) 処理対策

①状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

②市民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導する。

③処理の実施

市は、必要に応じて避難所、または地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

2 防 疫**(1) 防疫組織の設置-----【市(市民部、保健福祉部)】**

市は、防疫関係の組織をつくるとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告-----【県、市(市民部、保健福祉部)、医療機関】

市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置に必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画及び対応策-----【市(市民部、保健福祉部)】

市は、地理的、環境的諸条件や被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達-----【県、市(市民部、保健福祉部)、薬業団体】

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び県、近隣市町などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施-----【県、市(市民部、保健福祉部)】

県は、市の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班等により、次の事項を行う。

また、被災状況に応じ、自衛隊に対して防疫活動を要請する。

- 1) 被害状況の調査及び市町村指導
- 2) 積極的疫学調査
- 3) 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導
- 4) 井戸水の消毒指導
- 5) その他の防疫措置に必要な事項

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。

3 遺体の処理

市は、遺体発生状況により遺体収容所を開設し、警察、医師等の協力を得て、遺体の処理を実施する。ただし、救助法を適用した時には県及びその委任を受けた市町村が行う。

遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、県は市からの要請に基づき、周辺市町に応援を要請するものとする。

また、県が行う遺体の処理は、日赤茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施する。

(1) 遺体の洗浄等-----【市(市民部)、県】

市は、災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、火葬等に備える。

(2) 検 案-----【市、県(警察)、医療機関】

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について、死因やその他の医学的検査を行うことである。

市は、県警察が検視等所要の処置をした遺体について、医師会、歯科医師会の協力を得て、医師・歯科医師による検案を実施する。ただし、遺体が多数の場合等で十分な対応が困難な場合には、県(保健福祉部)に協力を要請するものとする。

(3) 遺体の収容(安置)、一時保存-----【県、市(市民部)】

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所(安置所)に収容する。

1) 遺体収容所(安置所)の設置

市は被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町に、設置、運営の協力を要請する。

2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。

3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

4) 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納官する。また、埋火葬許可証を発行する。

下妻市地域防災計画(その他の災害対策計画編)

第3章 道路災害対策

第3章 道路災害対策

本計画は、市内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、道路等の構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために、防災関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、防災関係機関は次の対策を講じる。

第1 下妻市の道路交通状況の把握

■ 基本事項

1 趣 旨

下妻市の道路概況を整理する。

2 対策項目

1 下妻市の道路交通状況

■ 対 策

1 下妻市の道路交通状況

本市は茨城県西部の交通の要衝にあたり、市の中央部を国道125号が東西に横断し、市の南北を貫く国道294号と交差している。また、市域は全体的に低平な地勢を示すため、県道が網の目のように発達して周辺市町との結節を担い、さらに県道間を縫うように市道が形成されている。



図 交通網図

第2 道路交通の安全のための情報の充実

■ 基本事項

1 趣 旨

道路災害の発生を予防するために、気象情報の伝達体制の確保や、事故防止に関する知識の普及に努める。

2 対策項目

- | |
|---------------------|
| 1 気象情報の伝達 |
| 2 道路の異常に関する情報の収集・伝達 |

■ 対 策

1 気象情報の伝達-----【市(建設部)、道路管理者、水戸地方気象台】

市及び道路管理者は、水戸地方気象台が発表する道路災害に関する情報を有効に利活用できるよう、体制を整える。

水戸地方気象台は、道路交通安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表すると同時に、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制、施設及び設備の充実に努めるものとする。

2 道路の異常に関する情報の収集・伝達-----【市(建設部)、道路管理者】

市及び道路管理者は、以下の体制の整備を図る。

- ・道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制
- ・異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者とその情報を迅速に提供する体制

また、市は、県の交通情報提供体制に準じた情報の収集・提供体制を構築するよう努める。

第3 道路施設等の管理と整備

■ 基本事項

1 趣 旨

道路災害の発生を予防するために、日頃から道路施設等の点検等の管理と、必要に応じた整備を行う。

2 対策項目

- | |
|------------------|
| 1 管理する施設の巡回及び点検 |
| 2 安全性向上のための対策の実施 |

■ 対 策

1 管理する施設の巡回及び点検-----【市(建設部)、道路管理者】

市及び道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回及び点検を実施する。特に、大規模な地震、大雨、洪水などの直後は、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施するものとする。

2 安全性向上のための対策の実施-----【市(建設部)、道路管理者】

市及び道路管理者は安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施する。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

■ 基本事項

1 趣 旨

道路災害が発生した場合の応急対策、災害復旧への備えについてあらかじめ定め、被害の拡散防止に努める。

2 対策項目

- 1 情報の収集・連絡体制の整備
- 2 災害応急体制の整備
- 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え
- 4 緊急輸送活動への備え
- 5 危険物等の流出時における防除活動への備え
- 6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え
- 7 防災訓練の実施
- 8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄
- 9 災害復旧への備え

■ 対 策

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡-----【市(建設部)、道路管理者】

市は、県その他道路管理者間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

また、市及び道路管理者は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

(2) 情報の分析整理-----【市(総務部、建設部)】

市は、発災時に県の行う情報分析に協力できるよう体制を整える。

(3) 通信手段の確保-----【市(総務部)、下妻消防署、道路管理者】**1) 防災行政無線等**

市は、市民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム(同報無線、移動無線、戸別受信機等)及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

2) 市防災メール

市は、市域全体を対象に災害・避難情報等の緊急防災情報を提供する市防災メールの普及やPRに努める。

3) 消防無線

いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で、無線により、直接、連絡調整を行うことができる。下妻消防署は、特に、広域応援体制による消火活動が円滑に実施できるよう消防無線の運用に努める。

4) 災害時の優先通信

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録情報について管理し、防災関係機関との情報共有を図る。

5) 防災情報ネットワーク

県の防災情報ネットワークシステムの構築を踏まえ、市においても防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

2 災害応急体制の整備**(1) 職員の体制-----【市(各部)】**

市は、実情に即した職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じて、市の実情を踏まえた応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。また、災害発生直後における車両の運転者及び同乗者の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。

(2) 防災関係機関相互の連携体制-----【県、市(総務部)、道路管理者、防災関係機関】

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、県や道路管理者等との間に、応急活動及び復旧活動に関して、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。

本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的な連携体制の強化を図っていく。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え-----【県、市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署】

各防災関係機関は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの機関の実情に応じ、救助・救急活動用資材、車両等の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え-----【県、市(保健福祉部)、医療機関】

市は、病院に対して、災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄を要請するとともに、災害時に必要な医薬品、医療用品等を調達するため、あらかじめ医薬品・医療用品等の販売事業者と協定の締結に努める。

また、市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとし、さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平常時より相互の連携を図る。

(3) 消火活動への備え-----【下妻消防署】

消防署、消防団及び道路管理者等は、平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

4 緊急輸送活動への備え-----【市(建設部)、道路管理者】

市及び各道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。

5 危険物等の流出時における防除活動への備え-----【市(建設部)、下妻警察署、道路管理者】

道路輸送途上における危険物等流出事故への備えについては、第4章「危険物等災害対策」に定める予防対策を準用するものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動への備え-----【市(総務部)】

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災訓練の実施-----【市(総務部)】

市は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、危険物の大量流出等あらゆる被害を想定し、防災関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。

8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄-----【市（総務部、建設部）、道路管理者】

市及び道路管理者は、大規模な事故・災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。

9 災害復旧への備え-----【市（建設部）、道路管理者】

市及び道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5 防災知識の普及-----【市（総務部）、道路管理者】

市及び道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

第6 再発防止対策の実施-----【市（総務部、建設部）、道路管理者】

市及び道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえた再発防止対策を実施する。

第3章 道路災害対策

第2節 災害応急対策

道路災害が発生した場合に、被害を最小限のとどめるため、市及び防災関係機関・関係団体は次の対策を講じる。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

■ 基本事項

1 趣 旨

大規模な道路災害が発生した場合の情報の収集・連絡計画を定める。

2 対策項目

1 災害情報の収集・連絡

■ 対 策

1 災害情報の収集・連絡

(1) 道路災害情報等の収集連絡

1) 発見者の措置

道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防吏員または道路管理者に通報しなければならないものとする。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

2) 道路管理者の措置-----【市(建設部)、道路管理者】

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に報告するものとする。

3) 県の措置-----【県】

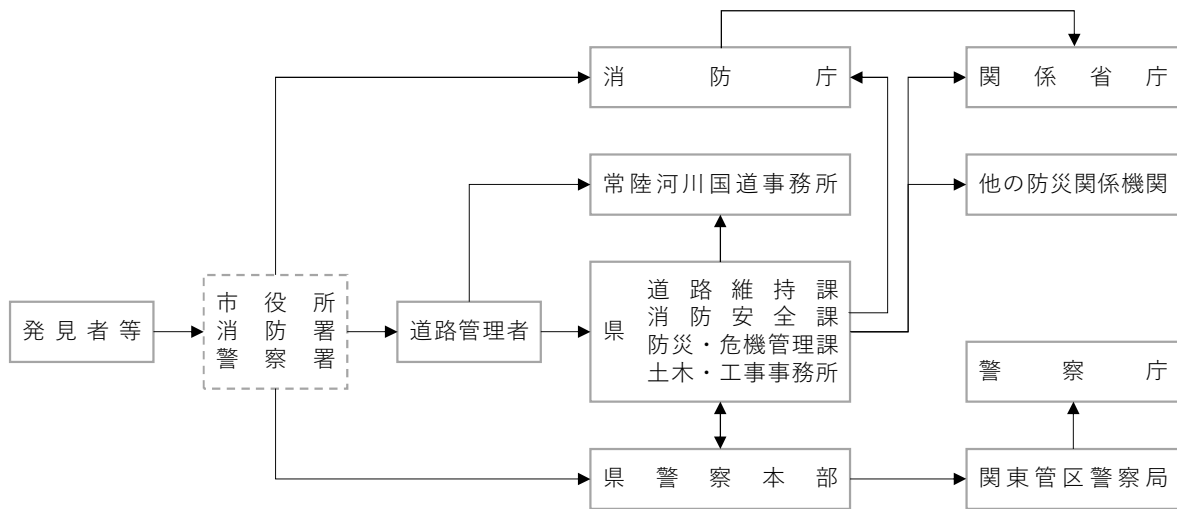
国土交通省常陸河川国道事務所から受けた情報を関係市町村及び防災関係機関等へ連絡するものとする。また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡・報告を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に報告するものとする。

4) 市の措置-----【市(総務部)】

大規模な道路災害の発生または発生するおそれに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



※ 市役所 消防警察署 の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

表 連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527（宿直室 03-5253-7777）
国土交通省 常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-4073（同 左）
茨城県	消防安全課	029-301-2896（防災・危機管理課 029-301-2885）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751（総合当直）

第2 活動体制の確立

■ 基本事項

1 趣旨

道路災害が発生した場合の市等の職員動員配備体制等を定め、災害時に的確な活動体制を確立する。

2 対策項目

<p>1 市の活動体制</p> <p>2 県の活動体制</p> <p>3 道路管理者の活動体制</p> <p>4 広域的な応援体制</p> <p>5 自衛隊の災害派遣</p>

■ 対 策

1 市の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員動員配備体制の決定基準は、道路災害の状況等により次のとおり定める。

表 職員動員配備体制の決定基準

体制区分	基 準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	道路事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、道路上での重大事故が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。
非常体制	道路事故により、多数の死傷者が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	道路災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

(2) 職員動員配備体制の決定-----【市(総務部)】

【警戒体制】

道路事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。

【非常体制】

道路事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。

表 職員動員配備体制の決定者

	決定者	代決者	代決者
警戒体制	市 長	副市長	教育長
非常体制			

(3) 職員の動員-----【市(各部)】

総務部長は、動員配備体制の決定に基づき、災害応急対策実施のため、必要な職員の動員を行う。また、動員にあたっては職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

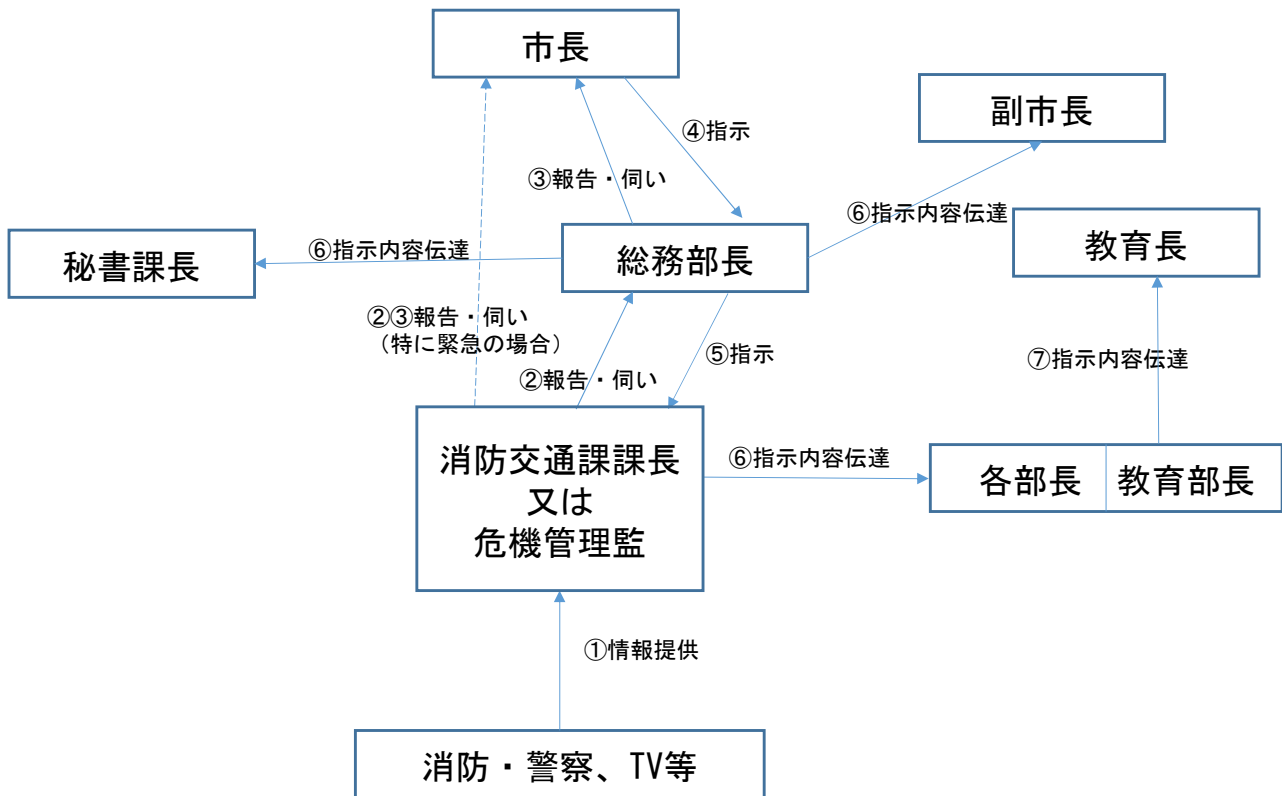


図 動員の伝達系統

(4) 災害対策本部等の設置基準等

【災害警戒本部設置基準】

- 1) 道路事故・災害により多数の死傷者が発生するおそれのある場合
- 2) 道路上での重大事故が発生した場合
- 3) その他市長が必要と認めた場合

【災害警戒本部廃止基準】

- 1) 道路事故・災害による多数の死傷者発生のおそれなくなった場合
- 2) その他市長が必要なしと認めた場合

【災害対策本部設置基準】

- 1) 道路事故・災害により、多数の死傷者が発生した場合
- 2) その他市長が必要と認めた場合

【災害対策本部廃止基準】

- 1) 道路事故・災害応急対策を概ね完了した場合
- 2) その他市長が必要なしと認めた場合

【動員配備基準との対応】

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との関係は、(1)の「職員の動員配

備体制区分の基準及び内容」に示したとおり。

(5) 災害対策本部等の組織及び設置等-----【市(本部事務局、各部)】

1) 組織

災害対策本部は以下の者をもってあてる。

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者(防災関係機関職員等)

なお、本部長に事故がある時、または本部長が欠けた時は、市長の職務代理の順序により、副市長、次いで教育長がその職務を代理する。

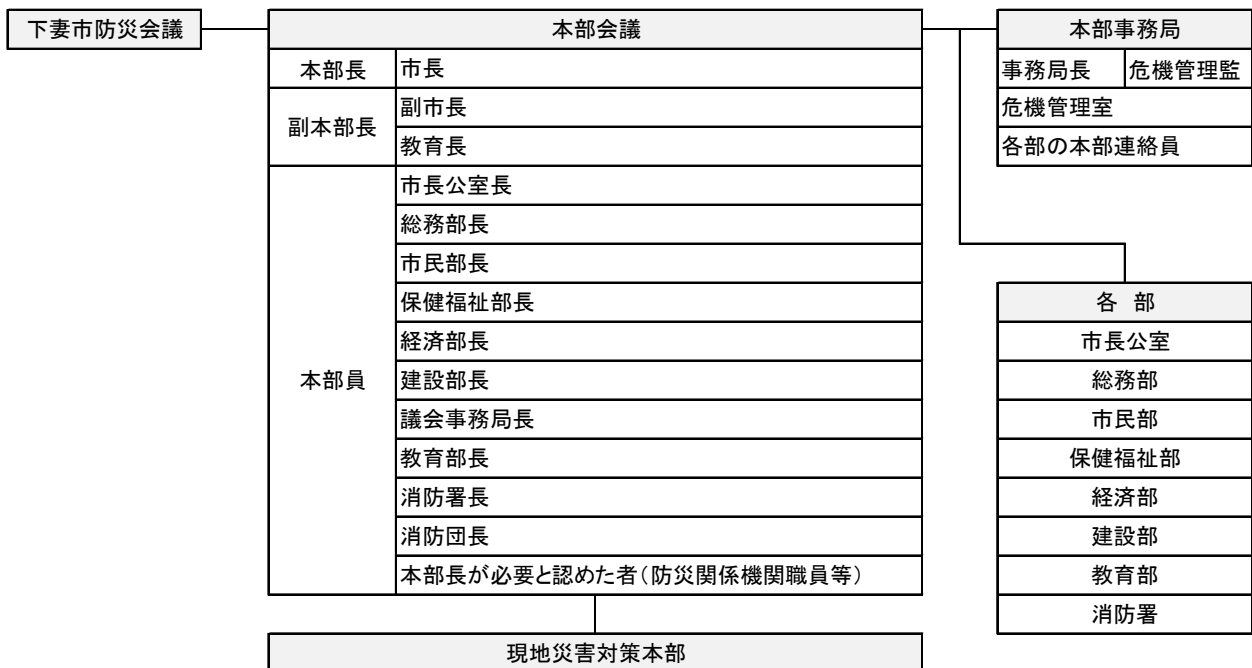


図 災害対策本部組織図

2) 本部の設置

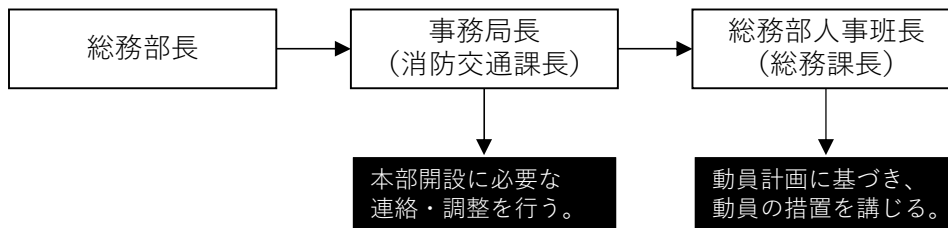
ア 設置に関する指示及び伝達

①本部員及び関係機関等連絡

総務部長は、本部設置及び動員配備体制について市長の指示を受けた時は、災害対策本部事務局長を通じ本部員及び関係機関等に連絡する。

②本部設置に関する指示

本部設置に関する指示の流れは、以下のとおり。



イ 災害対策本部室の設営

災害対策本部室は、市役所第2庁舎会議室とする。

(6) 現地災害対策本部の設置-----【市(総務部)】

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じた時は、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

【現地災害対策本部の組織】

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。現地災害対策本部の要員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

【現地災害対策本部の設置基準】

- ・ 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- ・ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

【現地災害対策本部の分掌事務】

- ・ 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること
- ・ 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

2 県の活動体制-----【県】

道路災害発生時の県の活動体制については、茨城県地域防災計画を参照する。

3 道路管理者の活動体制-----【道路管理者】

市以外の道路管理者は、必要に応じ、道路災害対策計画を策定し、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設

置等必要な体制を取るものとする。

4 広域的な応援体制-----【県、市（総務部）、隣接市町】

(1) 他市町村への要請

市長は、市域に係る災害について適切な災害応急対策を実施するために支援を受ける必要があると認める時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

応援に従事する者は、災害応急対策の実施について市の指揮の下で行動するものとする。

(2) 県への応援要請または職員派遣のあっせん

市長は、県知事（または指定地方行政機関等）に応援または職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない時は、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1) 応援要請時に記載する事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①災害の状況②応援（応急措置の実施）を要請する理由③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量④応援（応急措置の実施）を必要とする場所⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）⑥その他必要な事項 |
|--|

2) 職員派遣あっせん時に記載する事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①派遣のあっせんを求める理由②派遣のあっせんを求める職員の職種別人員③派遣を必要とする期間④その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項 |
|---|

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①派遣を要請する理由②派遣を要請する職員の職種別人員③派遣を必要とする期間④その他職員の派遣について必要な事項 |
|--|

(4) 民間団体等に対する要請-----【市(総務部)、各公共団体】

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、民間団体等に協力を要請する。

(5) 消防機関への応援要請

市は、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県内の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害 ②災害が拡大し茨城県内の他市町村または茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害 ③多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害 ④特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害 ⑤その他応援派遣要請の必要があると判断される災害 |
|--|

(6) 受入体制の確保-----【市(総務部)】**1) 連絡・調整窓口の明確化**

市長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。また、市災害対策本部内における応援受援に関する連絡・調整を円滑に行うための組織や手順等を周知しておくものとする。

2) 応援を円滑に受入れ、活動を容易にするための体制の整備

市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの職員及び物資等の応援を円滑に受入れ、業務の実施を容易にするため、あらかじめ応援を受けることが必要な業務の選別、業務の実施要領、資機材及び受入れるための施設等を整備しておくものとする。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

3) 海外からの支援の受入れ

市長は、国の非常(緊急)災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

(7) 消防機関からの応援受入体制の確保**1) 受入窓口の明確化**

消防応援の受入窓口は、原則的に市総務部消防交通課または下妻消防署とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部総務部総務班とする。

2) 応援隊等の受入体制の整備

市長は、市外からの応援隊等の応援を速やかに受入れ、消防活動を容易にするため、受援計画等に基づき体制をあらかじめ整備しておくものとする。

3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携

により効率的な消防活動を行う。

【応援隊との連携を容易にするための措置事項】

- ①災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
- ②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）
- ③部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）
- ④消防活動資機材の調達・提供

4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本市が負担する。

5 自衛隊の災害派遣-----【県、市（総務部）、自衛隊】

(1) 災害派遣要請の要求-----【市】

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、次の災害派遣判断の要件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を県知事に要求する。

【災害派遣判断の要件】

- ①公共性：公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること
- ②緊急性：差し迫った必要性があること
- ③非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の手続き-----【市（総務部）】

- 1) 市長は、当該地域に係る災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認める時は、資料編「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。
- 2) 市長は前記 1) の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やかに県知事に対してその旨を通知するものとする。

(3) 災害派遣の活動範囲-----【自衛隊】

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。

水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常、防災関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33.総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行なう。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行なう。
その他	その他臨機に必要なもので、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 自衛隊との連絡-----【市(総務部)、自衛隊】

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）または当該地域を担当する古河・霞ヶ浦分区（第1施設団長、古河駐屯地所在部隊）に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

■ 基本事項

1 趣旨

道路災害が発生した場合に、迅速に捜索、救助・救急、医療及び消火活動が実施できるように、活動の方針等を定める。

2 対策項目

1 救助・救急活動
2 医療活動
3 消火活動

■ 対 策

1 救助・救急活動-----【市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署、道路管理者】

市及び道路管理者は、被害状況の早急な把握に努めるとともに、警察、消防、自衛隊等防災関係機関が実施する救助・救急活動に、迅速かつ的確に協力する。

また、消防機関は、傷病者の救助・救急活動を迅速に行うとともに、必要に応じ県を通じて緊急消防援助隊の派遣を要請する。

2 医療活動-----【県、市(保健福祉部)、医療機関】

(1) 医療施設による医療活動-----【医療機関】

市内の医療機関は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージ(治療における優先順位による患者の振り分け)を効果的に実施する。

(2) 災害派遣医療チームによる医療活動-----【県、市(保健福祉部)、医療機関】

1) 医療救護所の活動

- ①被災者のスクリーニング(症状判別)
- ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④防疫対策への支援
- ⑤その他状況に応じた処置

2) 後方医療機関の活動

- ①転送された重傷者の受入れ
- ②特殊な治療を要する慢性疾患患者に対する後方医療(慢性腎不全のため透析療法を要する患者等の受入れ等)

3) 搬送(転送)活動

重傷者等の後方医療機関への搬送(転送)は、原則として下妻消防署が実施する。ただし、救急車両が確保できない場合等については、次による。

- ①近距離の場合は、市災害対策本部及び市民等が確保した車両による。
- ②遠距離及び道路の破損等の場合は、県もしくは自衛隊等のヘリコプターによる。
- ③医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害派遣医療チーム及び患者の搬送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。
- ④災害派遣医療チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された保健医療チーム等との連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(3) 医薬品等の供給

医薬品及び衛生材料については、医療品販売業者等から必要に応じ調達するものとする。また、県により流通備蓄されている災害用医薬品等の供給を受ける。

また、輸血用血液製剤は、県より茨城県赤十字血液センター及び中央血液センターからの供給を

受ける。

(4) 精神保健、心のケア対策

1) 精神科救急医療の確保-----【県】

県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入れ可能な医療機関の確認、搬送の手続きなど、入院できるための体制を確保するものとする。こうした病状の悪化した精神障害者を受入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報の提供を行う。

2) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請-----【県】

県は、市の要請もしくは必要に応じ、国や医療関係団体へDPATの派遣を要請する。DPATは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりるとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアも行う。

3) 災害時のこころのケアへの対応-----【市（保健福祉部）、県、医療機関】

①市は、保健所と連携し、災害直後から、心理サポートや見守りの必要があると思われる市民に対して、十分に配慮するとともに適切なケアを行う。

②市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、保健所と連携し、災害時の心のケアやPTSDに関する情報を被災者や関係者に周知する。また、保健所に開設される「こころの相談窓口」を明示し、必要な支援が得られるようにする。

③治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、医療が必要と判断される場合は、保健所や精神科医療チーム等から情報を入手するとともに、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげ、その後も継続して支援する。

3 消火活動-----【市（総務部）、下妻消防署】

市及び道路管理者は消火活動が円滑かつ効率的に行われるよう、防災関係機関との総合調整及び必要な防災関係機関への応援要請を行う。

また、下妻消防署は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動-----【市（各部）、下妻警察署】

市は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。また、市は、必要に応じて、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を警察に対して要請するとともに、警備業者等との応援協定等に基づく交通誘導の実施等を要請する。

第5 危険物の流出に対する応急対策-----【市(建設部)、道路管理者】

道路輸送途上における危険物等流出事故が発生した場合の応急対策は、第4章「危険物等災害対策」に準じて行う。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動-----【市(建設部)、道路管理者】

市及び道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施する。また、市及び道路管理者並びに県警察本部は、災害発生後直ちに、被災現場、周辺地域及びその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努める。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

■ 基本事項

1 趣 旨

関係者等への的確な情報伝達については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 第3「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

2 対策項目

- | |
|---------------------|
| 1 情報伝達活動 |
| 2 関係者からの問い合わせに対する対応 |

■ 対 策

1 情報伝達活動-----【県、市(総務部)、日本放送協会、茨城放送、茨城新聞社】

県及び市は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、防災関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

【提供する情報】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・市及び防災関係機関の実施する応急対策の概要・避難情報及び避難先の指示・旅客及び乗務員等の氏名・住所・地域住民等への協力依頼・その他必要な事項 |
|---|

2 関係者からの問い合わせに対する対応-----【市(総務部)】

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第8 防疫及び遺体の処理

1 災害廃棄物の処理-----【市(市民部)】

(1) ごみ処理

1) 作業体制の確保

市は、ごみ処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、近隣市町、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

2) 処理対策

①状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

②市民への広報

市は、速やかにごみの分別方法や収集方法、仮置き場の利用方法を定めて市民に広報する。

③処理の実施

市は、速やかに仮置き場を設置し災害時のごみを適正に管理するとともに、災害時のごみを可能な限り再生利用するため分別を徹底する。

また、収集運搬車両を確保し、災害時のごみの収集運搬を効率的に行う。

(2) し尿処理-----【市(市民部)】

1) 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。

2) 処理対策

①状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

②市民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導する。

③処理の実施

市は、必要に応じて避難所、または地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

2 防疫

(1) 防疫組織の設置-----【市(市民部、保健福祉部)】

市は、防疫関係の組織をつくるとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告-----【県、市(市民部、保健福祉部)、医療機関】

市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置に必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画及び対応策-----【市(市民部、保健福祉部)】

市は、地理的、環境的諸条件や被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達-----【県、市(市民部、保健福祉部)、薬業団体】

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び県、近隣市町などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施-----【県、市(市民部、保健福祉部)】

県は、市の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班等により、次の事項を行う。

また、被災状況に応じ、自衛隊に対して防疫活動を要請する。

- 1) 被害状況の調査及び市町村指導
- 2) 積極的疫学調査
- 3) 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導
- 4) 井戸水の消毒指導
- 5) その他の防疫措置に必要な事項

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。

3 遺体の処理

市は、遺体発生状況により遺体収容所を開設し、警察、医師等の協力を得て、遺体の処理を実施する。ただし、救助法を適用した時には県及びその委任を受けた市町村が行う。

遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、県は市からの要請に基づき、周辺市町に応

援を要請するものとする。

また、県が行う遺体の処理は、日赤茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施する。

(1) 遺体の洗浄等-----【市(市民部)、県】

市は、災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、火葬等に備える。

(2) 検 案-----【市、県(警察)、医療機関】

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について、死因やその他の医学的検査を行うことである。

市は、県警察が検視等所要の処置をした遺体について、医師会、歯科医師会の協力を得て、医師・歯科医師による検案を実施する。ただし、遺体が多数の場合等で十分な対応が困難な場合には、県(保健福祉部)に協力を要請するものとする。

(3) 遺体の収容(安置)、一時保存-----【県、市(市民部)】

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所(安置所)に収容する。

1) 遺体収容所(安置所)の設置

市は被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町に、設置、運営の協力を要請する。

2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。

3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多発発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

4) 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納官する。また、埋火葬許可証を発行する。

下妻市地域防災計画(その他の災害対策計画編)

第4章 危険物等災害対策

第4章 危険物等災害対策

本計画は、市内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素またはそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、防災関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、防災関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じる。

第1 危険物等災害の予防対策（各危険物等災害共通事項）

■ 基本事項

1 趣 旨

危険物等災害の発生を予防するために必要な施設の安全性の確保や災害応急・復旧体制への備えを行う計画である。

2 対策項目

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等関係施設の安全性の確保 2 災害応急対策、災害復旧への備え 3 防災知識の普及、住民の訓練 |
|---|

■ 対 策

1 危険物等関係施設の安全性の確保-----【市（総務部）、防災関係機関、危険物等取扱事業者】

(1) 保安体制の確立

1) 事業者の対応

危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本章において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、災害が生じた場合は、その原因の徹底的な究明に努め、再発防止に資すものとする。

2) 市の対応

市は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

3) その他防災関係機関の対応

消防機関及び警察署は、必要に応じ、立入検査等を実施し、危険物等の保管状態、自主保安体制等の実態を把握し、資機材を整備、充実するなど、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(2) 保安教育の実施

1) 市及び他の防災関係機関の対応

市及び他の防災関係機関は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

2) 事業者の対応

事業者は、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

2 災害応急対策、災害復旧への備え-----【市(総務部)、危険物等取扱事業者】

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市及び事業者は、危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備する。災害時の情報通信手段については、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。また、市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備する。

(2) 職員の活動体制の整備

市及び事業者は、それぞれの実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

市及び事業者は、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

なお、本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的な連携体制の強化を図っていく。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

(4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

市及び事業者は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努める。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

市は、県と協力の上で、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図る。

(6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

市及び事業者は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

(7) 避難収容活動体制の整備

市は、あらかじめ、避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行う。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

市及び事業者は、危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(9) 災害復旧への備え

市及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 防災知識の普及、住民の訓練-----【市(総務部)、防災関係機関】

市及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

第2 石油類等危険物施設の予防対策

■ 基本事項

1 趣 旨

石油類等危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおりとする。

2 対策項目

- | |
|----------------|
| 1 施設の保全 |
| 2 石油貯蔵タンクの安全対策 |
| 3 保安体制の確立 |

■ 対 策

1 施設の保全-----【石油類等危険物取扱事業者】

事業者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、石油類等危険物施設の保全に努める。

2 石油貯蔵タンクの安全対策

(1) 地盤対策-----【下妻消防署】

下妻消防署は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。また、既設タンクについては、事業所に対し適時または定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導するものとする。

(2) 防災設備の強化-----【石油類等危険物取扱事業者】

事業者は、耐震、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置の強化を図るものとする。

(3) 防災管理システムの強化-----【石油類等危険物取扱事業者】

事業者は、漏洩、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替え等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図る。

3 保安体制の確立-----【下妻消防署、石油類等危険物取扱事業者】

事業者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るものとする。

下妻消防署は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管

理者または占有者に対し、災害防止上必要な助言または指導を行うものとする。

第3 高圧ガス・火薬類の予防対策

■ 基本事項

1 趣旨

高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

2 対策項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 一般高圧ガス（毒性ガスを除く高圧ガス）・火薬類対策 2 毒性ガス対策 3 LPガスの予防対策 |
|--|

■ 対策

1 一般高圧ガス（毒性ガスを除く高圧ガス）・火薬類対策

(1) 高圧ガス等の保安検査、立入検査及び保安団体の自主保安活動の推進-----【県】

県は、高圧ガス・火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱い等を規制し、指導を行うとともに、関係業種別に保安団体の自主保安活動を積極的に推進する。

(2) 火薬類搬送時の安全指示-----【県警察本部】

県警察本部は、火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要がある時は、運搬日時、通路もしくは方法、または火薬類の性状もしくは積載方法について必要な指示を行う。

2 毒性ガス対策

(1) 毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進-----【市（総務部）、毒性ガス取扱事業者、住民】

1) 事業者の対策

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①市域内に事業所を置く事業者は、市が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するものとする。 ②被害を最小限にとどめるため、事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等を設置するものとする。 ③発災時の近隣住民の避難のために、必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器の整備を図るとともに、市等行政機関と日頃から連携を密にし、対策を講じるものとする。 ④関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するなどして、発災時における応急対策の協力体制の整備に努めるものとする。 |
|---|

2) 市の対策

市は、毒性ガス漏洩を想定し、市民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておく。また、事業者との緊急連絡体制を整備するものとする。

3 LPガスの予防対策-----【下妻消防署、ガス事業者】

(1) 消防機関の対策

消防機関は、消防法の規定に基づき、必要に応じ、火災予防査察を実施し、火災の未然防止を図る。また、災害予防上必要と認める時は、ガス事業者に対し保安上とるべき措置について通報する。

(2) 事業者の対策

(1) の通報を受けた時は、直ちに防災上必要な対策を講じることができる体制を整備する。

第4 毒劇物取扱施設の予防対策

■ 基本事項

1 趣 旨

毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

2 対策項目

- | |
|-----------------------------|
| 1 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化 |
| 2 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実 |

■ 対 策

1 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化-----【県】

(1) 登録施設に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対しては、危害防止規定の整備を指導する。

(2) 登録外施設に対する指導

県は、(1) の登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物または劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

2 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(1) 危害防止規程の整備-----【毒劇物取扱事業者】

事業者は、毒物または劇物による危害を防止するため、次の事項について危害防止規程を整備するものとする。

- 1) 毒物または劇物関連設備の管理者の選任に関する事項
- 2) 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

- ① 毒物または劇物の製造、貯蔵または取扱いの作業を行う者
- ② 設備等の点検・保守を行う者
- ③ 事故時における防災関係機関への通報を行う者
- ④ 事故時における応急措置を行う者

- 3) 次に掲げる毒物または劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造施設、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

- 4) 3) に掲げる毒物または劇物関連施設の整備または補修に関する事項
- 5) 事故時における防災関係機関への通報及び応急措置に関する事項
- 6) 2) に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

第5 放射線使用施設等の予防対策

■ 基本事項

1 趣 旨

放射線使用施設等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に規定される放射性物質等を取扱う施設または核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に規定される核燃料物質の使用施設（原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第2条第4号に規定する事業所を除く。）及び放射性物質の運搬（原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者が行う核燃料物質等の事業所外運搬を除く。））に係る予防対策は共通事項に定めるほか、次のとおりとする。

2 対策項目

- 1 保安体制の強化
- 2 維持管理指導の推進
- 3 医療監視の実施
- 4 運搬時の安全確保

■ 対 策

1 保安体制の強化-----【放射線使用者】

放射線使用者（放射性物質等を取扱う者）は、漏洩することによる環境汚染等の被害を防止するため、防災関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

2 維持管理指導の推進-----【国】

国は、放射線使用者に対し、災害時における措置を放射線障害予防規定に定める等、法令に基づき適正に維持管理するよう、指導の徹底を図る。

3 医療監視の実施-----【県】

県は、医療法第25条第1項に基づく医療監視を行い、放射線使用施設等（医療機関）に対し、医療法施行規則 第4章「医療用放射線の防護」の章の規定を遵守するよう、監視結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置を講じるよう指導する。

4 運搬時の安全確保-----【県警察本部】

県警察本部は、放射性物質またはそれにより汚染された物を運搬する旨の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要がある時は、運搬日時、経路等について必要な指示をする等により、運搬による災害発生防止を図る。

第6 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策

■ **基本事項**

1 趣 旨

原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下、「原子力事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県、市等防災関係機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図るものとする。

2 対策項目

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 原子力事業者等の措置2 下妻消防署の措置3 県及び県警察本部の措置 |
|---|

■ **対 策**

1 原子力事業者等の措置

原子力事業者等は、その業務に従事する職員に対し、必要かつ十分な教育訓練を施すとともに、事故前の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行うにあたっては、これら書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行するものとする。

また、必要な防災対応を的確に実施するため、必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に次

の措置を適切に取るために必要な体制の整備を図るものとする。

【事故発生時の措置】

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 国、県、海上保安部署等への迅速な通報
- (3) 消火、延焼防止等の応急措置
- (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- (6) モニタリング実施
- (7) 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

なお、運搬中の事故により原災法に定める特定事象が発生した場合には、原子力防災管理者を通じ、直ちに国、県、市等防災関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報、連絡体制を整備する。

2 下妻消防署の措置

下妻消防署は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制の整備を行うものとする。

3 県及び県警察本部の措置

県及び県警察本部は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するため必要な体制の整備を行うものとする。

第4章 危険物等災害対策

第2節 災害応急対策

危険物等災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、防災関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える。

第1 発災直後の情報の収集・連絡（各危険物等災害共通事項）

■ 基本事項

1 趣旨

危険物等災害が発生し、または発生するおそれがある場合の情報の収集・連絡体制に関して定める。

2 対策項目

- | |
|----------------|
| 1 災害情報の収集・連絡 |
| 2 災害情報の収集・連絡系統 |
| 3 被害状況の収集・把握 |
| 4 災害情報の通報 |
| 5 市民等への情報提供 |

■ 対策

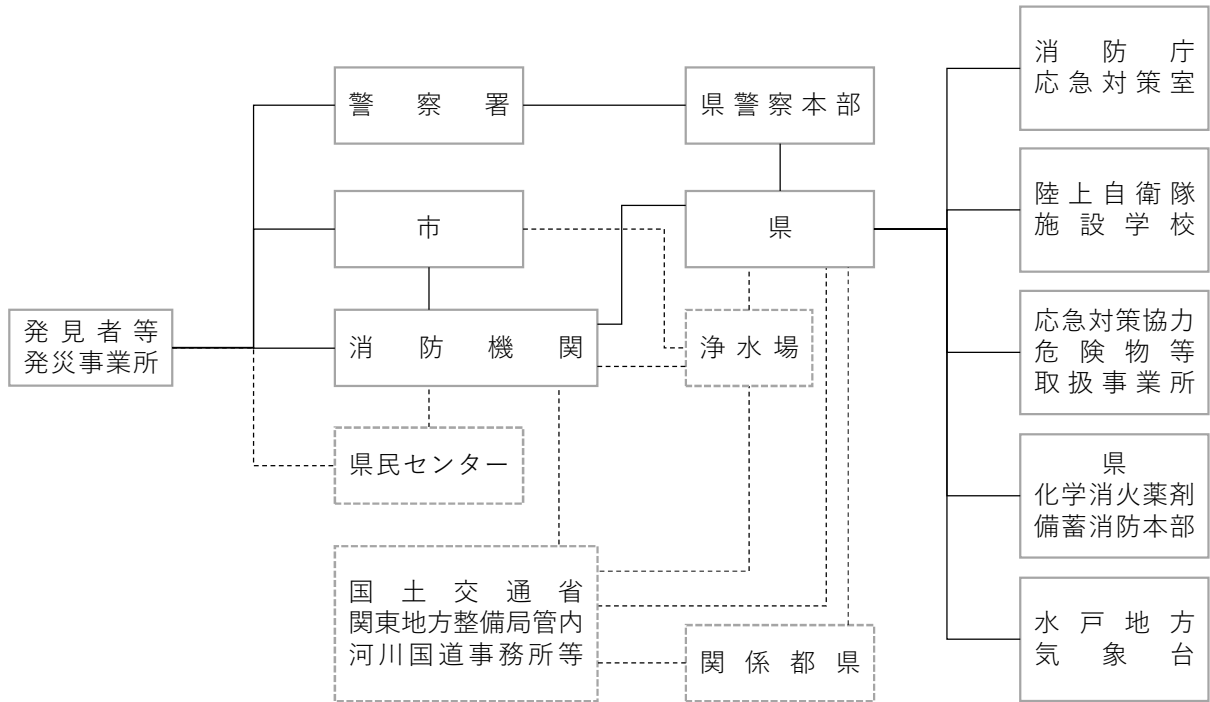
1 災害情報の収集・連絡-----【市（総務部）】

市は、危険物等災害の情報を受理した時は、その状況把握に努め、県に報告するとともに防災関係機関に伝達する。

2 災害情報の収集・連絡系統-----【県、市（総務部）、危険物等取扱事業者】

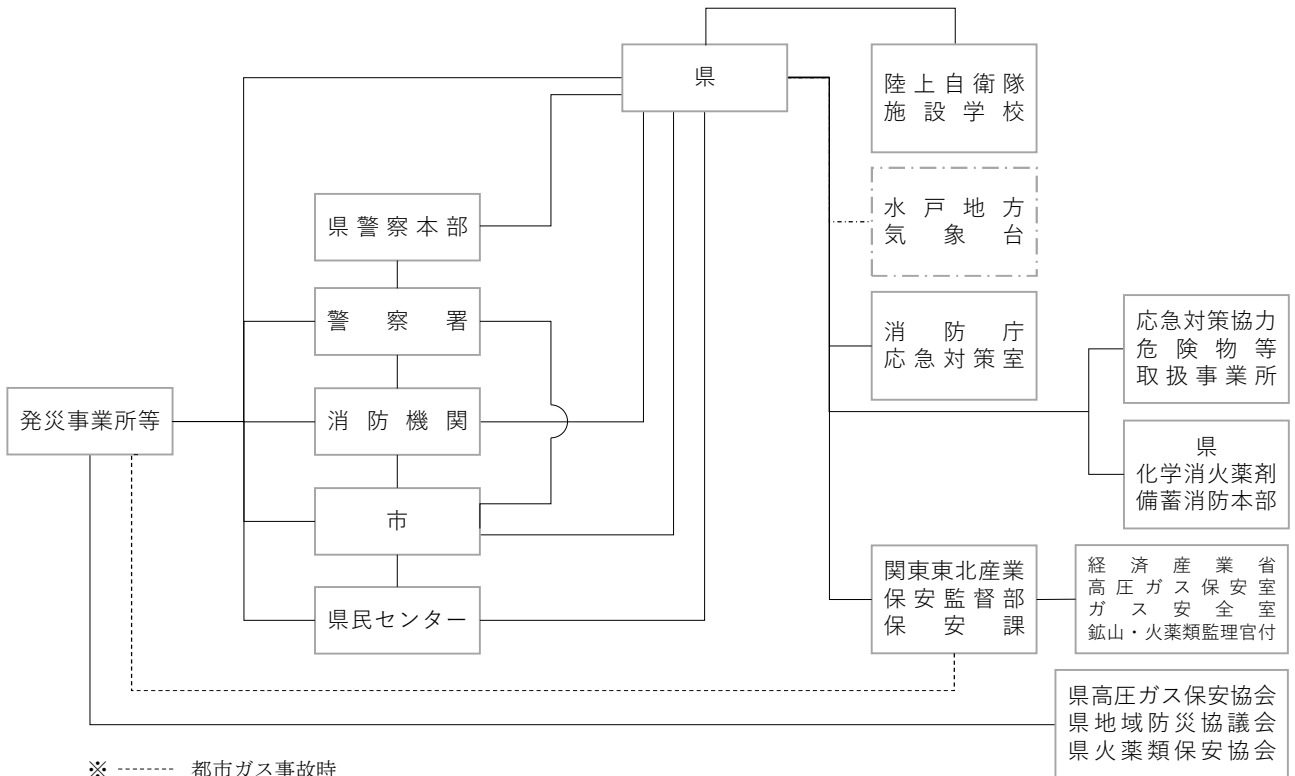
危険物等災害ごとの災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

【石油類等危険物施設の災害】



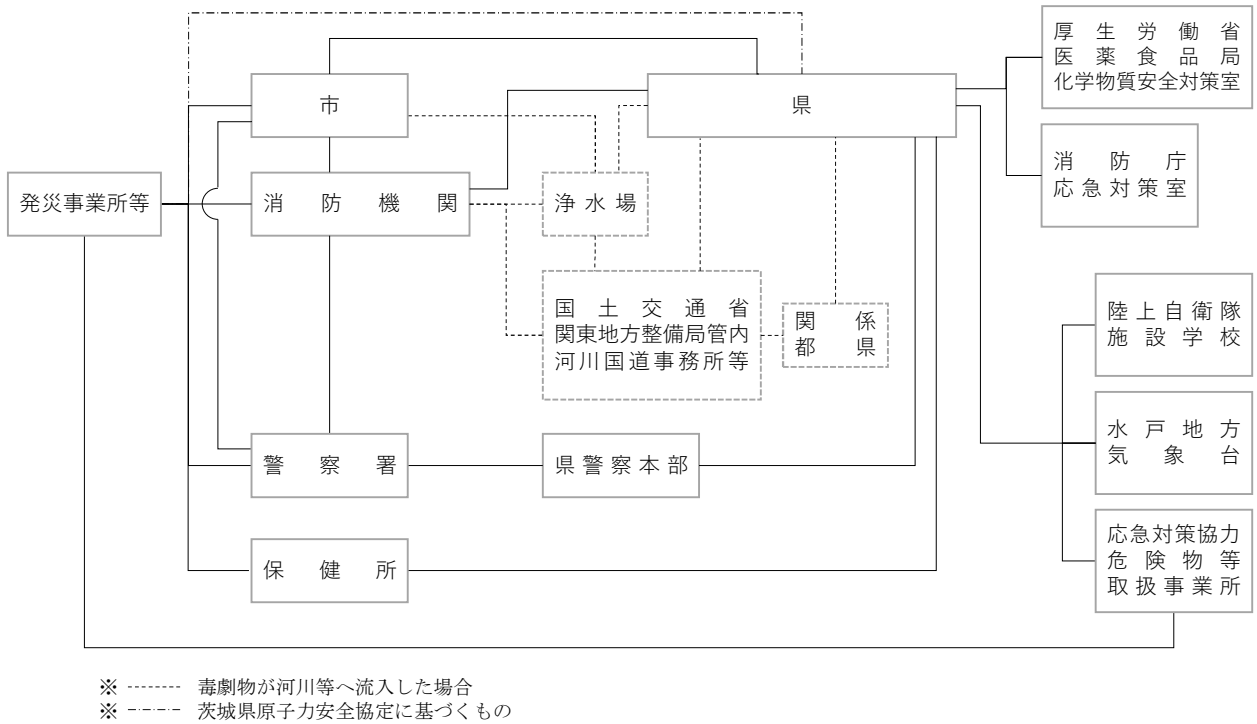
※ ----- 河川等漏洩時のみ

【高圧ガス・都市ガス・火薬類、毒性ガス、大規模な地階のガス漏れの災害】

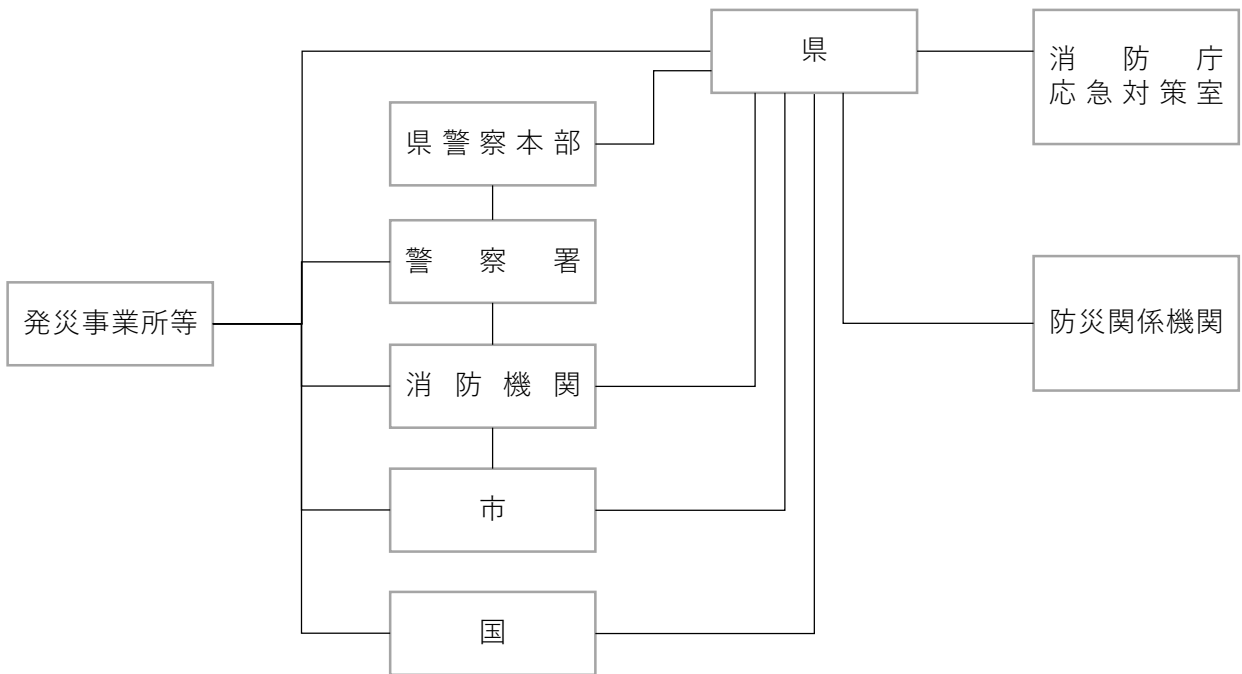


※ ----- 都市ガス事故時
 ※ ----- 毒性ガスの場合

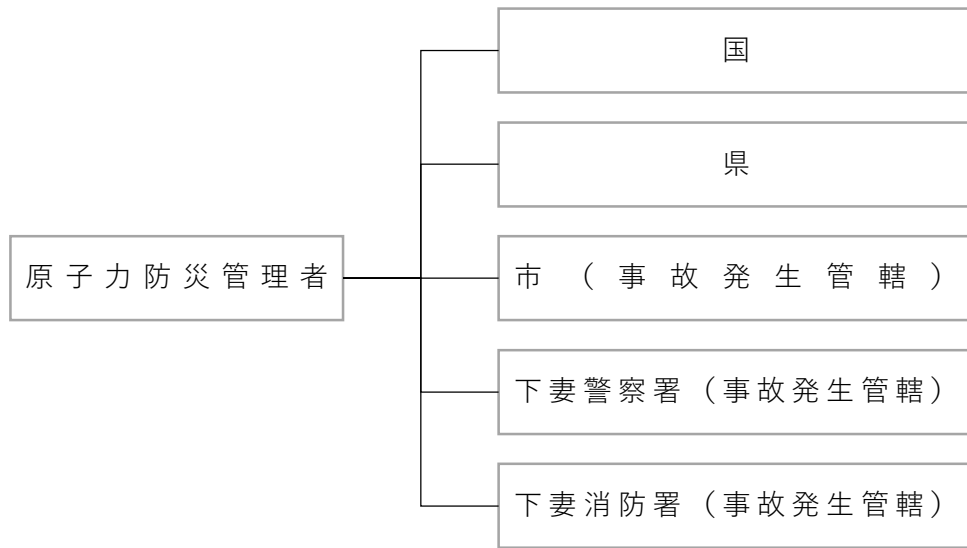
【毒劇物取扱施設の災害】



【放射線使用施設等の災害】



【核燃料物質等の事業所外運搬中の災害】



3 被害状況の収集・把握

(1) 市の措置-----【市(総務部)】

市域内で被害が発生した場合または発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く報告する。

(2) 県の措置

市町村等からの情報を収集するとともに、自らも被害情報の把握に努める。また、ヘリコプター等で目視、撮影、画像情報等の利用により被害規模の把握を行う。

4 災害情報の通報-----【市(総務部)】

危険物等災害が発生した場合または発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長または警察官に通報するものとする。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力するものとする。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに市長に、また、市長は、県その他防災関係機関に通報するものとする。

5 市民等への情報提供-----【市(総務部)】

市は、県等防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、防災関係機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、一般市民等へ適切に提供する。また、情報の伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第2 活動体制の確立（各危険物等災害共通事項）

■ 基本事項

1 趣 旨

危険物等災害が発生した場合の市等の職員動員配備体制等を定め、災害時に的確な活動体制を確立する。

2 対策項目

1 市の活動体制
2 県の活動体制
3 事業者の活動体制

■ 対 策

1 市の活動体制

(1) 職員の動員配備体制の区分の基準及び内容

職員動員配備体制の決定基準は、危険物等災害の状況等により次のとおり定める。

表 職員動員配備体制の決定基準

体制区分	基 準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、漏洩物により嚴重な警戒体制をとる必要が生じた場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。
非常体制	危険物等事故により、多数の死傷者が発生した場合、大規模な火災の発生した場合、河川域に相当な被害が発生し、または発生が予想される場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	危険物等事故・災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

(2) 職員動員配備体制の決定-----【市(総務部)】

【警戒体制】

危険物等事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。

【非常体制】

危険物等事故情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。

表 職員動員配備体制の決定者

	決定者	代決者	代決者
警戒体制	市長	副市長	教育長
非常体制			

(3) 職員の動員 ----- 【市(各部)】

総務部長は、動員配備体制の決定に基づき、災害応急対策実施のため、必要な職員の動員を行う。また、動員にあたっては職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

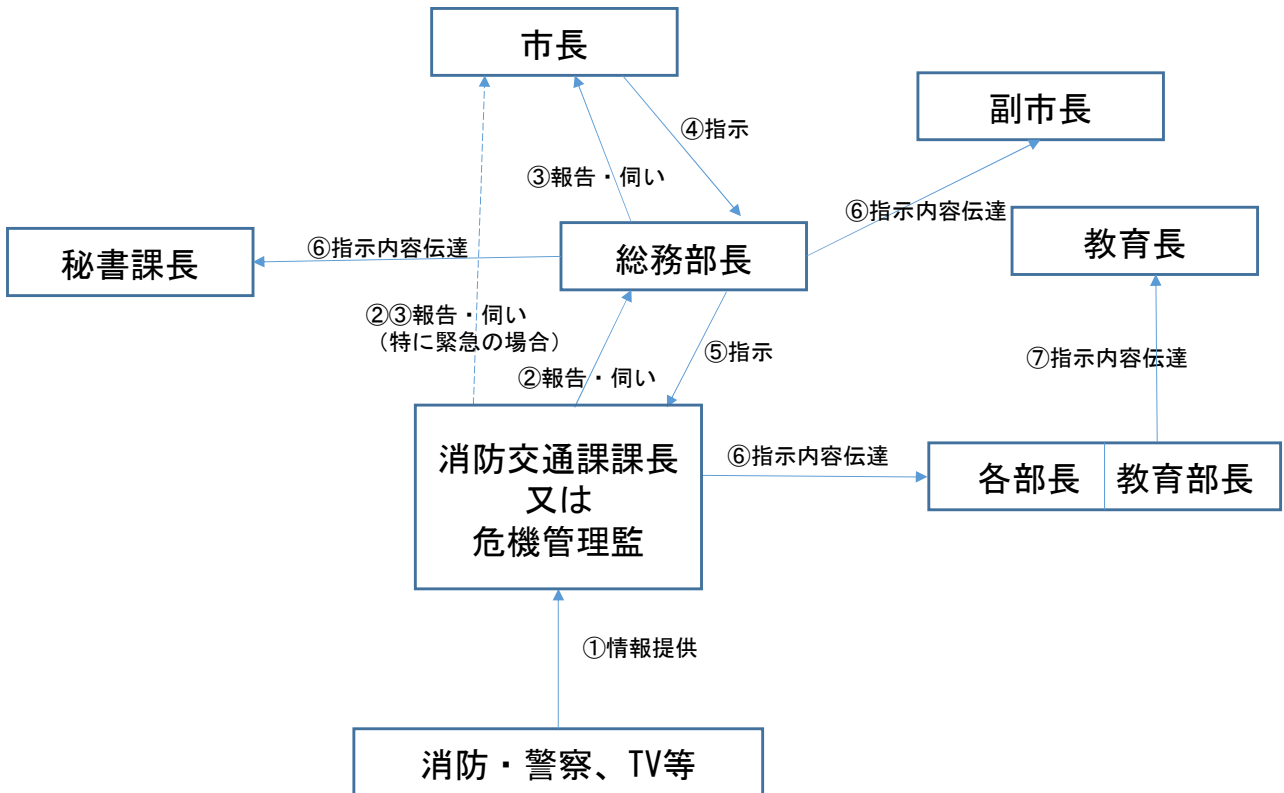


図 動員の伝達系統

(4) 災害対策本部等の設置基準等

【災害警戒本部設置基準】

- 1) 危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれがある場合
- 2) 漏洩物に対し、厳重な警戒体制をとる必要がある場合
- 3) その他市長が必要と認めた場合

【災害警戒本部廃止基準】

- | |
|--|
| 1) 危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれなくなった場合
2) 漏洩物に対し、厳重な警戒体制をとる必要なくなった場合
3) その他市長が必要なしと認めた場合 |
|--|

【災害対策本部設置基準】

- | |
|--|
| 1) 危険物等事故により、多数の死傷者が発生した場合
2) 大規模な火災が発生した場合
3) 漏洩物により、河川域に相当な被害が発生し、または発生が予想される場合
4) その他市長が必要と認めた場合 |
|--|

【災害対策本部廃止基準】

- | |
|--|
| 1) 危険物等事故・災害応急対策を概ね完了した場合
2) その他市長が必要なしと認めた場合 |
|--|

【動員配備基準との対応】

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との関係は、(1) の「職員の動員配備体制区分の基準及び内容」に示したとおり。

(5) 災害対策本部等の組織及び設置等-----【市(本部事務局、各部)】

1) 組織

災害対策本部は以下の者をもってあてる。

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者(防災関係機関職員等)

なお、本部長に事故がある時、または本部長が欠けた時は、市長の職務代理の順序により、副市長、次いで教育長がその職務を代理する。

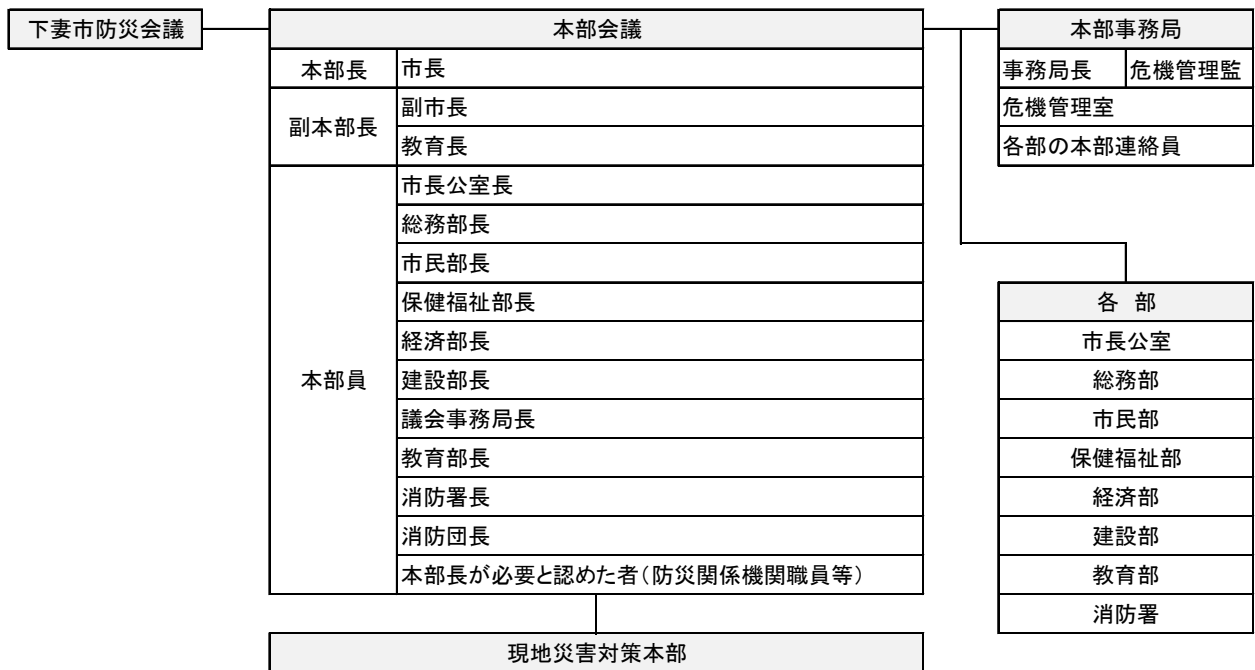


図 災害対策本部組織図

2) 本部の設置

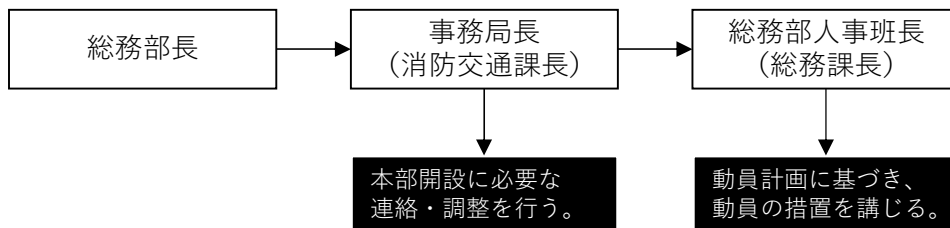
ア 設置に関する指示及び伝達

①本部員及び関係機関等への連絡

総務部長は、本部設置及び動員配備体制について市長の指示を受けた時は、災害対策本部事務局長を通じ本部員及び関係機関等に連絡する。

②本部設置に関する指示

本部設置に関する指示の流れは、以下のとおり。



イ 災害対策本部室の設営

災害対策本部室は、市役所第2庁舎会議室とする。

(6) 現地災害対策本部の設置 ----- 【市(総務部)】

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じた時は、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

【現地災害対策本部の組織】

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。現地災

害対策本部の要員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策副本部長が指名する者をもって充てる。

【現地災害対策本部の設置基準】

- ・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- ・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

【現地災害対策本部の分掌事務】

- ・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること
- ・現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

2 県の活動体制-----【県】

危険物等災害発生時の県の活動体制については、茨城県地域防災計画を参照する。

3 事業者の活動体制-----【危険物等取扱事業者】

危険物等取扱事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとし、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

また、消防機関、警察署と緊密な連携を確保し応急対策を進めるものとする。

第3 石油类等危険物施設の事故応急対策

■ 基本事項

1 趣 旨

石油类等危険物施設において災害が発生した場合の応急対策について定め、災害時に的確に対応する。

2 対策項目

- 1 危険物火災等の応急対策
- 2 危険物の漏洩応急対策
- 3 浄水の安全確保

■ 対 策

1 危険物火災等の応急対策

(1) 消火活動-----【市(総務部)、下妻消防署】

事業所は、火災が発生した場合は、直ちに、119番通報するとともに、自衛消防組織を動員する。

下妻消防署及び発災事業所の自衛消防組織は、直ちに、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等、火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行う。この際、

消火により可燃性ガスが滞留し、または有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮する。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じるものとする。

市及び下妻消防署は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導を行う。

なお、下妻消防署は、市及び発災事業所のみでは十分な応急対策が困難であると判断した場合は、県に対して応援を要請する。県は、市ないし下妻消防署からの要請があった場合、もしくは自ら必要と判断した場合は、県内6消防本部に備蓄する泡消火薬剤を、発災地点の消防機関等に緊急支援する。

(2) 警察の対応-----【県警察本部、下妻警察署】

県警察本部は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

2 危険物の漏洩応急対策

石油類等油脂類が河川等に漏洩した場合は、以下の応急対策をとるものとする。

(1) 非水溶性危険物の漏洩対策

1) 発災者の措置-----【非水溶性危険物取扱事業者】

排出の原因者は、直ちに土のう設置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合には防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行う。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材を早期に手配し、回収にあたっては消防機関等の指示に従うものとする。

2) 下妻消防署の措置

下妻消防署は、危険物等の河川等への流出を防ぐため、直ちに、土のう設置等による漏洩範囲の拡大防止措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を行う。また、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施するものとする。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力する。なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用するものとする。

有毒ガスが発生している場合、または発生するおそれのある場合は、単独での防除活動は行わず互いに安全確認ができるよう複数で行うものとする。

3) 県警察本部の措置

県警察本部は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

4) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者の措置-----【河川管理者、水路管理者】

適切な位置にオイルフェンスを展張するなどして、流出油の拡散等を防御する。また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施するものとする。その際、必要に応じて、市等防災関係機関に協力要請するものとする。

5) 市の措置-----【市(総務部、建設部)】

市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導を行う。

河川管理者等の協力要請があった場合、または地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施する。また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたる。

(2) 水溶性危険物の漏洩対策

アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、次の応急対策をとる。

1) 発災者の措置-----【水溶性危険物取扱事業者】

排出の原因者は、直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合には防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行う。

回収にあたっては、消防機関等の指示に従うものとする。

2) 下妻消防署の措置

下妻消防署は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置を行う。また、排出の原因者に対して、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施するものとする。

3) 県警察本部の措置

県警察本部は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

4) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者の措置-----【河川管理者、水路管理者】

パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施する。また、必要に応じて、市等防災関係機関に協力を要請するものとする。

5) 市の措置-----【市(総務部、建設部)】

市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導を行う。

河川管理者等の協力要請があった場合、または地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施する。

回収された危険物の廃棄物については、排出した原因者に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導する。

3 浄水の安全確保-----【市(建設部)、下妻消防署】

市及び下妻消防署は、危険物の漏洩事故発生を確認し、かつ当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに浄水場に漏洩事故発生を旨を、直接通報する。

第4 高压ガス、火薬類の事故応急対策

■ 基本事項

1 趣 旨

高压ガス、火薬類の事故・災害が発生した場合の応急対策について定め、災害時に的確に対応する。

2 対策項目

- | |
|--|
| <p>1 一般高压ガス、火薬類の事故応急対策</p> <p>2 毒性ガスの応急対策</p> <p>3 LPガスの応急対策</p> |
|--|

■ 対 策

1 一般高压ガス、火薬類の事故応急対策

(1) 事業者の措置-----【高压ガス取扱事業者、火薬取扱事業者】

- 1) 事業者は、直ちに応急点検を実施し、ガス漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び高压ガス、火薬類の性状を伝え、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施する。また、直ちに県または警察官へ届け出るものとする。
- 2) 自らの防御措置の実施が不可能な場合は、一般社団法人茨城県高压ガス保安協会及び茨城県高压ガス地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。

(2) 下妻消防署の措置

- 1) 下妻消防署は、高压ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行うものとする。
- 2) 火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し、またはガスの性状をもとにガス滞留状況を予測して活動するものとする。

(3) 県警察本部の措置

県警察本部は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

(4) 市の措置-----【市(総務部)、下妻消防署】

市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導を行う。

(5) その他防災関係機関の措置-----【県、自衛隊ほか防災関係機関】

- 1) 県は、市及び下妻消防署等防災関係機関から被害の情報や応急対策の実施状況を常時把握し、必要に応じて防災資機材の調達、あっせん、または県保有の化学消火薬剤による支援を行うものとする。また、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会や茨城県高圧ガス地域防災協議会への協力要請や自衛隊への派遣要請を行うものとする。
- 2) 自衛隊は、県から要請があった場合、火薬等の取扱いについての情報の提供や専門家を派遣するものとする。また、県から派遣要請を受けた場合、火薬類の爆発事故等の応急対策について迅速に出動し処置するものとする。
- 3) 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会、茨城県火薬類保安協会は、協力要請に基づき、事業所の実施する応急対策に協力するものとする。その際は防災関係機関と連絡を密にして、実施するものとする。

2 毒性ガスの応急対策

(1) 事業者の措置-----【毒性ガス取扱事業者】

- 1) 事業者は、直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウン等応急の漏洩防止措置（可能な場合は固定消火設備等を活用した水噴霧による希釈、吸収措置）をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝えるものとし、漏洩物が毒劇物に該当する場合は、保健所にも同様に届け出る。また、事業者は、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装、または防護服を着用し、風上側に占位することに留意して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤等による中和除害措置、及びビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を実施するものとする。
- 2) 自ら実施が不可能な場合は、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会や茨城県高圧ガス地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。

(2) 市及び消防署の措置-----【市(総務部)、下妻消防署】

- 1) 市及び下妻消防署は、発災事業所から毒性ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から気象及び大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、迅速に市民等に広報するものとする。避難が必要と判断された場合は、毒性ガスの漏洩継続時間、拡散（濃度）予測等を基に、適切に避難誘導を行う。
- 2) 下妻消防署は、事業者と協力して、ガス漏洩防止等応急措置を実施するものとする。また、住民の安全確保を優先に、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、または防護服を着用して、避難の遅れた住民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送にあたるものとする。

(3) 県警察本部の措置

県警察本部は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

(4) その他防災関係機関の措置-----【県ほか防災関係機関】

1) 県は、毒性ガスの性状や応急措置等の情報を防災関係機関に伝えるとともに、水戸地方気象台等と連携し、気象及び大気情報等から毒性ガス拡散（濃度）予測等の情報を市町村等防災関係機関に随時提供するものとする。また、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会または茨城県高圧ガス地域防災協議会、あるいは応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、発災事業所の実施する応急措置への協力を要請するものとする。

神経性ガス等猛毒のガスの漏洩については、避難対策、漏洩ガスの防除方法の指導やガス検知器等資機材の貸与について、自衛隊に応援または協力を要請するものとする。

2) 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会及び茨城県高圧ガス地域防災協議会は、発災事業所または県の要請を受けた場合、直ちに、応急措置の実施について発災事業所に協力するものとする。

3 LPガスの応急対策**(1) 事業者の措置-----【ガス事業者】**

事業者は、直ちに、ガス装置の応急点検を実施するとともに、消防機関に119番通報するものとする。漏洩ガスの滞留による引火爆発防止のため、可燃性ガス濃度を測定して安全を確認するなどし、消防機関等に協力する。

また、火災発生時は、直ちに消火活動を行うものとする。

(2) 下妻消防署の措置

下妻消防署は、事業者に対し、ガス漏洩箇所等に対するガスの供給停止措置を指示し、消火活動等応急対策を実施するものとする。また、応急対策の実施にあたっては、事業者と連携し、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害の防止に留意するものとする。

(3) 市の措置-----【市(総務部)】

市は、下妻消防署と共に、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導を行う。

(4) 県警察本部の措置

県警察本部は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

第5 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策

■ 基本事項

1 趣 旨

毒劇物多量取扱施設において災害が発生した場合の応急対策について定め、災害時に的確に対応する。

2 対策項目

- | |
|-----------|
| 1 漏洩事故 |
| 2 浄水の安全確保 |

■ 対 策

1 漏洩事故

(1) 事業者の措置-----【毒劇物多量取扱事業者】

- 事業者は、直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏洩防止措置をとるとともに、消防機関（119番）、警察署（110番）、保健所に通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝えるものとする。また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏洩箇所に風上側から接近し、また位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を行うものとする。
- 自ら実施が不可能な場合は、応急対策協力危険物等取扱事業所等へ協力を要請するものとする。

(2) 市及び消防署の措置-----【市（総務部）、下妻消防署】

市及び下妻消防署は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（または警戒区域）の必要性を判断し、市民等に迅速に広報する。毒性ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間の予測に配慮し、気象及び大気情報等による拡散（濃度）予測等を基に、適切に避難誘導、または窓等を密閉した屋内退避等の指示を行う。また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行うものとする。

(3) 県警察本部の措置

県警察本部は、被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

(4) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者の措置-----【河川管理者、水路管理者】

各管理者は、河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請するものとする。

河川等に流入した場合、またはそのおそれがある場合は、河川管理者に速やかに報告するとともに事

業者、県（防災・危機管理部、保健福祉部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努めるものとする。

(5) 県の措置-----【県、水戸地方気象台】

県は、緊急水質事案対策要領に基づき、公共用水域の水質保全のために迅速な措置を行うとともに、国や専門家から得た毒劇物の性状、応急措置法等の情報を消防機関等防災関係機関に提供するものとする。

毒劇物がガス化する性状の場合は、水戸地方気象台等と連携し、気象及び大気情報から毒性ガスの拡散（濃度）予測等情報を市町村等防災関係機関に迅速に提供するものとする。

また、必要に応じ、応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、応急対策への協力を要請する。

(6) 応急対策協力危険物等取扱事業所の措置

応急対策協力危険物等取扱事業所は、発災事業所や県の要請を受けた場合は、直ちに、防災資機材の提供や応急措置の実施等について協力するものとする。

2 浄水の安全確保-----【市（建設部）】

市は、漏洩物が河川等へ流入する可能性がある場合は、河川管理者に速やかに報告するとともに第3の「石油類等危険物施設の事故応急対策」の浄水の安全確保に準じて応急対策を実施するものとする。

第6 放射線使用施設等の事故応急対策

■ **基本事項**

1 趣 旨

放射線使用施設等において災害が発生した場合の応急対策について定め、災害時における的確な対応体制を確立する。

2 対策項目

<p>1 事業者の措置</p> <p>2 下妻消防署の措置</p> <p>3 市の措置</p> <p>4 県警察本部の措置</p> <p>5 国及び県の措置</p>
--

■ **対 策**

1 事業者の措置-----【放射線使用施設等事業者】

放射線使用施設等の事業者は、放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市及び警察機関に事態を通報する。

放射線使用施設等で火災が発生した場合は、消火または延焼防止に努め、直ちに消防機関に通報するとともに、放射線障害を防止する必要がある場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者（受けたおそれがある者を含む。）を速やかに救出し避難させるものとする。また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がり防止及び除去を行うものとする。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲に縄を張りまたは標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保のために必要な措置をとるものとする。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、または保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくするものとする。また、消防機関等の消火活動等を実施するにあたって、放射性物質の種類、性状、放射線強度及び放射線防護に関する必要な情報を伝えるとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防機関等が実施する応急対策活動に協力するものとする。

2 下妻消防署の措置

下妻消防署は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等応急対策活動を実施するものとする。

消火にあたっては、水噴霧法や土のう設置等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意するものとする。なお、応急対策活動の実施にあたっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動するものとする。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応するものとする。

3 市の措置-----【市(総務部)】

市は、事故に関する情報を収集し、市民等に対し、適時、適切な方法で広報を実施する。

4 県警察本部の措置

県警察本部は、被災者状況等被害情報の収集を行い、必要に応じて立入りの制限や交通規制を実施するものとする。

5 国及び県の措置-----【国、県】

国は、放射線強度等の情報提供や措置方法等の指導により、消防機関をはじめとする防災関係機関に協力するものとする。

県は、放射性物質の拡散等についてモニタリングを実施するなど消防機関等に対して放射線情報を提供するとともに、放射線専門家の派遣、防災資機材の提供についての協力を行うものとする。また、環境への影響等の把握に努めるものとする。

第7 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

■ 基本事項

1 趣 旨

核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象（以下、「特定事象」という。）が発生した場合は、次により、原子力事業者等、国、県及び市は連携して、応急対策を実施する。

2 対策項目

- | | |
|---|---------------|
| 1 | 原子力事業者等の措置 |
| 2 | 市及び消防署の措置 |
| 3 | 県警察本部及び警察署の措置 |
| 4 | 国及び県の措置 |

■ 対 策

1 原子力事業者等の措置-----【原子力事業者】

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見または発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、市、警察機関、消防機関、原子力緊急時支援・研修センター等の防災関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡するものとする。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施するものとする。

さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期するものとする。

2 市及び消防署の措置-----【市（総務部）、下妻消防署】

市及び下妻消防署は、事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を県（防災・危機管理部原子力安全対策課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行う。

3 県警察本部及び警察署の措置-----【県警察本部、下妻警察署】

事故の通報を受けた警察機関は、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な対応を行うものとする。

4 国及び県の措置-----【国、県】

国は、核燃料物質等の運搬中の事故により、特定事象が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催する。さらに、原災法第15条に規定された原子力緊急事態に至った場合には、同法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者等とともに主体的に講じる。

県は、国と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するほか、市町村、警察等防災関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など必要な措置を講ずるものとする。

第8 避難誘導対策

■ 基本事項

1 趣旨

各危険物等災害に共通する避難誘導対策は以下のとおりとする。

2 対策項目

- | |
|---------------|
| 1 市、警察、消防署の措置 |
| 2 県の措置 |

■ 対策

1 市、警察、消防署の措置-----【市(総務部)、下妻警察署、下妻消防署】

危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図る。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

2 県の措置

県は、国や協力事業所から危険物等の応急措置情報や気象及び大気情報を迅速に収集し、消防機関、市、警察に避難誘導のための情報を提供し、支援するものとする。

第9 捜索・救出・救助対策

■ 基本事項

1 趣旨

各危険物等災害に共通する捜索・救出・救助対策は以下のとおりとする。

2 対策項目

1 警察署及び消防署の措置
2 県の措置

■ 対策

1 警察署及び消防署の措置-----【下妻警察署、下妻消防署】

下妻消防署は、警察と相互に連携の上で被災者に対して捜索・救出・救助を行う。

2 県の措置

県は、必要に応じて、ヘリコプターによる空中からの捜索・救出・救助を行う。

第10 応援要請対策

■ 基本事項

1 趣旨

各危険物等災害に共通する応援要請対策は以下のとおりとする。

2 対策項目

1 自衛隊の災害派遣要請
2 応援要請

■ 対策

1 自衛隊の災害派遣要請-----【県、市(総務部)、自衛隊】

(1) 災害派遣要請の要求-----【市】

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、次の災害派遣判断の要件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を県知事に要求する。

【災害派遣判断の要件】

①公共性：公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要があること
②緊急性：差し迫った必要があること
③非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の手続き-----【市(総務部)】

1) 市長は、当該地域に係る災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認める時は、資料編「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

2) 市長は前記 1) の依頼ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やかに県知事に対してその旨を通知するものとする。

(3) 災害派遣の活動範囲-----【自衛隊】

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常、防災関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33. 総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行なう。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行なう。
その他	その他臨機に必要なもので、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 自衛隊との連絡-----【市(総務部)、自衛隊】

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）または当該地域を担当する古河・霞ヶ浦分区（第 1 施設団長、古河駐屯地所在部隊）に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

2 応援要請-----【市(総務部)】**(1) 他市町村への要請**

市長は、市域に係る災害について適切な災害応急対策を実施するために支援を受ける必要があると認める時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

応援に従事する者は、災害応急対策の実施について市の指揮の下で行動するものとする。

(2) 県への応援要請または職員派遣のあっせん

市長は、県知事（または指定地方行政機関等）に応援または職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない時は、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1) 応援要請時に記載する事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①災害の状況 ②応援（応急措置の実施）を要請する理由 ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑥その他必要な事項 |
|---|

2) 職員派遣あっせん時に記載する事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①派遣のあっせんを求める理由 ②派遣のあっせんを求める職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間 ④その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項 |
|--|

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①派遣を要請する理由 ②派遣を要請する職員の職種別人員 ③派遣を必要とする期間 ④その他職員の派遣について必要な事項 |
|---|

(4) 民間団体等に対する要請-----【市(総務部)、各公共団体】

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、民間団体等に協力を要請する。

(5) 消防機関への応援要請

市は、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県内の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

- ①大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害
- ②災害が拡大し茨城県内の他市町村または茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ③多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

第11 医療救護対策-----【市(保健福祉部)、医療機関等】

1 応急医療活動

(1) 医療施設による医療活動-----【医療機関】

市内の医療機関は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージ(治療における優先順位による患者の振り分け)を効果的に実施する。

(2) 災害派遣医療チームによる医療活動-----【県、市(保健福祉部)、医療機関】

1) 医療救護所の活動

- ①被災者のスクリーニング(症状判別)
- ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④防疫対策への支援
- ⑤その他状況に応じた処置

2) 後方医療機関の活動

- ①転送された重傷者の受入れ
- ②特殊な治療を要する慢性疾患患者に対する後方医療(慢性腎不全のため透析療法を要する患者等の受入れ等)

3) 搬送(転送)活動

重傷者等の後方医療機関への搬送(転送)は、原則として下妻消防署が実施する。ただし、救急車両が確保できない場合等については、次による。

- ①近距離の場合は、市災害対策本部及び市民等が確保した車両による。
- ②遠距離及び道路の破損等の場合は、県もしくは自衛隊等のヘリコプターによる。
- ③医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害派遣医療チーム及び患者の搬送にあたっては、輸送

手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

- ④災害派遣医療チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された保健医療チーム等との連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(3) 医薬品等の供給

医薬品及び衛生材料については、医療品販売業者等から必要に応じ調達するものとする。また、県により流通備蓄されている災害用医薬品等の供給を受ける。

また、輸血用血液製剤は、県より茨城県赤十字血液センター及び中央血液センターからの供給を受ける。

(4) 精神保健、心のケア対策

1) 精神科救急医療の確保-----【県】

県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入れ可能な医療機関の確認、搬送の手続きなど、入院できるための体制を確保するものとする。こうした病状の悪化した精神障害者を受入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報の提供を行う。

2) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請-----【県】

県は、市の要請もしくは必要に応じ、国や医療関係団体へDPATの派遣を要請する。DPATは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりるとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアも行う。

3) 災害時のこころのケアへの対応-----【市(保健福祉部)、県、医療機関】

- ①市は、保健所と連携し、災害直後から、心理サポートや見守りの必要があると思われる市民に対して、十分に配慮するとともに適切なケアを行う。
- ②市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、保健所と連携し、災害時の心のケアやPTSDに関する情報を被災者や関係者に周知する。また、保健所に開設される「こころの相談窓口」を明示し、必要な支援が得られるようにする。
- ③治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、医療が必要と判断される場合は、保健所や精神科医療チーム等から情報を入手するとともに、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげ、その後も継続して支援する。

第12 緊急輸送の確保-----【市(各部)、道路管理者、関東鉄道】

緊急輸送の場合、市をはじめとする関係各機関は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知機等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。また、市は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行等を禁止するなどの交通規制を警察に対して要請する。なお、交通規制にあたっては、防災関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

下妻市地域防災計画(その他の災害対策計画編)

第5章 大規模な火事災害対策

第5章 大規模な火事災害対策

本計画は、市内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった災害が発生した場合に、防災関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、防災関係機関は次の対策を講じる。

第1 災害に強いまちづくり

■ 基本事項

1 趣 旨

災害に強いまちづくりを推進するため、建物等の耐震・不燃化の促進や防火体制の強化等に努める。

2 対策項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 災害に強いまちの形成 2 火災に対する建築物の安全化 |
|---|

■ 対 策

1 災害に強いまちの形成-----【市(経済部、建設部)、下妻消防署】

市及び下妻消防署は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止・延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、ヘリコプターの緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備及び維持管理-----【下妻消防署】

下妻消防署は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制に関する措置-----【下妻消防署・各事業者】

多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物を管理する事業者は、消防本部主催の防火管理に関する講習会に参加するとともに、防火管理者を適正に選任し、当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行い、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進-----【市(経済部、建設部)、下妻消防署、各事業者】

市、下妻消防署、事業者は、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図る。

第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実-----【水戸地方気象台】

水戸地方気象台は、大規模な火事災害防止のため、気象状況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

■ 基本事項

1 趣 旨

大規模な火事災害の発生時の被害の軽減を図るため、防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策及び災害復旧対策を実施できるように備える。

2 対策項目

- | |
|----------------------|
| 1 情報の収集・連絡体制の整備 |
| 2 災害応急体制の整備 |
| 3 救助・救急、医療及び消火活動への備え |
| 4 緊急輸送活動への備え |
| 5 避難収容活動への備え |
| 6 被災者等への的確な情報伝達活動関係 |
| 7 防災関係機関等の防災訓練の実施 |

■ 対 策

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡-----【市(総務部)、防災関係機関】

市をはじめとする防災関係機関は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、それぞれの機関及び機関相互間において、夜間、休日の場合においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。な

お、機動的な情報収集活動を行うため、車両等多様な情報収集手段をあらかじめ整備するとともに、緊急時には県のヘリコプター等を活用できる体制を整備するものとする。

(2) 情報の分析整理-----【市(総務部)、下妻消防署】

市及び下妻消防署は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成し、災害危険性の周知等に生かすものとする。

(3) 通信手段の確保-----【市(総務部)、下妻消防署、防災関係機関】

1) 防災行政無線等

市は、市民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム(同報無線、移動無線、戸別受信機等)及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

2) 市防災メール

市は、市域全体を対象に災害・避難情報等の緊急防災情報を提供する市防災メールの普及やPRに努める。

3) 消防無線

いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で、無線により、直接、連絡調整を行うことができる。下妻消防署は、特に、広域応援体制による消火活動が円滑に実施できるよう消防無線の運用に努める。

4) 災害時の優先通信

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録情報について管理し、防災関係機関との情報共有を図る。

5) 防災情報ネットワーク

県の防災情報ネットワークシステムの構築を踏まえ、市においても防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制-----【市(各部)、防災関係機関】

市をはじめとする防災関係機関は、それぞれの機関において、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制確立のためのマニュアルを作成し、活動手順、使用する資機材や装備の使用法の習熟を図るよう定期的に訓練を行うものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制-----【市(各部)、防災関係機関】

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、各防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的な連携体制の強化を図っていく。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え-----【県、市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署】

各防災関係機関は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの機関の実情に応じ救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、下妻消防署は、県や自衛隊の資機材及び他消防署の資機材の保有状況等を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

(2) 医療活動への備え-----【県、市(保健福祉部)、医療機関】

市は、病院に対して、災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄を要請するとともに、災害時に必要な医薬品、医療用品等を調達するため、あらかじめ医薬品・医療用品等の販売事業者と協定の締結に努める。

また、市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとし、さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平常時より相互の連携を図る。

(3) 消火活動への備え-----【市(総務部)、下妻消防署】

茨城県地震被害想定(H30)では、本市においても、震度6弱以上の揺れに見舞われる想定となっており、市及び下妻消防署は、同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努める。

4 緊急輸送活動への備え-----【県、市(総務部、建設部)】

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、地震災害対策計画編 第2章 第3節 第1「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施する。

市及び各道路管理者、並びに県警察本部は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、発災後に交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 避難収容活動への備え-----【市(各部)、下妻消防署】

(1) 避難誘導

市及び下妻消防署は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、市民への周知徹底に努める。また、

発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行う。

(2) 避難場所

市は、都市公園、公民館、学校等公共施設等を対象に避難場所を指定し、市民への周知徹底に努めるものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係-----【市(総務部)、下妻消防署】

市及び下妻消防署は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、県や報道機関との連携を図る。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施-----【市(総務部)、下妻消防署】

市及び下妻消防署は、大規模災害を想定し、住民参加による、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

第4 防災知識等の普及

■ 基本事項

1 趣 旨

大規模な火事災害の発生を未然に防止するために、防災知識等の普及に努める。

2 対策項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及 2 防災関連機器等の普及 |
|---|

■ 対 策

1 防災知識の普及

市及び下妻消防署は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより、市民の防災知識の普及、啓蒙を図る。

2 防災関連機器等の普及

市及び下妻消防署は、住民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努める。

第5章 大規模な火事災害対策

第2節 災害応急対策

大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、防災関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

■ 基本事項

1 趣旨

大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合の情報の収集・連絡体制に関して定める。

2 対策項目

- | |
|--------------|
| 1 災害情報の収集・連絡 |
| 2 通信手段の確保 |

■ 対策

1 災害情報の収集・連絡-----【県、市(総務部)、下妻消防署】

(1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

市及び下妻消防署は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

(2) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

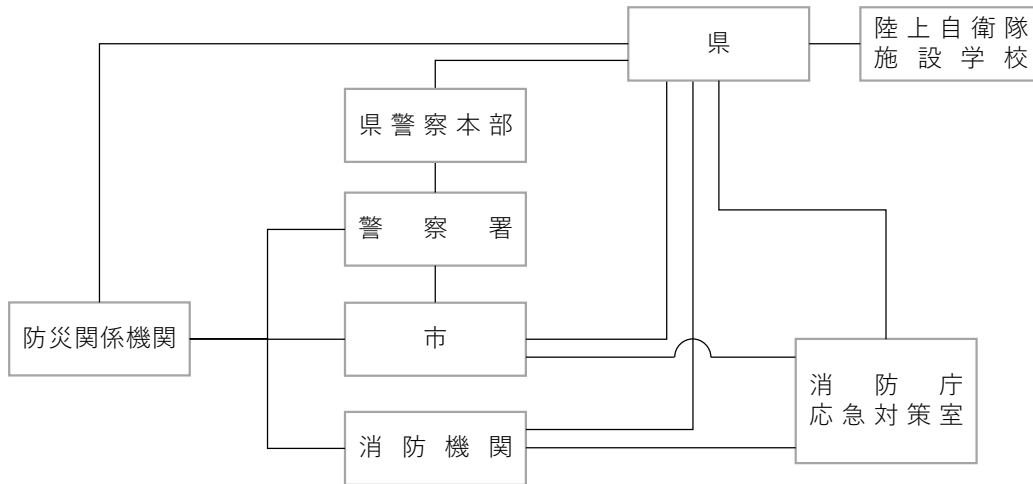


表 連絡先一覧

機関名	担当部署	昼夜の別	電話番号
消防庁	応急対策室	昼	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)
	宿直室	夜間	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
茨城県	消防安全課	昼	029-301-2896
	防災・危機管理課	夜間	029-301-2885
下妻警察署		昼	0296-43-0110
		夜間	

※自衛隊等への緊急連絡が必要な場合は、陸上自衛隊施設学校（警備課防衛班）029-274-3211(内線 234)に連絡すること

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を報告するとともに、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。また、防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

2 通信手段の確保-----【市(総務部)、防災関係機関、電気通信事業者】

市をはじめとする防災関係機関は、災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、電気通信事業者は、県及び市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第2 活動体制の確立

■ 基本事項

1 趣 旨

大規模な火事災害が発生した場合の市等の職員動員配備体制等を定め、災害時に的確な活動体制を確立する。

2 対策項目

1 市の活動体制
2 県の活動体制
3 広域的な応援体制
4 自衛隊の災害派遣

■ 対 策

1 市の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員動員配備体制決定基準は、大規模な火事災害の状況等により次のとおり定める。

表 職員動員配備体制の決定基準

体制区分	基 準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	大規模火災により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。
非常体制	大規模火災により、多数の死傷者が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	大規模火災応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

(2) 職員動員配備体制の決定-----【市(総務部)】

【警戒体制】

火災の延焼情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する下妻消防署長及び総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。

【非常体制】

火災の延焼情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する下妻消防署長及び総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。

表 職員動員配備体制の決定者

	決定者	代決者	代決者
警戒体制	市長	副市長	教育長
非常体制			

(3) 職員の動員-----【市(各部)】

総務部長は、動員配備体制の決定に基づき、災害応急対策実施のため、必要な職員の動員を行う。また、動員にあたっては職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

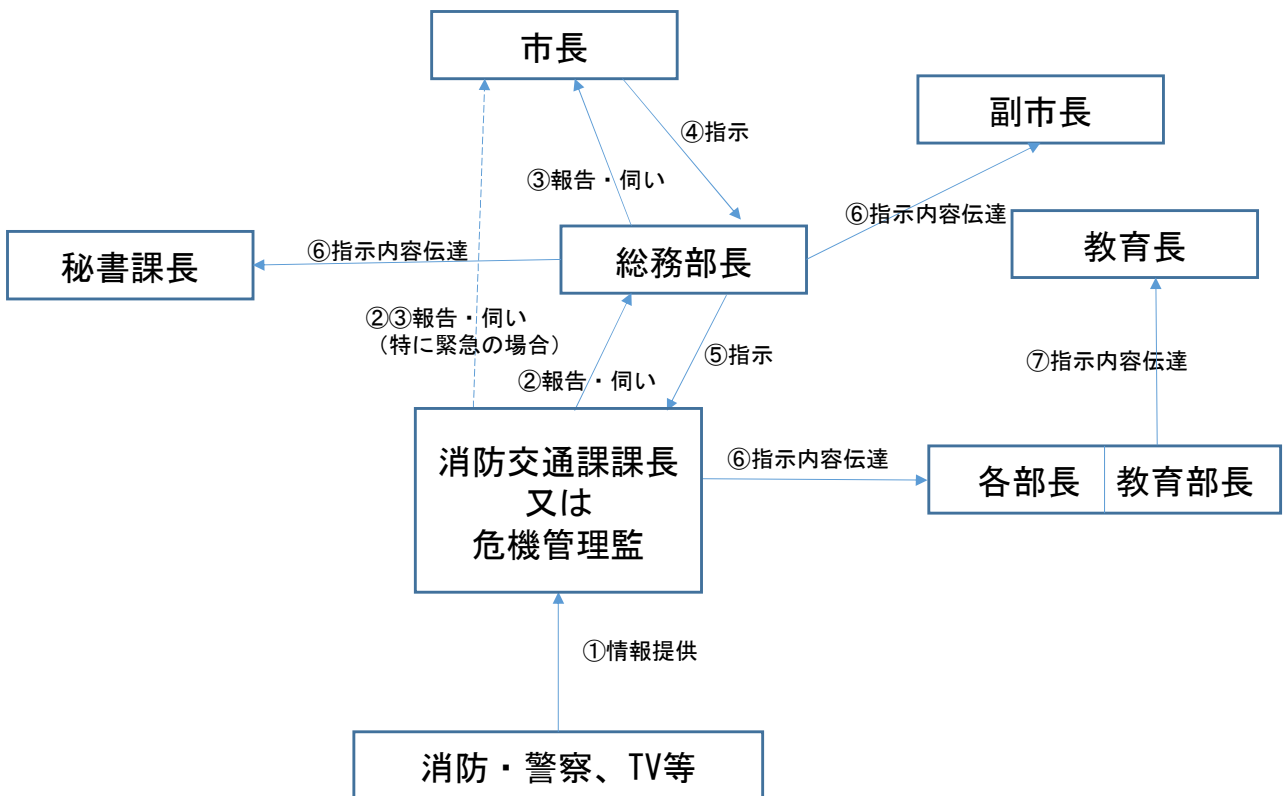


図 動員の伝達系統

(4) 災害対策本部等の設置基準等

【災害警戒本部設置基準】

- 1) 火災により、多数の死傷者が発生するおそれがある場合
- 2) その他市長が必要と認めた場合

【災害警戒本部廃止基準】

- 1) 火災による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合
- 2) その他市長が必要なしと認めた場合

【災害対策本部設置基準】

- | |
|---|
| 1) 大規模な火災により、多数の死傷者が発生した場合
2) その他市長が必要と認めた場合 |
|---|

【災害対策本部廃止基準】

- | |
|---|
| 1) 大規模な火事災害応急対策が概ね完了した場合
2) その他市長が必要なしと認めた場合 |
|---|

【動員配備基準との対応】

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との関係は、(1)の「職員の動員配備体制区分の基準及び内容」に示したとおり。
--

(5) 災害対策本部等の組織及び設置等-----【市(本部事務局、各部)】

1) 組織

災害対策本部は以下の者をもってあてる。

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者(防災関係機関職員等)

なお、本部長に事故がある時、または本部長が欠けた時は、市長の職務代理の順序により、副市長、次いで教育長がその職務を代理する。

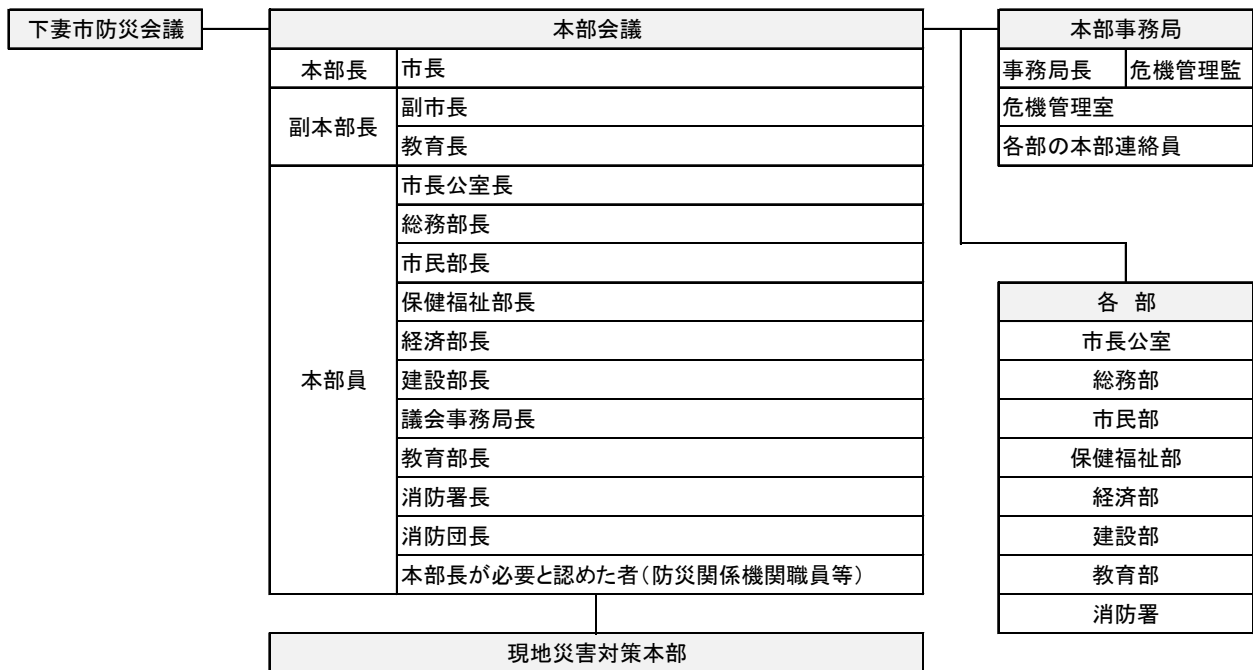


図 災害対策本部組織図

2) 本部の設置

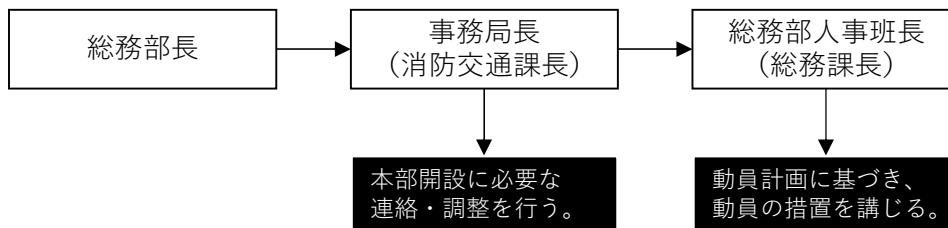
ア 設置に関する指示及び伝達

①本部員及び関係機関等連絡

総務部長は、本部設置及び動員配備体制について市長の指示を受けた時は、災害対策本部事務局長を通じ本部員及び関係機関等に連絡する。

②本部設置に関する指示

本部設置に関する指示の流れは、以下のとおり。



イ 災害対策本部室の設営

災害対策本部室は、市役所第2庁舎会議室とする。

(6) 現地災害対策本部の設置 ----- 【市(総務部)】

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じた時は、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

【現地災害対策本部の組織】

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。現地災

害対策本部の要員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策副本部長が指名する者をもって充てる。

【現地災害対策本部の設置基準】

- ・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- ・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

【現地災害対策本部の分掌事務】

- ・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること
- ・現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

2 県の活動体制-----【県】

大規模火災発生時における県の活動体制は、茨城県地域防災計画を参照する。

3 広域的な応援体制-----【県、市(総務部)、隣接市町】

(1) 他市町村への要請

市長は、市域に係る災害について適切な災害応急対策を実施するために支援を受ける必要があると認める時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

応援に従事する者は、災害応急対策の実施について市の指揮の下で行動するものとする。

(2) 県への応援要請または職員派遣のあっせん

市長は、県知事（または指定地方行政機関等）に応援または職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない時は、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1) 応援要請時に記載する事項

- ①災害の状況
- ②応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- ⑥その他必要な事項

2) 職員派遣あっせん時に記載する事項

- ①派遣のあっせんを求める理由
- ②派遣のあっせんを求める職員の職種別人員

- ③派遣を必要とする期間
- ④その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ①派遣を要請する理由
- ②派遣を要請する職員の職種別人員
- ③派遣を必要とする期間
- ④その他職員の派遣について必要な事項

(4) 民間団体等に対する要請-----【市(総務部)、各公共団体】

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、民間団体等に協力を要請する。

(5) 消防機関への応援要請

市は、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県内の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

- ①大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害
- ②災害が拡大し茨城県内の他市町村または茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ③多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

(6) 受入体制の確保-----【市(総務部)】

1) 連絡・調整窓口の明確化

市長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。また、市災害対策本部内における応援受援に関する連絡・調整を円滑に行うための組織や手順等を周知しておくものとする。

2) 応援を円滑に受入れ、活動を容易にするための体制の整備

市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの職員及び物資等の応援を円滑に受入れ、業務の実施を容易にするため、あらかじめ応援を受けることが必要な業務の選別、業務の実施要領、資機材及び受入れるための施設等を整備しておくものとする。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

3) 海外からの支援の受入れ

市長は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その

円滑な受入れに努める。

(7) 消防機関からの応援受入体制の確保

1) 受入窓口の明確化

消防応援の受入窓口は、原則的に市総務部消防交通課または下妻消防署とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部総務部総務班とする。

2) 応援隊等の受入体制の整備

市長は、市外からの応援隊等の応援を速やかに受入れ、消防活動を容易にするため、受援計画等に基づき体制をあらかじめ整備しておくものとする。

3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防活動を行う。

【応援隊との連携を容易にするための措置事項】

- ①災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
- ②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）
- ③部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供（公園等）
- ④消防活動資機材の調達・提供

4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本市が負担する。

4 自衛隊の災害派遣-----【県、市（総務部）、自衛隊】

(1) 災害派遣要請の要求-----【市】

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、次の災害派遣判断の要件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を県知事に要求する。

【災害派遣判断の要件】

- ①公共性：公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要があること
- ②緊急性：差し迫った必要性があること
- ③非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の手続き-----【市（総務部）】

1) 市長は、当該地域に係る災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認める時は、資料編「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

2) 市長は前記 1) の依頼ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄り

の部隊に通知し、速やかに県知事に対してその旨を通知するものとする。

(3) 災害派遣の活動範囲-----【自衛隊】

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合が必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常、防災関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33.総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行なう。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行なう。
その他	その他臨機に必要なもので、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 自衛隊との連絡-----【市(総務部)、自衛隊】

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)または当該地域を担当する古河・霞ヶ浦分区(第1施設団長、古河駐屯地所在部隊)に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

■ 基本事項

1 趣旨

大規模な火事災害が発生した場合に、迅速に捜索、救助・救急、医療及び消火活動が実施できるように、活動の方針等を定める。

2 対策項目

- | |
|------------|
| 1 救助・救急活動 |
| 2 資機材等の調達等 |
| 3 医療活動 |
| 4 消火活動 |

■ 対策

1 救助・救急活動-----【市(総務部)、防災関係機関】

市をはじめとする各防災関係機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の防災関係機関に応援を要請するものとする。

2 資機材等の調達等-----【市(総務部)、防災関係機関】

活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、市は、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行う。

3 医療活動-----【県、市(保健福祉部)、医療機関】

(1) 医療施設による医療活動-----【医療機関】

市内の医療機関は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージ(治療における優先順位による患者の振り分け)を効果的に実施する。

(2) 災害派遣医療チームによる医療活動-----【県、市(保健福祉部)、医療機関】

1) 医療救護所の活動

- ①被災者のスクリーニング(症状判別)
- ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④防疫対策への支援
- ⑤その他状況に応じた処置

2) 後方医療機関の活動

- ①転送された重傷者の受入れ
- ②特殊な治療を要する慢性疾患患者に対する後方医療(慢性腎不全のため透析療法を要する患者等

の受入れ等)

3) 搬送（転送）活動

重傷者等の後方医療機関への搬送（転送）は、原則として下妻消防署が実施する。ただし、救急車両が確保できない場合等については、次による。

- ①近距離の場合は、市災害対策本部及び市民等が確保した車両による。
- ②遠距離及び道路の破損等の場合は、県もしくは自衛隊等のヘリコプターによる。
- ③医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害派遣医療チーム及び患者の搬送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。
- ④災害派遣医療チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された保健医療チーム等との連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(3) 医薬品等の供給

医薬品及び衛生材料については、医療品販売業者等から必要に応じ調達するものとする。また、県により流通備蓄されている災害用医薬品等の供給を受ける。

また、輸血用血液製剤は、県より茨城県赤十字血液センター及び中央血液センターからの供給を受ける。

(4) 精神保健、心のケア対策

1) 精神科救急医療の確保-----【県】

県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入れ可能な医療機関の確認、搬送の手続きなど、入院できるための体制を確保するものとする。こうした病状の悪化した精神障害者を受入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報の提供を行う。

2) D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請-----【県】

県は、市の要請もしくは必要に応じ、国や医療関係団体へD P A Tの派遣を要請する。D P A Tは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたり、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアも行う。

3) 災害時のこころのケアへの対応-----【市（保健福祉部）、県、医療機関】

- ①市は、保健所と連携し、災害直後から、心理サポートや見守りの必要があると思われる市民に対して、十分に配慮するとともに適切なケアを行う。
- ②市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、保健所と連携し、災害時の心のケアやP T S Dに関する情報を被災者や関係者に周知する。また、保健所に開設される「こころの相談窓口」を明示し、必要な支援が得られるようにする。
- ③治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、医療が必要と判断される場合は、保健所や精神科医療チーム等から情報を入手するとともに、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげ、その後も継続して支援する。

4 消火活動-----【市(総務部)、下妻消防署】

市及び下妻消防署は、災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、本市以外が被災地の場合、被災地方公共団体からの要請または相互応援協定に基づき応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

■ 基本事項

1 趣 旨

大規模な火事災害が発生した場合に、緊急輸送等を実施するための交通の確保を図る。

2 対策項目

1 交通の確保

■ 対 策

1 交通の確保-----【市(各部)、道路管理者】

市及び他の道路管理者は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。また、緊急輸送を確保するため、必要な場合は、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を、県警察本部に対して要請する。交通規制にあたっては、防災関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 避難収容活動

■ 基本事項

1 趣 旨

大規模な火事災害が発生した場合に、市が行う避難指示等については、地震災害対策計画編 第3章 第4節 第2「避難指示、誘導」に準ずるほか、次により実施する。

2 対策項目

1 避難誘導の実施
2 避難場所
3 要配慮者への配慮

■ 対 策

1 避難誘導の実施-----【市(各部)、県警察本部、自衛隊】

市は、発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行う。

2 避難場所-----【市(各部)】

市は、発災後、必要に応じ速やかに避難場所を開設する。この際、避難場所における情報の伝達、食料・水等の配布及び清掃等については、避難者、住民、民間防火組織等の協力を得て適切な運営管理を行うものとする。

3 要配慮者への配慮-----【市(保健福祉部)】

市は、避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障害者等の要配慮者に十分配慮する。

第6 施設及び設備の応急復旧活動-----【市(各部)、各施設管理者】

市及びその他の施設管理者は、それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

■ **基本事項**

1 趣 旨

関係者等への的確な情報伝達については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 第3「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

2 対策項目

- | |
|--|
| <p>1 情報伝達活動</p> <p>2 関係者からの問い合わせに対する対応</p> |
|--|

■ **対 策**

1 情報伝達活動-----【市(総務部)、日本放送協会、茨城放送、茨城新聞社】

市は、火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、防災関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

【提供する情報】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市及び防災関係機関の実施する応急対策の概要 ・避難情報及び避難先の指示 ・地域住民等への協力依頼 ・その他必要な事項 |
|--|

2 関係者からの問い合わせに対する対応-----【市(総務部)】

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第8 防疫及び遺体の処理

1 災害廃棄物の処理-----【市(市民部)】

(1) ごみ処理

1) 作業体制の確保

市は、ごみ処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、近隣市町、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

2) 処理対策

①状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

②市民への広報

市は、速やかにごみの分別方法や収集方法、仮置き場の利用方法を定めて市民に広報する。

③処理の実施

市は、速やかに仮置き場を設置し災害時のごみを適正に管理するとともに、災害時のごみを可能な限り再生利用するため分別を徹底する。

また、収集運搬車両を確保し、災害時のごみの収集運搬を効率的に行う。

(2) し尿処理-----【市(市民部)】

1) 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行う。

2) 処理対策

①状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

②市民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導する。

③処理の実施

市は、必要に応じて避難所、または地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

2 防疫

(1) 防疫組織の設置-----【市(市民部、保健福祉部)】

市は、防疫関係の組織をつくるとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告-----【県、市(市民部、保健福祉部)、医療機関】

市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置に必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画及び対応策-----【市(市民部、保健福祉部)】

市は、地理的、環境的諸条件や被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達-----【県、市(市民部、保健福祉部)、薬業団体】

市は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び県、近隣市町などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施-----【県、市(市民部、保健福祉部)】

県は、市の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班等により、次の事項を行う。

また、被災状況に応じ、自衛隊に対して防疫活動を要請する。

- 1) 被害状況の調査及び市町村指導
- 2) 積極的疫学調査
- 3) 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導
- 4) 井戸水の消毒指導
- 5) その他の防疫措置に必要な事項

市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行うものとする。

3 遺体の処理

市は、遺体発生状況により遺体収容所を開設し、警察、医師等の協力を得て、遺体の処理を実施する。ただし、救助法を適用した時には県及びその委任を受けた市町村が行う。

遺体が多数にのぼる等、市で対応が困難な場合には、県は市からの要請に基づき、周辺市町に応

援を要請するものとする。

また、県が行う遺体の処理は、日赤茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施する。

(1) 遺体の洗浄等-----【市(市民部)、県】

市は、災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には、人心の安定上、腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案、火葬等に備える。

(2) 検 案-----【市、県(警察)、医療機関】

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、または、医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について、死因やその他の医学的検査を行うことである。

市は、県警察が検視等所要の処置をした遺体について、医師会、歯科医師会の協力を得て、医師・歯科医師による検案を実施する。ただし、遺体が多数の場合等で十分な対応が困難な場合には、県(保健福祉部)に協力を要請するものとする。

(3) 遺体の収容(安置)、一時保存-----【県、市(市民部)】

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所(安置所)に収容する。

1) 遺体収容所(安置所)の設置

市は被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町に、設置、運営の協力を要請する。

2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。

3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多発発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

4) 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納官する。また、埋火葬許可証を発行する。

下妻市地域防災計画(その他の災害対策計画編)

第6章 林野火災対策

第6章 林野火災対策

本計画は、市内において広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、防災関係機関がとるべき対策について定める。

第1節 災害予防

林野火災の発生を未然に防止するため、防災関係機関は、平常時から次に掲げる対策を講じる。

第1 林野火災に強い地域づくり

■ 基本事項

1 趣旨

林野火災の発生を未然に防止するための対策を定める。

2 対策項目

- | |
|-------------------|
| 1 林野火災予防対策 |
| 2 林野火災特別地域対策事業の推進 |

■ 対策

1 林野火災予防対策-----【市(総務部)】

林野火災発生原因のほとんどは、たばこの不始末等失火によるものであるため、火災の発生しやすい時期に、火災の発生するおそれがある地域について、森林パトロールや予防広報を重点的に実施し、防火思想の普及を図る。

2 林野火災特別地域対策事業の推進-----【県、市(総務部、経済部)】

県及び市は、林野火災の発生または拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

第2 林野火災防止のための情報の充実

1 趣旨

林野火災の発生を予防するために、気象情報等の伝達体制を確保する。

2 対策項目

1 気象情報発表伝達体制の確保

■ 対策

1 気象情報発表伝達体制の確保-----【市(総務部)、水戸地方気象台】

水戸地方気象台は、林野火災防止のため、気象状況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努める。市は、水戸地方気象台の発表する情報の収集・整理に努め、林野火災の防止に役立てる。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

■ 基本事項

1 趣旨

林野火災の発生時の被害の軽減を図るため、防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策及び災害復旧対策を実施できるように備える。

2 対策項目

- 1 情報の収集・連絡関係
- 2 災害応急体制の整備
- 3 救助・救急、医療活動への備え
- 4 消火活動への備え
- 5 緊急輸送活動への備え
- 6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え
- 7 防災関係機関等の防災訓練の実施

■ 対策

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

各防災関係機関は、林野火災が発生した場合または発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講ずるとともに、機関相互間において、夜間、休日の場合においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

1) 市の措置-----【市(総務部)】

林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果的であることから、市は、多発時期における監視パトロールの強化に努める。また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や防災関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど、緊急時の体制整備を図る。

2) 県の措置-----【県】

県は、市・消防機関から速やかに災害関連情報等の収集ができるよう、防災関係機関相互の連携の強化に努めるとともに、災害現場や防災関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど、緊急時の体制整備を図る。

また、上空からの林野火災状況の把握が、林野火災対策上極めて有効なことから、ヘリコプターテレビ伝送システムの適正な維持管理に努める。

(2) 通信手段の確保-----【県、市(総務部)】

県及び市は、防災情報ネットワークを適正に維持管理し、災害時の通信手段を確保するとともに、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、ヘリコプターテレビ伝送システムの適正な維持管理に努める。一方、市民に対する災害情報等を広報するため、市防災行政無線の整備を推進する。また、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を、非常通信協議会との連携に十分配慮しながら図るとともに、災害時の通信手段については、平常時よりその習熟に努める。

2 災害応急体制の整備**(1) 職員の体制**

市をはじめとする防災関係機関は、林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制-----【市(各部)、防災関係機関】

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、各防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、本市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的な連携体制の強化を図っていく。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村) ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部) |
|---|

(3) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備-----【市(建設部)】

市は、緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努める。

(4) 県・市及び自衛隊の連携-----【県、市(総務部)、自衛隊】

市は、林野火災の発生による自衛隊の派遣に備え、自衛隊の派遣要請方法について周知するほか、受入れ時の対応について、県との調整を図る。

3 救助・救急、医療活動への備え-----【市(総務部、保健福祉部)、下妻消防署、医療機関】

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災関係機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、車両、航空機等の整備に努めるものとする。

また、迅速な医療活動実施のため、市は、病院に対して、災害時に必要な医薬品、医療用品等の備蓄を要請するとともに、災害時に必要な医薬品、医療用品等を調達するため、あらかじめ医薬品・医療用品等の販売事業者と協力協定の締結に努める。

また、市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。医療関係団体は、市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとし、さらに、協議会の設置または会議等を通じ、平常時より相互の連携を図る。

4 消火活動への備え-----【市(総務部)、下妻消防署】

市は、防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努める。

5 緊急輸送活動への備え-----【市(総務部、建設部)、防災関係機関】

(1) 緊急輸送道路の指定・整備

市は、緊急輸送道路のうち、市が管理する部分について、地域防災計画の地震災害対策計画編で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

本市においては、特に市街地の街路が複雑な上、狭隘なため、被災時に市街地を中心として市内各地への円滑な輸送・交通体制を実現するための道路体系の整備を図る必要がある。また、市内を縦横に走る河川や水路をまたぐ橋梁等に関して、特に十分な耐震強化を図り、被災時に道路ネットワークを十分に活用できるよう、幹線道路網を整備することが重要である。

(2) ヘリポートの指定・整備

市は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを防災関係機関と協議の上指定する。

さらに、ヘリポートが災害時に有効に利用し得るよう、防災関係機関及び市民に対し周知徹底を図るなど、所要の措置を講じる。

(3) 緊急輸送資機材、車両の調達体制の整備

1) 道路啓開用資機材、車両の調達体制の整備

道路啓開作業（道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うこと等）に必要な資機材及び車両等の調達については、防災関係団体への協力を要請する。その際の具体的な資機材、車両の種類及び数量について事前検討し、調達体制を整備する。

2) 緊急通行車両等の調達体制の整備

市は、保有車両等を把握するとともに、必要に応じて防災関係団体と協定を締結するなど緊急通行車両等の調達体制の整備に努める。

6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え-----【市(各部)、防災関係機関】

市をはじめとする防災関係機関は、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、市民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練を通して要配慮者に配慮した避難誘導體制の整備に努める。また、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材を整備するものとする。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施-----【市(総務部)、防災関係機関】

市は、様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施する。

第4 防災活動の促進-----【市(総務部)】

市は、林野利用者に対し、火災予防に関する啓発を実施するとともに、広報紙への掲載や立看板の設置等による広報・宣伝に努める。

第6章 林野火災対策

第2節 災害応急対策

林野火災が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止するよう、防災関係機関は次の対策を講じる。

第1 発災直後の情報の収集・連絡

■ 基本事項

1 趣 旨

林野火災発生直後の情報の収集・連絡体制を定める。

2 対策項目

1 災害情報の収集・連絡

■ 対 策

1 災害情報の収集・連絡

(1) 林野火災情報の収集・連絡

1) 市の措置-----【市(総務部)、下妻消防署】

市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

2) 県の措置-----【県】

市から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、その他関係する省庁へも連絡する。

また、必要に応じて航空機による目視、撮影等による情報収集を行う。

(2) 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。

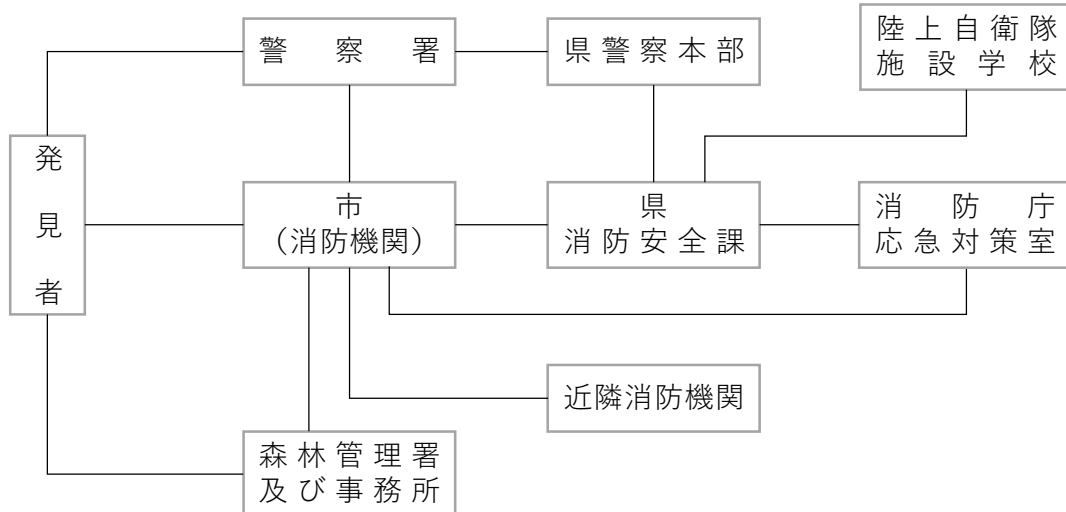


表 連絡先一覧

機関名	担当部署	昼夜の別	電話番号
消防庁	応急対策室	昼	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)
	宿直室	夜間	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
茨城県	消防安全課	昼	029-301-2896
	防災・危機管理課	夜間	029-301-2885
下妻警察署		昼	0296-43-0110
		夜間	

※自衛隊等への緊急連絡が必要な場合は、陸上自衛隊施設学校（警備課防衛班）029-274-3211(内線 234)に連絡すること

(3) 応急対策活動情報の連絡-----【市(総務部)】

市は、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を、県に報告する。

第2 活動体制の確立

■ 基本事項

1 趣旨

林野火災が発生した場合の市等の職員動員配備体制等を定め、災害時に的確な活動体制を確立する。

2 対策項目

1 市の活動体制
2 県の活動体制
3 広域的な応援体制
4 自衛隊の災害派遣

■ 対策

1 市の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員動員配備体制の決定基準は、林野火災の状況等により次のとおり定める。

表 職員動員配備体制の決定基準

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	林野火災により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒本部を設置する。
非常体制	林野火災により、多数の死傷者等が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	林野火災応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

(2) 職員動員配備体制の決定-----【市(総務部)】

【警戒体制】

林野火災情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制の決定基準に基づき決定する。

【非常体制】

林野火災情報、被害情報、県及び防災関係機関の情報に関する総務部長の報告をもとに、市長が職員動員配備体制区分の決定基準に基づき決定する。

表 職員動員配備体制の決定者

	決定者	代決者	代決者
警戒体制	市長	副市長	教育長
非常体制			

(3) 職員の動員-----【市(各部)】

総務部長は、動員配備体制の決定に基づき、災害応急対策実施のため、必要な職員の動員を行う。また、動員にあたっては職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

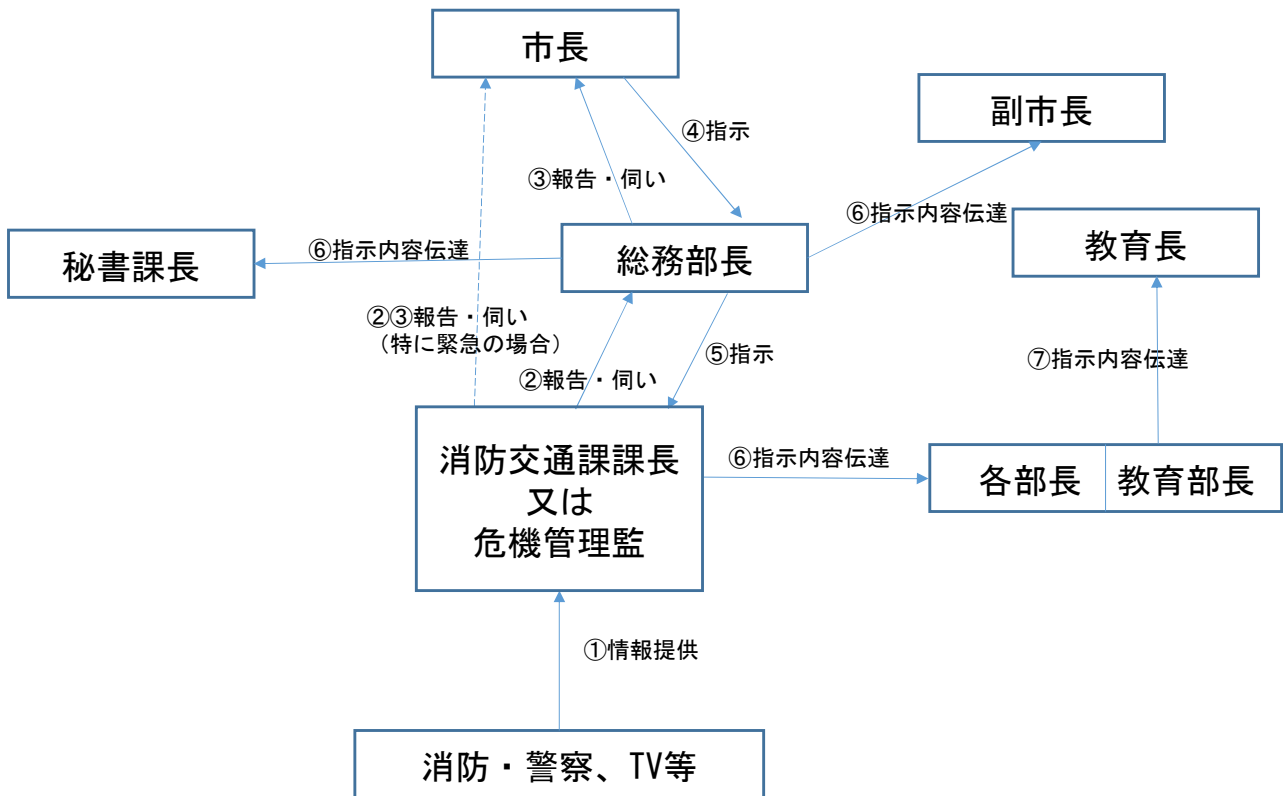


図 動員の伝達系統

(4) 災害対策本部等の設置基準等

【災害警戒本部設置基準】

- 1) 林野火災により、多数の死傷者等が発生するおそれがある場合
- 2) その他市長が必要と認めた場合

【災害警戒本部廃止基準】

- 1) 林野火災による多数の死傷者等の発生のおそれがなくなった場合
- 2) その他市長が必要なしと認めた場合

【災害対策本部設置基準】

- 1) 林野火災により、多数の死傷者が発生した場合
- 2) その他市長が必要と認めた場合

【災害対策本部廃止基準】

- 1) 林野火災の応急対策が概ね完了した場合
- 2) その他市長が必要なしと認めた場合

【動員配備基準との対応】

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との関係は、(1)の「職員の動員配備体制区分の基準及び内容」に示したとおり。

(5) 災害対策本部等の組織及び設置等-----【市(本部事務局、各部)】

1) 組織

災害対策本部は以下の者をもってあてる。

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	市長公室長 総務部長 市民部長 保健福祉部長 経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 消防署長 消防団長 本部長が必要と認めた者(防災関係機関職員等)

なお、本部長に事故がある時、または本部長が欠けた時は、市長の職務代理の順序により、副市長、次いで教育長がその職務を代理する。



図 災害対策本部組織図

2) 本部の設置

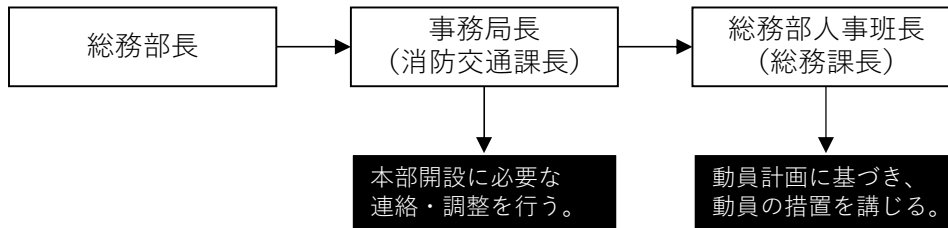
ア 設置に関する指示及び伝達

①本部員及び関係機関等への連絡

総務部長は、本部設置及び動員配備体制について市長の指示を受けた時は、災害対策本部事務局長を通じ本部員及び関係機関等に連絡する。

②本部設置に関する指示

本部設置に関する指示の流れは、以下のとおり。



イ 災害対策本部室の設営

災害対策本部室は、市役所第2庁舎会議室とする。

(6) 現地災害対策本部の設置-----【市(総務部)】

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じた時は、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

【現地災害対策本部の組織】

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置く。現地災害対策本部の要員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

【現地災害対策本部の設置基準】

- ・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- ・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

【現地災害対策本部の分掌事務】

- ・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること
- ・現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

2 県の活動体制-----【県】

林野火災発生時の県の活動体制に関しては、茨城県地域防災計画を参照する。

3 広域的な応援体制-----【県、市(総務部)、隣接市町】

(1) 他市町村への要請

市長は、市域に係る災害について適切な災害応急対策を実施するために支援を受ける必要があると認める時は、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

応援に従事する者は、災害応急対策の実施について市の指揮の下で行動するものとする。

(2) 県への応援要請または職員派遣のあっせん

市長は、県知事（または指定地方行政機関等）に応援または職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができない時は、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1) 応援要請時に記載する事項

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①災害の状況②応援（応急措置の実施）を要請する理由③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量④応援（応急措置の実施）を必要とする場所⑤応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）⑥その他必要な事項 |
|--|

2) 職員派遣あっせん時に記載する事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①派遣のあっせんを求める理由②派遣のあっせんを求める職員の職種別人員③派遣を必要とする期間④その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項 |
|---|

(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①派遣を要請する理由②派遣を要請する職員の職種別人員③派遣を必要とする期間④その他職員の派遣について必要な事項 |
|--|

(4) 民間団体等に対する要請-----【市（総務部）、各公共団体】

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認める時は、民間団体等に協力を要請する。

(5) 消防機関への応援要請

市は、消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県内の他の消防機関に対し、茨城県

広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

【応援派遣要請を必要とする災害規模】

- ①大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害
- ②災害が拡大し茨城県内の他市町村または茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ③多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

(6) 受入体制の確保-----【市(総務部)】

1) 連絡・調整窓口の明確化

市長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。また、市災害対策本部内における応援受援に関する連絡・調整を円滑に行うための組織や手順等を周知しておくものとする。

2) 応援を円滑に受入れ、活動を容易にするための体制の整備

市長は、国及び関係都道府県・市町村等からの職員及び物資等の応援を円滑に受入れ、業務の実施を容易にするため、あらかじめ応援を受けることが必要な業務の選別、業務の実施要領、資機材及び受入れるための施設等を整備しておくものとする。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

3) 海外からの支援の受入れ

市長は、国の非常(緊急)災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

(7) 消防機関からの応援受入体制の確保

1) 受入窓口の明確化

消防応援の受入窓口は、原則的に市総務部消防交通課または下妻消防署とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部総務部総務班とする。

2) 応援隊等の受入体制の整備

市長は、市外からの応援隊等の応援を速やかに受入れ、消防活動を容易にするため、受援計画等に基づき体制をあらかじめ整備しておくものとする。

3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防活動を行う。

【応援隊との連携を容易にするための措置事項】

- ①災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置)
- ②応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議)
- ③部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供(公園等)
- ④消防活動資機材の調達・提供

4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本市が負担する。

4 自衛隊の災害派遣-----【県、市(総務部)、自衛隊】

(1) 災害派遣要請の要求-----【市】

市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、次の災害派遣判断の要件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を県知事に要求する。

【災害派遣判断の要件】

①公共性：公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること
②緊急性：差し迫った必要性があること
③非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の手続き-----【市(総務部)】

- 1) 市長は、当該地域に係る災害が発生し、または発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認める時は、資料編「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。
- 2) 市長は前記 1) の依頼ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知し、速やかに県知事に対してその旨を通知するものとする。

(3) 災害派遣の活動範囲-----【自衛隊】

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行なう。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行なう。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行なうが、薬剤等は通常、防災関係機関の提供するものを使用するものとする。

人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33.総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、または譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援助	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行なう。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行なう。
その他	その他臨機に必要なもので、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 自衛隊との連絡-----【市(総務部)、自衛隊】

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）または当該地域を担当する古河・霞ヶ浦分区（第1施設団長、古河駐屯地所在部隊）に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

■ 基本事項

1 趣旨

林野火災が発生した場合に、迅速に捜索、救助・救急、医療及び消火活動が実施できるように、活動の方針等を定める。

2 対策項目

<p>1 救助・救急活動</p> <p>2 医療活動</p> <p>3 地上消火活動</p> <p>4 空中消火活動</p>
--

■ 対策

1 救助・救急活動-----【市(総務部)、下妻消防署】

市は、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部や現地災害対策本部等国の各機関、県及び他市町村に応援を要請する。

2 医療活動-----【市(保健福祉部)、医療機関】

(1) 医療施設による医療活動-----【医療機関】

市内の医療機関は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、ト

リアージ（治療における優先順位による患者の振り分け）を効果的に実施する。

(2) 災害派遣医療チームによる医療活動-----【県、市（保健福祉部）、医療機関】

1) 医療救護所の活動

- ①被災者のスクリーニング（症状判別）
- ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④防疫対策への支援
- ⑤その他状況に応じた処置

2) 後方医療機関の活動

- ①転送された重傷者の受入れ
- ②特殊な治療を要する慢性疾患患者に対する後方医療（慢性腎不全のため透析療法を要する患者等の受入れ等）

3) 搬送（転送）活動

重傷者等の後方医療機関への搬送（転送）は、原則として下妻消防署が実施する。ただし、救急車両が確保できない場合等については、次による。

- ①近距離の場合は、市災害対策本部及び市民等が確保した車両による。
- ②遠距離及び道路の破損等の場合は、県もしくは自衛隊等のヘリコプターによる。
- ③医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害派遣医療チーム及び患者の搬送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。
- ④災害派遣医療チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された保健医療チーム等との連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(3) 医薬品等の供給

医薬品及び衛生材料については、医療品販売業者等から必要に応じ調達するものとする。また、県により流通備蓄されている災害用医薬品等の供給を受ける。

また、輸血用血液製剤は、県より茨城県赤十字血液センター及び中央血液センターからの供給を受ける。

(4) 精神保健、心のケア対策

1) 精神科救急医療の確保-----【県】

県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入れ可能な医療機関の確認、搬送の手続きなど、入院できるための体制を確保するものとする。こうした病状の悪化した精神障害者を受入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、精神保健福祉センター等に情報の提供を行う。

2) DPAT (災害派遣精神医療チーム) の派遣要請-----【県】

県は、市の要請もしくは必要に応じ、国や医療関係団体へDPATの派遣を要請する。DPATは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりるとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアも行う。

3) 災害時のこころのケアへの対応-----【市(保健福祉部)、県、医療機関】

①市は、保健所と連携し、災害直後から、心理サポートや見守りの必要があると思われる市民に対して、十分に配慮するとともに適切なケアを行う。

②市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、保健所と連携し、災害時の心のケアやPTSDに関する情報を被災者や関係者に周知する。また、保健所に開設される「こころの相談窓口」を明示し、必要な支援が得られるようにする。

③治療の中断(薬切れ等)や環境の急変等から病状が悪化し、医療が必要と判断される場合は、保健所や精神科医療チーム等から情報を入手するとともに、かかりつけ(精神科)医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげ、その後も継続して支援する。

3 地上消火活動-----【市(総務部)、下妻消防署、自主防災組織】

市は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動するとともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立する。また、自主防災組織及び住民は、林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防署、消防団に協力するよう努めるものとする。

4 空中消火活動**(1) 現地指揮本部-----【県】**

市が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県(消防安全課)及びヘリコプター運用機関からの連絡員により構成するものとする。

現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するために消火計画を立て、各防災関係機関との連携を図り、統一的な指揮を執る。

(2) 空中消火基地-----【県、市(建設部)、ヘリコプター運用機関】

空中消火基地は、消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所(燃料集積所を含む。)からなり、空中消火活動の拠点となる。市は、空中消火の実施が決定された時点で、県(消防安全課)及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決めるものとする。

(3) 空中消火の方法-----【県】

水のう型散水装置をヘリコプターの機体下部に吊し、上空から散水する。

(4) 県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準

- | |
|--|
| 1) 地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合 |
| 2) その他、火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合 |

(5) 自衛隊ヘリコプターの派遣-----【県、市(総務部)、自衛隊】

市は、必要と認められる場合には、県に対して自衛隊ヘリコプターの災害派遣要請を依頼する。県は、市から依頼があった場合、速やかに自衛隊にヘリコプターの派遣要請を行う。

第4 緊急輸送のための交通の確保

■ 基本事項

1 趣 旨

林野火災が発生した場合に、緊急輸送等を実施するための交通の確保を図る。

2 対策項目

1 交通の確保

■ 対 策

1 交通の確保-----【市(各部)、道路管理者】

市及び道路管理者は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備会社等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制にあたっては、防災関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5 避難収容活動

■ 基本事項

1 趣 旨

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長は防災関係機関の協力を得て、避難指示のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また、安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

2 留意事項

(1) 迅速かつ的確な情報収集

避難情報発令の決定に際して必要な情報を、迅速かつ的確に収集する。災害時にはこれらの情報は市よりも消防や警察に集まりやすいため、これらの防災関係機関との連携を密にして情報収集に遺漏がないようにする必要がある。

(2) 防災関係機関の協力

混乱なく速やかに避難を実施するためには、市、消防、警察、その他機関の足なみが揃っている必要があり、情報の共有化の徹底を図ることが必要である。

(3) 要配慮者に配慮した避難誘導

避難は地域住民（自主防災組織）、ボランティアなどの協力を得て、地域の全員が安全に行うことが重要である。そのためには、高齢者、病弱者、乳幼児、障害者、外国人等の要配慮者への配慮が必要である。

3 対策項目

- | |
|----------------|
| 1 避難情報の発令 |
| 2 警戒区域の設定 |
| 3 避難の誘導 |
| 4 指定緊急避難場所 |
| 5 広域避難（広域一時滞在） |

■ 対策

1 避難情報の発令

(1) 避難が必要となる災害

被害の拡大要因となる災害としては、次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適時適切に避難指示等を伝達する。

また、必要に応じ、高齢者等避難を適切に出すように努める。

- | | |
|-----------------|------------|
| ・地震による建物倒壊 | ・がけ崩れ、地すべり |
| ・地震水害（河川、ため池等） | ・延焼火災 |
| ・危険物漏洩（毒劇物、爆発物） | ・その他 |

(2) 避難情報の発令-----【県、市（総務部、保健福祉部）、下妻警察署、自衛隊】

市長は、火災、がけ崩れ、ため池の決壊、洪水等の事態が発生し、または発生するおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認める時は、危険地域の住民に対し、速やかに避難及び立退きの指示等を行う。

また、市長は、必要に応じ、立退きの指示等の前の段階で、住民に立退きの準備、または立退き

に時間を要する者に対して早期に立退きを実施するよう促す。

なお、市は、避難情報を発令する際に、国または県に必要な助言を求めることができる。

また、市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

1) 警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長が指示できないと認める時、または市長から要求があった時、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認める時は、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示するものとする。

2) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいない時は、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

【避難情報と居住者等がとるべき行動等】

避難情報等	発令される状況	とるべき行動等
警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル4 避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
警戒レベル5 緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保

【避難情報の発令者】

発令者	発令の要件	根拠法令
市長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められる時	災害対策基本法第60条
県知事	・市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなった時	
警察官	・市長が指示できないと認める時 ・市長から要求があった時 ・住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認める時	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官	・（災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官）危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいない時	自衛隊法第94条
消防長または消防署長	・ガス、火薬等事故の火災により、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められる時	消防法第23条の2
水防管理者	・洪水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる時	水防法第29条

(3) 避難情報の内容-----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】

避難情報(緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難)の発令は、次の内容を明示して実施する。

- ①要避難(準備)対象地域
- ②避難先及び避難経路
- ③避難情報(緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難)の発令の理由
- ④その他必要な事項

(4) 避難措置の周知-----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】

1) 住民への周知徹底

避難情報を発令した者は、速やかにその旨を住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、次により周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

- ①直接的な周知として、市防災行政無線、広報車、Ｌアラート、ホームページ及びメール等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、住民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。
- ②間接的な周知として、報道機関等の協力を得て、テレビやラジオ等により広報する。また、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民への周知漏れを防ぐ。

2) 防災関係機関相互の連絡

避難情報を発令、及び解除した者は、その旨を防災関係機関に連絡し、現場での情報の混乱を未然に防止を図る。

また、避難情報の解除にあたっては、十分に安全性の配慮に努めるものとする。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定-----【市(総務部)、下妻消防署】

市長は、避難が必要となる災害の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、または退去を命ずる。

1) 警察官

市長またはその職権を行う吏員が現場にいない場合、または、これらの者から要請があった場合、警察官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

2) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

3) 消防職員

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないよう措置をすることができる(消防法第28条及び水防法第21条)。

【警戒区域設定者】

設定権者	警戒区域設定の要件	根拠法令
市長	市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める時	災害対策基本法第63条
警察官	市長もしくはその委任を受けて法令に規定する市長の職権を行なう市職員が現場にいない時、またはこれらの者から要求があった時	災害対策基本法第63条
自衛官	(災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官) 市長その他法令に規定する市長の職権を行うことができる市職員や警察官がその場にいない場合に限る。	災害対策基本法第63条
消防職員	火災の現場においては、消防吏員または消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入を禁止しもしくは制限することができる。	消防法第28条
水防管理者	水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条

(2) 警戒区域設定の周知-----【市(総務部)、下妻警察署、自衛官】

警戒区域の設定を行った者は、避難情報と同様に、市民への周知及び防災関係機関への連絡を行う。

3 避難の誘導

(1) 避難誘導の方法-----【市(総務部、保健福祉部)、下妻警察署、下妻消防署】

市、警察、その他が行う避難誘導は、市民の安全のため次の事項に留意して速やかに行う。

特に、要配慮者が円滑に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

- 1) 指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること
- 2) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること
- 3) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること
- 4) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること
- 5) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること
- 6) 避難誘導は受入れ先での救援物資の配給等を考慮して、できれば自治区等の単位で行うこと

(2) 住民の避難対応-----【住民】**1) 避難の優先**

避難にあたっては、病弱者、高齢者（WHOでは65歳以上と定義）、障害者等の避難を優先する。

2) 携行品の一例

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、ティッシュペーパー、マスク等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

4 指定緊急避難場所-----【市（総務部）】

市は、災害発生時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

5 広域避難（広域一時滞在）-----【国、県、市（総務部）】

市は、市域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、災害発生時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合においては、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがない時は、市町村の要求を待つことなく、広域一時滞在のための要求協議を市に代わって行うものとする。

国は、市及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市から要求を待ついとまがない時は、市の要求を待つことなく、県に代わって、国が広域一時滞在のための協議を行うものとする。

第6 施設、設備の応急復旧活動

市をはじめとする各施設管理者は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第7 関係者等への的確な情報伝達活動

■ 基本事項

1 趣旨

関係者等への的確な情報伝達については、地震災害対策計画編 第3章 第2節 第3「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

2 対策項目

- | |
|---------------------|
| 1 情報伝達活動 |
| 2 関係者からの問い合わせに対する対応 |

■ 対策

1 情報伝達活動-----【市(総務部)、日本放送協会、茨城放送、茨城新聞社】

市は、林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、防災関係機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

【提供する情報】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・市及び防災関係機関の実施する応急対策の概要・避難情報及び避難先の指示・地域住民等への協力依頼・その他必要な事項 |
|---|

2 関係者からの問い合わせに対する対応-----【市(総務部)】

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第8 二次災害の防止活動-----【市(建設部)】

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努めるものとする。